

奈良学園大学白書

(自己点検評価報告書)

【令和5年度】

奈良学園大学

目次

I. 建学の精神・大学の基本理念, 使命・目的, 大学の個性・特色等	2
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	53
基準 4. 教員・職員	70
基準 5. 経営・管理と財務	80
基準 6. 内部質保証	91
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	96
基準 A. ボランティア活動	96
基準 B. 社会連携	97
基準 C. 国際交流	102
V. 特記事項	106

I. 建学の精神・大学の基本理念, 使命・目的, 大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

学校法人奈良学園初代理事長・学長伊瀬敏郎は、奈良産業大学（現・奈良学園大学）開学（昭和 59(1984)年 4 月）に際して、その建学の精神を次のように宣言している。「21 世紀の経済界のリーダー養成を目指し、経済学、経営学に関する専門学術知識をより深く身につけた実践力のある実務家の育成を目的として来春 4 月、奈良産業大学を開学する」こと、さらに「地域社会との連携を保ちつつ、その繁栄に役立つ専門知識と技術が身につくよう独自の大学教育を展開する」ことも謳っている。これに鑑み、平成 19(2007)年に、評議会において、建学の精神及び教育理念を今日的観点から再検討し、次のように整理した。

建学の精神

高度な専門学術知識に裏付けられた実践力を有する有能な人材を教育・養成し、地域社会及び社会全体の発達・発展に貢献する。

教育理念

現実に立脚した学術の研究と教育を通じて、明日の社会を開く学識と実務能力を兼ね備えた指導的人材の育成を目指し、時代の進展に対応し得る広い視野と創造性を培い、誠実にして協調性のある心身ともに豊かでたくましい実践力を持った人材を養成する。

2. 使命・目的

奈良学園大学（以下、本学と表記することがある。）は、平成 26（2014）年 4 月、奈良産業大学より法人名称「奈良学園」を使用した大学名称に変更したが、その使命・目的は、従来の奈良産業大学における使命・目的を踏襲し、「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に広く一般教養を授けるとともに、社会で必要な実務能力を備え、自らの目標を達成するための実践力を有する人材を育成するために必要な教育・学術研究の遂行によって、社会の発展に寄与することを目的とする」と「奈良学園大学学則第 1 条」で定めている。このことについて従来から評価されてきた地域社会との連携、関わり、それを実践するための実学教育等を引き継ぎ、さらに発展させるために、新たに設置した両学部においても、この使命・目的に対応する形で、教育理念をそれぞれの学部の特性に沿って具体化し、時代の要請に応じた教育目的を掲げた。

人間教育学部 教育目的

「社会の中で一人の人間」として生き抜く力となる豊かな「人間力」を基盤とする、柔軟な「教育力」と高度な「実践力」を備えた「教育者」（広く社会の教育活動にかかわる人材）の養成を目的とする。

保健医療学部 教育目的

幅広い教養と豊かな人間性、国際性、変化に対応できる汎用的能力などをそなえ、「人」を中心に据えた専門的知識と高度な技術、創造力、実践力、倫理性、協調性などを身につけた質の高い保健医療職者の育成を目的とする。

また平成30(2018)年4月より大学院看護学研究科看護学専攻を開設した。さらに令和5(2023)年4月に大学院リハビリテーション学研究科リハビリテーション学専攻を開設する。大学院の使命・目的は、「教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、奈良学園大学の建学の精神と教育理念に則り、学部における一般的・専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論とその応用を教授・研究し、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識と卓越した能力を培い、もって社会の発展及び文化の進展に寄与することを目的とする」と「奈良学園大学大学院学則第1条」で定めている。

大学院看護学研究科看護学専攻 教育目的

教育理念に基づき、在宅看護、育成看護、精神看護分野における専門性を深め、国内外で活躍することができる高度な看護実践者と看護の各分野における実践的教育の担い手及び研究者を育成することを目的とする。

さらに令和4(2022)年8月に文部科学省より認可され、令和5(2023)年4月より開設される大学院リハビリテーション学研究科リハビリテーション学専攻の教育目的は以下の内容で定められている。

<参考>

大学院リハビリテーション学研究科リハビリテーション学専攻 教育目的

※令和5(2023)年4月開設

教育理念に基づき、多様化する保健・医療のニーズに対応できる科学的根拠に基づいた臨床実践力を養うとともに、地域・施設現場におけるリハビリテーション医療の複雑化、多様な障害像に主体的、多面的なアプローチとあわせた社会貢献に尽力する高度専門職業人を育成することを目的とする。

3. 大学の個性・特色等

法人名称「奈良学園」を使用した大学名称に変更した本学は、次に示す学校法人奈良学園教育理念の下に教育・研究を推進することで、それまで以上に法人との一体感を強め、法人のフラッグシップとして人材の育成に取り組み、社会に貢献することに取り組み、現在もその営みを継続している。

奈良学園 教育理念

「教育はロマン、夢を語り、夢をカタチに」。夢と希望と志をもった前途有為な人材を育成することにより、人類・社会に貢献する。

人間教育学部

初等・中等教育を横断的・複合的に取り扱う人間教育学部において、教育の連携性（教育に対する社会全体の連携）と教育の一貫性（一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現）に資する人材の育成を行っている。豊かな「人間力」を基盤に、柔軟な「教育力」と、高度な「実践力」の3つのキーコンセプトに基づく取組によって、主に、義務教育やその連携段階の教育に携わる教育職員（小学校教諭、保育士、幼稚園教諭、中学校教諭：国語・数学・音楽、高等学校教諭：国語・数学・音楽）、特別支援学校教諭の養成、及び、広く社会の教育活動にかかわる人材（行政職員、教育関連業種での専門職など）を養成している。

保健医療学部

今後の社会の要請に応えるべく、高度化、複雑化、グローバル化する多様な保健医療ニーズに個別的に対応するため、幅広い教養と豊かな人間性、国際性、変化に対応できる汎用的能力など、確かな「学士力」を備え、「人」を中心に据えた専門的知識と高度な技術、創造力、実践力、倫理性、協調性などを身につけた、質の高い保健医療職者の育成を行っている。看護学科では、知識や技術の修得のみならず、看護のフィロソフィの獲得を目指し、看護の役割の拡大や質の変化に対応でき、チーム医療の一員として、多職種と協働して人類・社会に貢献できる質の高い看護職者（看護師、保健師、助産師）を育成している。

このことに加えて、地域と連携しながら、病院等の施設や在宅におけるチーム医療の一員として、専門的な役割を果たすとともに多職種と協働する能力をもち、豊かな人間性と高い倫理性に基づいた人にやさしいケアや保健医療サービスが提供できるリハビリテーション専門の医療従事者が必要とされている現状のもとに、リハビリテーション学科（理学療法学専攻・作業療法学専攻）を設置し、変化する社会に対して、看護とリハビリテーションの立場で高い全人的ケアの実践能力と調整能力を備え、社会に貢献できる優秀な看護職者と理学療法士及び作業療法士といった医療職者を育成し、地域の保健・医療・福祉の向上に寄与できるよう変更を行った。

大学院看護学研究科

大学院においては、地域保健医療の推進のために重要な在宅看護、育成看護、及び精神看護の分野における専門性を高め、多職種連携のもと、国内外で活躍することができる高度な看護実践者と看護の各分野における実践的教育の担い手および研究者の育成を目指し、また精神看護学分野には、CNS(Certified Nurse Specialist)を履修するコース（精神看護専攻教育課程）も設置し、高い専門性と総合的な視野をもち、独創性・指導性を発揮できる精神看護専門看護師を養成する。

<参考>

大学院リハビリテーション学研究科 ※令和5（2023）年4月開設

大学院においては、科学的根拠に基づいて医療と生活支援を実践する能力、研究をとおして培った科学的・論理的思考を活かし問題の解決を模索する研究力、さらに後進の育成を推進する教育力をもった高度専門職業人の育成を目標とする。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

奈良学園大学の前身となる奈良産業大学は、昭和 59(1984)年 4 月に、経済学部経済学科・経営学科を設置・開学し、昭和 62(1987)年に法学部法学科を設置した。またその後、平成 11(1999)年には経済学部経営学科を経営学部経営学科に改組転換し、平成 13(2001)年に情報学部情報学科を設置した。平成 19(2007)年に、経済学部、経営学部、法学部の募集を停止すると同時に、ビジネス学部ビジネス学科を設置し、従来の 4 学部体制からビジネス学部と情報学部の 2 学部体制へと再編した。

さらに、平成 26(2014)年 4 月から、ビジネス学部、情報学部の募集を停止（平成 29(2017)年 9 月：情報学部廃止、平成 30(2018)年 3 月：ビジネス学部廃止）し、新たに人間教育学部人間教育学科、保健医療学部看護学科を設置するとともに、大学名称を「奈良産業大学」から「奈良学園大学(Naragakuen University)」に変更した。

その後、平成 30(2018)年 4 月に、大学院看護学研究科を設置、人間教育学部の入学定員増（120 人→150 人）を行うとともに、平成 31(2019)年 4 月に保健医療学部リハビリテーション学科（理学療法学専攻 40 人、作業療法学専攻 40 人）を設置した。さらに、令和 5(2023)年 4 月からは、大学院リハビリテーション学研究科を設置することとなる。

この間、現在(令和 4(2022)年 5 月 1 日)までに経済学部 9,399 人、経営学部 854 人、法学部 5,069 人、情報学部 805 人、ビジネス学部 608 人、人間教育学部 550 人、保健医療学部 385 人、大学院看護学研究科 10 人の合計 17,680 人の有為の人材を社会に送り出している。

令和 4(2022)年 4 月からは、2 つのキャンパスを登美ヶ丘キャンパスに統合し、ワンキャンパス体制で新たな運営を行っている。

昭和 36 年 3 月	学校法人中和学園設置認可
昭和 40 年 4 月	奈良文化女子短期大学、同付属高等学校開設
昭和 45 年 4 月	学校法人奈良学園へと名称変更
昭和 59 年 4 月	奈良産業大学設置、経済学部経済学科・経営学科設置
昭和 62 年 4 月	法学部法学科設置
平成 3 年 3 月	情報処理教育センター竣工
平成 6 年 9 月	図書館竣工
平成 6 年 11 月	産業研究所開設
平成 11 年 4 月	経済学部経営学科を経営学部経営学科へ改組
平成 12 年 11 月	信貴山グラウンド竣工
平成 13 年 4 月	情報学部情報学科設置
平成 18 年 7 月	学修支援センター設置
平成 18 年 12 月	産業研究所廃止
平成 19 年 4 月	経済学部経済学科、経営学部経営学科、法学部法学科募集停止
平成 19 年 4 月	ビジネス学部ビジネス学科設置

平成 19 年 4 月	教育研究学術センター設置
平成 20 年 4 月	情報処理教育センターを情報センターへと名称変更
平成 21 年 3 月	教育研究学術センター廃止
平成 21 年 4 月	学修支援センターを学生支援センターへ改組 国際交流センター設置
平成 22 年 4 月	地域公共学総合研究所設置
平成 24 年 3 月	経済学部経済学科、経営学部経営学科、法学部法学科廃止
平成 26 年 3 月	地域公共学総合研究所廃止
平成 26 年 4 月	ビジネス学部ビジネス学科、情報学部情報学科募集停止
平成 26 年 4 月	奈良産業大学を奈良学園大学へと名称変更
平成 26 年 4 月	人間教育学部人間教育学科、保健医療学部看護学科設置
平成 26 年 4 月	教職センター、キャリアセンター、社会連携センター設置
平成 29 年 9 月	情報学部情報学科廃止
平成 30 年 3 月	ビジネス学部ビジネス学科廃止
平成 30 年 4 月	情報センターシステム管理室廃止
平成 30 年 4 月	教職センターがキャリアセンターへ統合
平成 30 年 4 月	社会連携センターと国際交流センターが統合、 社会・国際連携センター設置
平成 30 年 4 月	大学院看護学研究科修士課程設置
平成 31 年 4 月	保健医療学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻・理学療法学専攻設置
令和 4 年 4 月	三郷キャンパスを登美ヶ丘キャンパスに統合
※令和 5 年 4 月	大学院リハビリテーション学研究科修士課程設置

2. 本学の現況

- ・ 大学名 奈良学園大学
- ・ 所在地 〒631-8524 奈良県奈良市中登美ヶ丘 3 丁目 15-1
※令和 4 年 4 月三郷キャンパスを登美ヶ丘キャンパスに統合し、人間教育学部および大学本部を登美ヶ丘キャンパスへ移転。
- ・ 学部構成 人間教育学部人間教育学科
保健医療学部看護学科
保健医療学部リハビリテーション学科
大学院看護学研究科 看護学専攻修士課程
大学院リハビリテーション学研究科リハビリテーション学専攻
修士課程※令和 5 年 4 月設置

学生数(令和5(2023)年5月1日現在)

学部	学科	入学定員	収容定員	在学生数
人間教育学部	人間教育学科	150人	600人	464人
保健医療学部	看護学科	80人	320人	343人
	リハビリテーション学科	80人	320人	300人
大学院	看護学研究科	8人	16人	9人
	リハビリテーション学研究科	4人	8人	3人
合計		322人	1,264人	1,119人

・教員数(令和5(2023)年5月1日現在) 学長・副学長を含む ()内は女性

学部	教授	准教授	講師	助教	計
人間教育学部	12(3)人	17(9)人	7(4)人	0人	36(16)人
保健医療学部	18(7)人	8(4)人	16(10)人	15(9)人	57(30)人
合計	30(10)人	25(13)人	23(14)人	15(9)人	93(46)人

※助手 保健医療学部 1(1)人

非常勤講師	102人
-------	------

・職員数(令和5(2023)年5月1日現在)

専任	43人
兼任	0人
合計	43人

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

《1-1 の視点》

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

奈良学園大学の建学の精神及び教育理念に基づき、本学の使命・目的を示し、各学部の特性及び社会のニーズに相応するよう教育目的を掲げている。その意味・内容については、各学部学科及び研究科における教育目標及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として具体化、明確化させ、学生が目指すべき方向性を明示している。

【根拠資料 1】奈良学園大学学則

【根拠資料 2】奈良学園大学大学院学則

【根拠資料 3】『CAMPUS LIFE GUIDE』 p3

【根拠資料 4】『履修の手引』人間教育学部 p2, p3

【根拠資料 5】『履修の手引』保健医療学部看護学科 p4, p5, p38, p39

【根拠資料 6】『履修の手引』保健医療学部リハビリテーション学科
p9, p10, p38, p39

【根拠資料 7】『履修の手引』大学院看護学研究科 p1, p2

【根拠資料 8】『履修の手引』大学院リハビリテーション学研究科 p5, p6

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-①で示したとおり、大学全体で、また各学部、学科及び研究科において、使命・目的及び教育目的をわかりやすい簡潔な文章で示している。

1-1-③ 個性・特色の明示

大学・各学部、学科及び研究科の個性・特色は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとして、ホームページに掲載し広く

明示している。

【根拠資料 9】奈良学園大学ホームページ（建学の精神・教育の理念）

<http://www.naragakuen-u.jp/introduction/idea.html>

1-1-④ 変化への対応

前身である奈良産業大学創設者の建学の精神を基盤にし、培った教育研究の基礎、地域社会との連携等を承継し、維持しながら、学部の再編成、校名変更を行い、社会のニーズに対応してきた。その内容について学部及び研究科毎に以下に説明する。

人間教育学部においては、教育の連携性と教育の一貫性に資する人材を育成するために、近年増加する合理的配慮を要する児童生徒への教育に携わる教育職員（特別支援学校教諭 1 種免許）の養成課程を令和 2(2020)年度の入学生から履修できるようにした。障害種別は、知的、肢体、病弱の領域としている。この課程は、様々な違いを認める共生社会を形成する基礎となるものと考えている。また、本学部が育成したい学生像として、「豊かな人間力」「柔軟な教育力」「高度な実践力」の 3 基軸を設けている。さらに「人間力」として“基礎的知識・技能”、“自己理解・自己管理能力”及び“人間関係形成・社会形成能力”を、「教育力」として“論理的思考力・創造力”、“課題対応能力”を、「実践力」として“専門的知識・技能”、“キャリア形成能力”を構成要素に位置付け、それらを「育成したい学生像」能力指標一覧と教務システム「Active Academy」に掲載し、カリキュラムマップに連動して、科目履修により、その科目の内容等の習得と共に各能力も身につけていくことを示している。

令和 3 (2021) 年度より、学生の資質・能力を測るため外部のアセスメントテスト (Benesse-i キャリア GPS アカデミック) を導入した。このアセスメントテストにより、学生は、これまで学修して身につけた資質能力を数値化された結果として客観視することが可能となり、自分自身の長所や課題を踏まえて今後の学修へとつなげていく取組を開始した。また、キャンパス移転に伴い、学部運営に全教員が関わることをねらい、「定員確保ワーキング」「教員採用試験合格ワーキング」「新校舎コンズワーキング」を立ち上げ、全教員が問題意識を共有し、決定したことを全員で推進していく体制を整えた。

保健医療学部においては、医療の高度化に対応するため、平成 30(2018)年 4 月、地域保健医療の推進のために重要な在宅看護、育成看護、及び精神看護の分野における専門性を高め、多職種連携において、リーダーシップを発揮できる高い専門性を備えた看護実践を可能にし、新たな看護方法を開発していく研究を支え推進する人材の育成を目指し、大学院看護学研究科を開設した。

平成 31(2019)年 4 月に理学療法学専攻及び作業療法学専攻の 2 つの専攻分野から構成されるリハビリテーション学科を開設した。最先端の設備と新しいリハビリテーション理論を演習できる施設を備え、新時代型のリハビリテーション専門職を養成し、臨床に接続可能な人材の育成を目指している。この保健医療学部 2 学科の設置により、今後は、看護学科とリハビリテーション学科が協働し、多職種連携に関する研究の進展及び教育内容の充実を目指すこととなった。

そしてさらに、令和5(2023)年4月、リハビリテーション学科が完成年次を迎えると共に、科学的根拠に基づいて医療と生活支援を実践する能力、研究を通して培った科学的・論理的思考を活かし問題の解決を模索する研究力、さらに後進の育成を推進する教育力をもった高度の専門的な臨床リハビリテーション職者、研究者、教育者の育成を目指して、大学院リハビリテーション学研究科を開設する。

また、保健医療学部においては、ディプロマ・ポリシーと構成要素、及びカリキュラムマップを『履修の手引』に掲載し、学生が自己の到達目標を持ち続けることができるよう図表を使用するなど、わかりやすい表現にも工夫して提示している。今後も学生の習熟段階を詳細に分析し、『履修の手引』や『CAMPUS LIFE GUIDE』に反映し、社会や学生の変化に敏感に対応する。

1-1の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的の意味や内容の具体的かつ明確に、簡潔な文章で示すことや、個性・特色を明示すること、変化への対応においては、基準に達していると自己評価が可能であるが、今後も継続し、各部門間で連携しながら、継続して社会情勢の変化に応じた使命・目的及び教育目的の見直しを図る必要がある。

また、令和4(2022)年のキャンパス統合を経て、地域住民への図書館の開放や、学生自治による行事の運営、地域住民との交流等、開かれた大学運営を実現することで、本学の使命・目的及び教育目的の理解及び周知がなされることが期待される。

よって、基準1の改善・向上方策（将来計画）として、キャンパス統合を期に上記を実現できる方策を検討し、策定することとする。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

《1-2の視点》

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 3つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

建学の精神及び教育理念は、平成21(2009)年度に策定した「学校法人奈良学園 経営改善計画(平成22(2010)年度～平成26(2014)年度)」(以下、「経営改善計画」と記す。)に記載され、以後、平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までを対象年度とする改訂「経営改善計画」、平成28(2016)年度に継続策定した「経営改善計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度<5ヵ年>)」にも掲載してきた。

なお令和2(2020)年度には、この年度で同計画が終期を迎えたことをふまえ、新たな「中期計画(令和3年度～7年度)」と「事業計画(令和3年度)」の検討が開始され、建学の精神及び教育理念等を反映した計画が策定された。この中期計画の策定にあたっては、大学の企画運営会議の下に「事業計画推進委員会」が設置され、各学部・学科、各センターなど部局単位で多数の教職員が現在の本学の使命・目的や教育目的を見直しながら、これらを継続し、その達成ができるよう策定がなされた。また、その計画の推進に当たり、全教職員が各戦略分野記載事項の推進に取り組むことが求められ、従前より一層理解が深まっている。さらに、全役員に「中期計画」及び「事業計画」を配付し説明され、討議を経て承認に至っている。これらのプロセスを通して、全役員、法人内の各校園から大学の使命・目的、教育目的について一層の理解と支持を得ている。

法人が開催する経営に関する定期的な説明会において、理事長及び財務部長から中期計画の概況や年度決算について説明することによって、理解を得る活動も継続されている。なお、令和4(2022)年度からは法人が開催する「理事・評議員懇談会」において学長より事業計画取組結果報告がなされ、幅広い意見交換も行われた。

1-2-② 学内外への周知

奈良学園大学公式ホームページ(<http://www.naragakuen-u.jp/>)のトップページにリンク先を設定し、建学の精神及び教育理念を専用のページによって公表している。

学長は、入学式及び卒業式の式辞等において建学の精神や教育理念に言及しており、それらを広く内外に公示している。受験生及び社会全般に対しては、前述の公式ホームページ以外に、『大学案内』によって広報している。特に、学生に対しては、平成16(2004)年度から、『学生便覧』を『Campus Life』(現在の『CAMPUS LIFE GUIDE』)と『シラバス』(現在の『履修の手引』)の2分冊を配信し、それらの冒頭部分に教育理念と学章・学歌を掲載する等の工夫をし、教育理念の周知に努めてきた。さらに平成20(2008)年度からは『CAMPUS LIFE GUIDE(学生生活の手引)』及び『履修の手引』の扉に建学の精神と教育理念を掲載し、建学の精神においては、平成22(2010)年度から学生証にも印刷し、全学生に配付している。

大学院においては、履修時に配付する冊子に教育目的を掲載し、学部生と同様、建学の精神を学生証に印刷し、全大学院生に配付している。

第1回評議会では建学の精神、教育理念等を含む「奈良学園大学 学校経営方針」が報告され周知されている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

前述した「中期計画」、「事業計画」においては、教育目的・理念等を戦略分野ⅠからⅥまでに具体的な取組として反映しており、令和3(2021)年度に始まった「中期計画」でも5年間のKGI(Key Goal Indicator 重要目標達成指標)及び各年度のKPI(Key Performance Indicator 重要業績評価指標)を設定し、単年度の事業計画で具体的に取り組み、その実現に努める最中にある。

令和3(2021)年2月19日に、中期計画・年度事業推進委員会を設置し、その後、事業推進会議を設置して年度事業計画の推進・管理にあたっている。

1-2-④ 3つのポリシーへの反映

大学の使命・目的及び教育目的を反映させた大学全体の3つのポリシーを作成した上で、それらの要件を満たし且つ各学部、学科、大学院の特色に即するように構成したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを作成し、大学の公式ホームページに掲載している。

【根拠資料10】奈良学園大学ホームページ(大学のポリシー)

http://www.naragakuen-u.jp/introduction/ed_policy.html

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の組織体制は、「学校法人奈良学園 組織図」に示すとおりである。「奈良学園大学学則」、各教授会規則、各センター規程等により、使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織が構成されている。

各学部、学科においてはその教育目的が達成されるよう、当該の専門分野での免許を有し、かつ実務経験を有する教員を配置している。大学院看護学研究科においては看護学分野での研究指導を行える能力を有する教員や、精神看護学領域の専門看護師(CNS)教育を担える、より高度な実践力を有する教員を配置している。

事務局の構成とその分掌は、学校法人奈良学園組織規則、同事務分掌規程で定められている。なお、各センターには運営委員会を設置し、センターの設置目的を達成するために必要な事項を審議・決定している。

【根拠資料11】学校法人奈良学園 組織図

<http://www.naragakuen.jp/organization/>

1-2の改善・向上方策(将来計画)

時代やパラダイムの変化、社会のニーズに沿った人材育成や教育研究を行うため、学部・学科の教育内容の向上を目指し、分野を細分化し、役割機能を明確化した大学のための組織図を作成し、充実を図ると共に、IRデータの活用を推進し、可視化された成果に基づく使命・目的及び教育目的の見直しや組織体制の見直しを図る。

[基準1の自己評価]

本学の使命・目的及び教育目的は学則等に明確に定めている。学生、教職員をはじめ本学の関係者への周知については、ホームページをはじめとして各媒体に掲載して公表すると共に、機会を設けて説明がなされ、周知が図られている。建学の精神、教育理念及び教育のポリシーを「中期計画」、「事業計画」に反映し、組織決定の手続きを経て計画を実施している。

以上のことから、基準1を満たしていると自己評価する。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

2-1の自己判定

基準項目 2-1 をほぼ満たしている。

2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

大学および各部局の教育目的を達成するために、大学に共通するアドミッション・ポリシー、及び各部局のアドミッション・ポリシーを策定している。それぞれのポリシーは下に掲げるとおりであり、各部局の「学生募集要項」や「総合型選抜ガイド」に掲載しているほか、大学ホームページにも掲載されている。

奈良学園大学アドミッション・ポリシー

1. 大学教育を受けるに相応しい基礎能力や体験を備え、本学での教育を通じて社会人としての一層の成長が期待できる学生を受け入れる。
2. 実践を重視した演習課題に、積極的にとりくむ意欲のある学生を受け入れる。
3. 地域社会との交流に関心を持ち、将来、社会全体の発達・発展に貢献する事に使命感を持つ学生を受け入れる。

人間教育学部アドミッション・ポリシー

1. 教職への意欲や関心があり、教育を通して社会の未来に貢献する意欲のある人
2. 教育の専門家としての確かな力量を獲得するため積極的に学び続ける意欲のある人
3. 豊かな人間性や社会性、常識と教養をはじめ協調性や創造性を深める意欲がある人

保健医療学部看護学科アドミッション・ポリシー

1. 看護を志ざし、人を支えることに関心がある人
2. 探究心がある人
3. 自分の決めた目標に向かって努力できる人
4. 読解力のある人
5. 人の話を聴いて理解できる人
6. 自分の考えを言葉で伝えることができる人

保健医療学部リハビリテーション学科アドミSSION・ポリシー

1. 入学後の修学に必要な高校卒業相当の基礎学力を有している。【知識・理解】
2. 他者とのコミュニケーション能力をもち、仲間と協働した行動ができる。【態度】
3. 保健・医療に対して強く関心を持ち、理学療法士や作業療法士への志向を強く持っている。【関心・意欲】
4. 自分の意見をしっかり持ち、それを表現し、相手への確に伝えることができる。【技能・表現】
5. 問題や課題を論理的な思考に基づき理解できる。【思考・判断】

大学院看護学研究科アドミSSION・ポリシー

1. 学修目標を明確にして主体的に学ぶことができる。
2. ヒューマンケアを提供する看護職としての資質を有している。
3. 国際的視野に立ち、柔軟な発想と論理的思考で課題を探究する姿勢をもっている。

大学院リハビリテーション学研究科アドミSSION・ポリシー

1. 本研究科の設立の理念・教育目標を十分に理解している人
2. リハビリテーション学および関連領域を学ぶ強い意欲を持ち、大学院で学ぶための基礎的学力（リハビリテーション学および関連領域に関する知識・技術、論理的思考力と対人コミュニケーション能力、文章表現力、専門英語の読解力）を備えている人
3. リハビリテーションおよび関連領域の専門職に求められる思いやりの心・責任感・継続力などを備えている人
4. リハビリテーションおよび関連領域において、中核的・指導的役割を果たす高度の専門職業人として将来活躍が期待できる人

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

人間教育学部

入学者の選抜は、「大学入学者選抜実施要項」及び、アドミSSION・ポリシーに基づき、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に測定、判定し、公正かつ妥当な方法で、次のように選抜を実施した。

1. 特別学校推薦型選抜

学校推薦型指定校選抜、学校推薦型高大連携協定校選抜、学校推薦型次世代教員養成塾選抜は、出身学校の調査書〈全体の学習成績の状況〉、推薦書、志望理由書、基礎学力検査、面接等により、確かな基礎学力と意欲を有し、入学後も特段の成長が期待できるかどうかを判定した。なお、学校推薦型高大連携協定校選抜の受験者はなかった。

2. 学校推薦型選抜

出身学校の調査書〈全体の学習成績の状況〉、推薦書、基礎学力検査により、総合的に判定した。選考方法は、出身学校の長が推薦する出願者に対して、人間教育学専攻は、「基礎学力検査（英語、国語、数学Ⅰ・Aから2教科を選択）の点数のみ」の判定と「基礎学力検査（英語、国語、数学Ⅰ・Aから2教科を選択）の点数と調査書〈全体の学習成績の状況（評定平均値10倍）〉の点数との合計点」の判定、中等（数学・音楽）専攻中等数学専修は、「基礎学力検査（数学Ⅰ・A・Ⅱ・B【必修】、英語、国語から1教科を選択）の点数のみ」の判定と「基礎学力検査（数学Ⅰ・A・Ⅱ・B【必修】、英語、国語から1教科を選択）の点数と調査書〈全体の学習成績の状況（評定平均値10倍）〉の点数との合計点」の判定、中等（数学・音楽）専攻中等音楽専修は、「基礎学力検査（英語、国語、数学Ⅰ・Aから2教科を選択）と音楽実技【必修】の合計点数のみ」の判定と「基礎学力検査（英語、国語、数学Ⅰ・Aから2教科を選択）と音楽実技【必修】と調査書〈全体の学習成績の状況（評定平均値10倍）〉の点数との合計点」の判定とし、いずれの専修も2とおりの方法で判定した。また、全ての選考方法で実用英語技能検定準2級以上に合格またはGTECオフィシャルスコア690点以上を取得した受験生に対し「英語外部試験の利用制度（みなし得点制度）」が適用され、換算した「みなし得点」と実際に受験した「英語」の得点のうち、得点の高い方で判定をした。ただし、高校入学後に合格・取得した等級及びオフィシャルスコアを適用対象とした。

3. 一般選抜

前期日程①・②、中期日程、後期日程を実施し、学力試験により合否を判定した。出題教科、科目については、人間教育学専攻は、英語、国語、数Ⅰ・Aの3教科、中等（数学・音楽）専攻中等数学専修は、数学Ⅰ・A・Ⅱ・B、英語、国語の3教科、中等（数学・音楽）専攻中等音楽専修は、英語、国語、数学Ⅰ・Aの3教科と音楽実技とした。

前期日程①・②、中期日程の選抜方法については、人間教育学専攻は、英語、国語、数学Ⅰ・Aの合計3教科で合否を判定する3教科型入試と、英語、国語、数学Ⅰ・Aから選択した合計2教科で合否を判定する2教科型入試、中等（数学・音楽）専攻中等数学専修は、数学Ⅰ・A・Ⅱ・B、英語、国語の合計3教科で合否を判定する3教科型入試と、数学Ⅰ・A・Ⅱ・B【必修】、英語、国語から1教科を選択した2教科で合否を判定する2教科型入試、中等（数学・音楽）専攻中等音楽専修は、英語、国語、数学Ⅰ・Aの合計3教科と音楽実技【必修】で合否を判定する3教科型入試と、英語、国語、数学Ⅰ・Aから選択した2教科と音楽実技【必修】で合否を判定する2教科型入試で実施した。

後期日程では、人間教育学専攻は、英語、国語、数Ⅰ・Aから選択した合計2教科で合否を判定する2教科型入試、中等（数学・音楽）専攻中等数学専修は、数学Ⅰ・A・Ⅱ・B【必修】、英語、国語から1教科を選択した2教科で合否を判定する2教科型入試、中等（数学・音楽）専攻中等音楽専修は、英語、国語、数学Ⅰ・Aから選択した2教科と音楽実技【必修】で合否を判定する2教科型入試で実施した。また、全ての選考方法で実用英語技能検定準2級以上に合格またはGTECオフィシャルスコア

ア 690 点以上を取得した受験生に対し「英語外部試験の利用制度(みなし得点制度)」が適用され、換算した「みなし得点」と実際に受験した「英語」の得点のうち、得点の高い方で判定をした。ただし、高校入学後に合格・取得した等級及びオフィシャルスコアを適用対象とした。全ての日程において成績優秀者を奈良学園大学一般学生奨学金の給付対象に加えた。

4. 総合型選抜

小論文又は実技、一般教養基礎テスト、面接、調査書〈全体の学習成績の状況〉等により、入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を多面的、総合的に判定し、教職への意欲や関心があり、教育を通して社会の未来に貢献する意欲があり、教育の専門家としての確かな力量を獲得するため、積極的に学び続ける意欲、豊かな人間性や社会性、常識と教養をはじめ協調性や創造性を深める意欲を持つ者を選考した。選考は、エントリー時に提出するエントリーシートによって出願資格の認定を行った上で出願を受け付け、入試当日には、小論文、実技又は数学Ⅰ・A、一般教養基礎テスト、面接を実施した。また、新たな選考方法として乳幼児教育専修志望者を対象に「乳幼児教育専修総合型選抜」を実施した。選考は、エントリー時に提出するエントリーシートによって出願資格の認定を行った上で出願を受け付け、入試当日には小論文又はピアノ実技、面接を実施した。

5. 大学入学共通テスト利用選抜

一般選抜の募集と合わせ、前期・中期・後期の3回の募集をした。

令和5(2023)年度大学入学共通テストの試験教科、科目のうち本学が指定する教科・科目の高得点の3教科または2教科で判定した。

全ての日程において選考方法を「C3方式」(高得点の3教科)・「C2方式」(高得点の2教科)とし「C3方式」で出願した場合は「C2方式」でも判定をすることとした。また、全ての日程において成績優秀者を奈良学園大学一般学生奨学金の給付対象に加えた。

6. 社会人入試

小論文、面接及び出願書類を総合的に評価し選抜することとし、定員は若干名とした。一般選抜の定員の一部で実施した。

出願資格は、当該入学者選抜試験年度の4月1日において、社会人としての経験(職業経験(正社員、アルバイト、家事等)は問わない。)を3年以上有し、かつ入学時に満22歳以上の、教育者として専門知識の修得に強い意志を持つ者とした。

保健医療学部 看護学科・リハビリテーション学科

入学者の選抜は、「大学入学者選抜実施要項」及び、アドミッション・ポリシーに基づき、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に測定、判定し、公正かつ妥当な方法で、次のように選抜を実施した。

1. 特別学校推薦型選抜

学校推薦型指定校選抜及び学校推薦型高大連携協定校選抜を実施した。出身学校の調査書〈全体の学習成績の状況〉、推薦書、志望理由書、基礎学力検査、面接等により、確かな基礎学力と意欲を有し、入学後も特段の成長が期待できるかどうかを

判定した。ただし、学校推薦型高大連携協定校選抜の受験者はいなかった。

2. 学校推薦型選抜

出身学校の調査書〈全体の学習成績の状況〉、推薦書、基礎学力検査等により、総合的に判定した。選考方法は、出身学校の長が推薦する出願者に対して、看護学科は、「基礎学力検査（英語、国語、数学Ⅰ・A、生物【生物基礎】から2教科を選択）の点数のみ」の判定と「基礎学力検査（英語、国語、数学Ⅰ・A、生物【生物基礎】から2教科を選択）の点数と調査書〈全体の学習成績の状況（評定平均値10倍）〉の点数との合計点」の判定、リハビリテーション学科は、「基礎学力検査（英語、国語、数学Ⅰ・A、生物【生物基礎】から2教科を選択）と面接の合計点数のみ」の判定と「基礎学力検査（英語、国語、数学Ⅰ・A、生物【生物基礎】から2教科を選択）の点数と面接の点数と調査書〈全体の学習成績の状況（評定平均値10倍）〉の点数との合計点」の判定とした。また、全ての選考方法で実用英語技能検定準2級以上に合格またはGTECオフィシャルスコア690点以上を取得した受験生に対し「英語外部試験の利用制度（みなし得点制度）」が適用され、換算した「みなし得点」と実際に受験した「英語」の得点のうち、得点の高い方で判定をした。ただし、高校入学後に合格・取得した等級及びオフィシャルスコアを適用対象とした。

3. 一般選抜

前期日程①・②、中期日程、後期日程を実施し、学力試験等により合否を判定した。出題教科、科目については、過去の実績を踏まえ、英語、国語、数学Ⅰ・A、生物【生物・生物基礎】の4教科とした。

前期日程①・②、中期日程の選抜方法については、看護学科は、英語を必修とし、それに加えて、国語、数学Ⅰ・A、生物【生物・生物基礎】から選択した2教科を合計した3教科で合否を判定する3教科型入試と、英語、国語、数学Ⅰ・A、生物【生物・生物基礎】から選択した合計2教科で合否を判定する2教科型入試で実施、リハビリテーション学科は、英語を必修とし、それに加えて、国語、数学Ⅰ・A、生物【生物・生物基礎】から選択した2教科を合計した3教科と面接で合否を判定する3教科型入試と、英語、国語、数学Ⅰ・A、生物【生物・生物基礎】から選択した合計2教科と面接で合否を判定する2教科型入試で実施した。後期日程では、看護学科は、英語、国語、数学Ⅰ・Aから選択した合計2教科で合否を判定する2教科型入試、リハビリテーション学科は、英語、国語、数学Ⅰ・Aから選択した合計2教科と面接で合否を判定する2教科型入試で実施した。また、全ての選考方法で実用英語技能検定準2級以上に合格また実用はGTECオフィシャルスコア690点以上を取得した受験生に対し「英語外部試験の利用制度（みなし得点制度）」が適用され、換算した「みなし得点」と実際に受験した「英語」の得点のうち、得点の高い方で判定をした。ただし、高校入学後に合格・取得した等級及びオフィシャルスコアを適用対象とした。全ての日程において成績優秀者を奈良学園大学一般学生奨学金の給付対象に加えた。

4. 総合型選抜

小論文、一般教養基礎テスト、面接、調査書〈全体の学習成績の状況〉等により、入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を多面的、総合的に判定し、看護学科では、

看護を志し、人を支えることに関心があり、探究心があり、自分の決めた目標に向かって努力でき、読解力があり、人の話を聴いて理解でき、自分の考えを言葉で伝えることができる者。リハビリテーション学科では、入学後の修学に必要な高校卒業相当の基礎学力を有し、他者とのコミュニケーション能力を持ち、仲間と協働した行動ができ、保健・医療に対して強く関心を持ち、理学療法士や作業療法士への志向を強く持ち、自分の意見をしっかり持ち、それを表現し、相手への確に伝えることができ、問題や課題を論理的な思考に基づき理解できる者をそれぞれ選考した。選考は、エントリー時に提出するエントリーシートによって出願資格の認定を行った上で出願を受け付け、入試当日には、小論文又は数学Ⅰ・A、一般教養基礎テスト、面接を実施した。

5. 大学入学共通テスト利用選抜

一般選抜の募集と合わせ、前期・中期・後期の3回の募集をした。

令和5(2023)年度大学入学共通テストの本学が指定する教科・科目の高得点の3教科または2教科で判定した。

全ての日程において選考方法を「C3方式」(高得点の3教科)・「C2方式」(高得点の2教科)とし「C3方式」で出願した場合は「C2方式」でも判定をすることとした。リハビリテーション学科は、「C3方式」・「C2方式」と大学独自の選考方法として、面接を実施し判定することとした。また、全ての日程において成績優秀者を奈良学園大学一般学生奨学金の給付対象に加えた。

6. 社会人入試

小論文、面接及び出願書類を総合的に評価し選抜することとし、定員は若干名とした。一般入試の定員の一部で実施する入学試験であるが、受験者はなかった。

出願資格は、当該入学者選抜試験年度の4月1日において、社会人としての経験(職業経験(正社員、アルバイト、家事等)は問わない。)を3年以上有し、かつ入学時に満22歳以上の、保健医療職者として専門知識の修得に強い意志を持つ者とした。

7. 大学院入学試験

学力試験、面接及び提出書類の内容を総合的に判定した。

看護学研究科の選考方法は、筆記試験[看護共通科目・看護専門科目(在宅看護学、育成看護学、精神看護学)から志望する分野の問題を解答]、小論文、面接を実施し、看護共通科目には英語の内容も含まれた。

リハビリテーション学研究科の一般入学選抜の選考方法は、筆記試験[リハビリテーション専門科目(臨床実践リハビリテーション学分野、生活支援リハビリテーション学分野)から志望する分野の問題を解答]、小論文、面接を実施。社会人入学選抜の選考方法は、筆記試験[リハビリテーション専門科目(臨床実践リハビリテーション学分野、生活支援リハビリテーション学分野)から志望する分野の問題を解答]、面接を実施。リハビリテーション専門科目には英語の内容も含まれた。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学部ごとに入学定員・収容定員・在籍学生数を把握し、入学試験委員会、教授会、

教務委員会において適切な入学者数・在籍学生数の管理がなされている。令和5(2023)年5月時点の定員充足率は、人間教育学部が74.7%、保健医療学部が97.5%である。

人間教育学部

令和5(2023)年度の人間教育学部の入学定員充足率は74.7%である。

保健医療学部 看護学科

令和5(2023)年度の保健医療学部 看護学科の入学定員充足率は111%である。

保健医療学部 リハビリテーション学科

令和5(2023)年度の保健医療学部 リハビリテーション学科の入学定員充足率は83.8%である。

大学院看護学研究科

令和5(2023)年度の大学院看護学研究科の入学定員充足率は37.5%である。

<参考>

大学院リハビリテーション学研究科 ※令和5(2023)年4月開設

令和5(2023)年度の大学院リハビリテーション学研究科の入学定員充足率は75.0%である。

2-1の改善・向上方策（将来計画）

人間教育学部

令和4年度の入学者は104名となり定員150名に届かない結果になった。また、令和5年度の入学生は112名という結果であった。この結果を受け、定員確保をしていくための取組を行うことは喫緊の課題であると認識している。そのために定員確保ワーキングを立ち上げ、検討を開始した。また、外部評価の中で、入学生が本学部の情報をどこから得ているかを調査してみると、1位大学ホームページ(HP)、2位高校の教員からの紹介、3位オープンキャンパス、4位先輩や知人からの紹介となっている。この結果を受け、ホームページ改訂、広報課との連携のもと高等学校教員へのアプローチ、オープンキャンパス内容検討、SNSを利用した情報発信(学生の協力も得る。)などの取組を検討し、大学ホームページは2023年4月1日に改訂され、受験生用HP(NGU入試NAVI)は2023年6月1日に改訂される予定である。SNSを利用した情報発信も学生の協力を得ながらスタートした。また、昨年度リハビリテーション学科と共に高校進路指導部、奈良県教育委員会と情報共有、意見交換し、アカデミックインターンシップを実施した。結果、令和5年度は微増という結果になった。

人間教育学部は、アドミッション・ポリシーに沿った学生の獲得のため及び出口保証の観点から入学試験の結果の質はこれまでどおり確保していくこととした。

保健医療学部 看護学科

入試選考方法と入学後の学生の学習状況、生活状況及び国家試験結果を経時的に比較検討を行う必要がある。看護学科のアドミッション・ポリシーにより近い学生の獲得に向けて、分析を行い、選考方法に反映していく必要がある。

保健医療学部 リハビリテーション学科

理学療法学専攻は定員を充足しているため、作業療法学専攻の学生募集に力を入れ、作業療法士という仕事の魅力をオープンキャンパスや高校での進路相談会などで積極的にアピールしている。また、ブランディング広報企画として、高校への積極的なリハビリテーション学科の魅力を伝える出前講義及びリハビリテーション分野説明会とオープンキャンパスでの企画として、「先端リハビリテーションとセラピストの役割」について特別模擬授業やシンポジウムを開催した。また、昨年度人間教育学部と共に高校進路指導部、奈良県教育委員会と情報共有、意見交換し、アカデミックインターンシップを実施した。リハビリテーション学科のアドミッション・ポリシーに基づいた学生を確保する上で、全ての選考方法に受験生全員の面接試験を実施している。

大学院看護学研究科

在宅看護学分野はもとより、育成看護学分野、精神看護学分野の学生募集に力を入れる。現場で働く社会人看護師に高度な専門知識を持つ看護師の魅力をアピールしていく。

<参考>

大学院リハビリテーション学研究科 ※令和5(2023)年4月開設

臨床実践リハビリテーション学分野、生活支援リハビリテーション学分野の学生募集に力を入れる。現場で働く社会人理学療法士、作業療法士に高度な専門知識を持つ療法士の魅力をアピールしていく。

2-2 学修支援

《2-2の視点》

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

1. 教員と職員の協働のための委員会組織

本学の最高意思決定機関であり学長が招集する「評議会」には、事務局を統括する事務局長及び学長室長が構成員として加わり、意思決定が教員と職員の両者により行われている。また、評議会の下に設置された「各種委員会」は、【表 2-2-1】のとおりであり、これらの委員会には、事務職員が委員として、参加している。さらに、図書館及び各センターの運営に関わる運営委員会にも、事務職員が構成員として規定されている。これらの委員会が中心になり学修支援及び授業支援を企画、管理、運営しており、構成員である事務職員から担当課室に報告がなされ、実務作業が教員と事務職員の協働で進められている。

さらに、各学部の教育研究等を審議する「教授会（保健医療学部の学部内では「企画委員会」の名称を使用）」にも事務職員を配し、より綿密な学修支援及び授業支援ができるよう充実を図っている。

【表 2-2-1 各種委員会】

会議・委員会等	学部選出人数	規程任期	会議・委員会等	学部選出人数	規程任期
評議会	教授 2 人	2 年	図書館運営委員会	各 2 人	2 年
企画運営会議	—	—	学生支援センター 運営委員会	各 2 人	2 年
教員人事委員会	—	—	キャリアセンター 運営委員会	各 2 人	2 年
IR 情報活用推進委員会	各 2 人	2 年	社会・国際連携センター 運営委員会	各 2 人	2 年
財務委員会	各 2 人	2 年	NGU-NET 運営委員会	各 2 人	2 年
共通教育委員会	各 2 人	2 年	危機管理委員会	—	1 年
FD・SD 委員会	各 2 人	2 年	利益相反管理専門委員会	各 1 人	2 年
教務委員会	各 2 人	2 年	自己点検・評価委員会	各 2 人	2 年
教職・保育課程委員会	教職 2 人 幼児 2 人	2 年	研究不正防止推進委員会	—	—
入学試験委員会	各 2 人	2 年	(互選委員会)		
大学院入学試験 小委員会	若干名	2 年	人権教育研究推進 委員会	各 2 人	1 年
広報委員会	各 2 人	2 年	ハラスメント相談員	各 1 人両性で	2 年
学生委員会	各 2 人	2 年	ハラスメント防止委員会	各 1 人両性で	2 年
スポーツ振興委員会	各 2 人	1 年	紀要委員会	各 1 人	1 年

2. 情報機器（コンピュータ等）を利用する際の授業支援

令和 4(2022)年度のキャンパス統合により全学部が利用することとなった登美ヶ丘キャンパスでは令和 2(2020)年度にネットワーク機器の更新を行い、インターネット

回線を増強すると共に無線 LAN のアクセスポイントを新しい規格に増強更新することで、オンライン授業の実施において速く安定した通信を確保し、様々な授業形態（録画した映像を見て授業を受けるオンデマンド型授業、配信時間が決められている Live 配信型授業、テレビ会議システムを利用した双方向性授業、これらを組み合わせたハイブリッド授業等）にも対応できる体制を整えた。

学生や教職員からの ICT 相談窓口として、教務課の下に専門業者に業務委託した情報担当窓口をおき、情報機器の使い方や、大学の所有するライセンスのインストール支援、セキュリティ対策の相談に対応している。さらに、令和 4 年度に設置された法人経営情報部情報システム管理課がキャンパス全体のネットワーク関連機器の管理に携わり、セキュリティ情報のアップデートやハードウェアの故障、ネットワークの不具合、無線 LAN の障害等、日々の保守と運用に対応している。このように、大学と法人が連携することで、安心した授業ができる支援体制を整えている。

3. アドバイザー制度

本学では、「アドバイザー制（担任制、チューター制）」を採用しており、入学から卒業までの間、アドバイザーを中心に学生サポートを行っている。アドバイザーは、教務課と連携し学生の成績状況や講義の出席状況を把握したうえで、年 2 回、前・後期の成績表配付・履修登録時に個人面談・履修指導を行うだけでなく、成績不振者や出席不良者に関しては保証人との連携も行っている。また、成績だけにとどまらず、キャリアセンターと連携した進路指導も実施している。教員採用試験対策や国家試験対策の指導も実施している。

4. 出欠管理

出欠の管理は、学務システムを利用して、各科目の担当教員が行っている。出欠の情報は、学務システムにおいて集計され、教職員が学生の全ての履修科目の受講状況を定期的に知ることができるようにしている。出席不良の学生がいた場合は、当該学生のアドバイザーが保証人へ連絡するなど、適宜指導できる態勢を整えている。

5. 「Active Academy」

学務系システムである「Active Academy」は、基本情報（現住所、保護者住所など）、学修状況（指導教員履歴）、履修情報、成績情報、指導履歴（履修指導の詳細内容）、出席状況などから構成され、教職員は学生の学修支援に活用している。

また、アドバイザーが、年 2 回実施している個人面談・履修指導の履歴は「指導記録」に記入され、次のアドバイザーに引き継がれる。さらに共有する必要がある項目について「指導記録」は基本的に学内では全ての教職員に公開されているので、出席不良者や成績不振者の退学防止の一環として役立てている。

6. 学校園等教員を目指す学生の為の学修支援（人間教育学部）

人間教育学部では学校園等教員を目指す学生のために、教員採用試験対策のための学修支援を行っている。教員採用試験に特化したカリキュラムとして、2 年次で「キャリアディベロップメントⅠ・Ⅱ」、3 年次で「キャリアスキルアップⅠ・Ⅱ」「人間教育実践力開発演習Ⅲ」、4 年次で「人間教育実践力開発演習Ⅳ」を開講している。

「教員採用試験対策」のためにキャリアセンターに 3 人の教員経験職員を配し、1

年次から各専修に教員志願者の学生が集まり勉強会を実施し（GT＝教員志願者チーム）、教師への心構えなどの教師になるための使命感や責任感の重要性を伝えるとともに、一般教養試験対策から教職教養の学習、過去問題、面接、模擬授業、論作文への指導を行っている。また、教員採用試験の受験を希望する全ての学生と面談し、各地の自治体が主催するセミナーや教師養成講座へ参加する学生の提出物の添削指導や、面接の練習、模擬授業の事前指導、試験対策などサポートを行っている。

さらに、3年次から、教員採用試験対策講座（有料）を開講し、教員採用試験合格に特化した業者による講座に加え、全国教員採用試験模試、面接・模擬授業対策、各教育委員会主催「教師セミナー」への受験対策など、徹底した教員採用試験合格に向けた学修支援を行っている。

キャリアセンターにおいて、4年次では、受験する都道府県別の教員採用試験対策の講座を開講し、一人ひとりに対してきめ細やかな指導を行い教員採用試験に合格できるように支援している。

7. 国家試験対策（保健医療学部）

1) 看護学科国家試験対策

保健医療学部看護学科では、学内の教員で構成された「国家試験対策ワーキンググループ」が中心となり、看護師・助産師・保健師の国家試験対策の計画を立案し、「国家試験対策講座」や「模擬試験」を実施した。さらに、それらの結果を基に、アドバイザーが個別に学生と面談を行い学習方法等について助言を行った。さらに、各年度の初めにモチベーションアップを図り主体的学修を促すため、学年ごとに国家試験に向けての心構えや学習方法、年間スケジュールのガイダンスを行っている。

【表 2-2-2 学年別国家試験対策一覧】

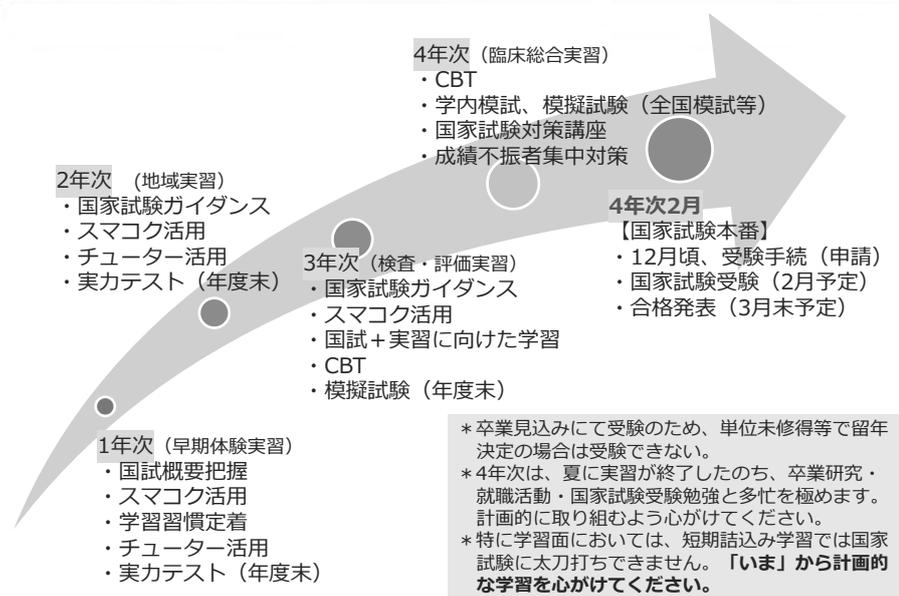
	支援内容
入学前	看護を学ぶにあたって必要とされる、高等学校での学習内容について網羅された問題集で自己学習するように指導し、入学直後に「確認テスト」を実施した。
1年次	1年次終了時点において、修得度の確認を目的とした確認テストを実施した。
2年次	国家試験模擬試験を実施し、その結果を踏まえて、各アドバイザーからの助言を面談時に行っている。
3年次	領域別の実習開始前に専門基礎科目を復習し実習で効果的に学修できるようにするための外部講師を招いた夏期講座と、課題発見のための国家試験模擬試験（低学年用）を実施している。
4年次	学生が自己の課題を明らかにし、国家試験の合格に向けて主体的に学習できるようにするため、年間6回の国家試験模擬試験を実施した。模擬試験の実施により、学生の習熟度を確認し、国家試験合格につなげることを目標としている。また、学習の進捗状況を客観視できるようポートフォリオの活用や、相談しやすいようダブルアドバイザー制をとり、模擬試験の結果やポートフォリオに基づいて丁寧な個別指導を行っている。4月からは外部講師を招いた看護師国家試験対策講座（春期・秋季講座）をはじめ、直前には外部講師の直前講座や、学内教員の対策講座等を実施した。
卒後	卒業後も、国家試験対策が必要な者に対してアドバイザーの配置や、研究生制度を活用して在学生と同様の支援を行っている。

その他、タブレット端末を用いて電子テキストや参考図書など複数の書籍から疑問点について調べられるようにしたり、既習科目の理解度を確認するために看護師国家試験問題集を活用できるようにしたりするなど、学修環境を整えると共に、スマートフォンのアプリを使用した学習等を紹介し、効果的な学習を進めるように指導している。

2) 保健医療学部 リハビリテーション学科 国家試験対策

リハビリテーション学科では、1年次より「スマコク」という国家試験対策 e-ラーニングシステムを導入し、学生個人のスマートフォンにて国家試験の過去問題を閲覧し、自分が解答することで正答をフィードバックしながら学習することを可能にしている。また、1～3年次には実力テストを実施し、学生の学力把握と学習支援に活かしている。3年次からは、より主体的な学習を促すために国家試験過去問題を配付し、確認テストを実施することで学習内容の理解と知識の定着を図る取り組みを行っている。加えて、業者の模擬試験を実施することで国家試験受験の雰囲気を体験させながら3年次と4年次の実践的な国家試験対策へと結びつけている（【図 2-2-3】）。

国家試験までのスケジュール



【図 2-2-3 国家試験までのスケジュール】

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

人間教育学部では、音楽実習補助員、英語実習補助員による TA (Teaching Assistant) 制度を活用し、実習指導において補助を行い学生の習熟度を高めている。令和 4 (2022) 年度は音楽実習補助員 2 名、英語実習補助員 3 名であった。

保健医療学部では、TA の活用はない。

2-2 の改善・向上方策（将来計画）

各種委員会による組織的な教員と職員との協働による、学修支援及び授業支援の充実はできているが、時には「縦割り」の状況による連携不足も課題である。また、多様化する学生の支援ニーズに応えるため、これらに合った支援体制を柔軟に整備し、常に情報収集と分析による支援充実に繋げていく。

授業においては TA による授業支援のみであるが、大学院学生による TA を活用し学修支援及び授業支援を実施する。

人間教育学部では、教員としての実践的な資質能力をより高めるために、「人間教育実践力開発演習 I～IV」を中等数学・音楽専修の学生も履修できるよう教育課程を令和4年度から変更した。

また、「教職表現力演習」においては国語関連科目の教員が担当し、文章の読む・書くを中心にした、表現力を身につけることをねらい令和4年度より開講している。このことにより、全学生に教師の使命感、責任感及び学校現場において即戦力となる学生の育成を目指している。

保健医療学部では、文章読解能力の低い学生に対しては、より噛み砕いた表現での指導が必要であるとの認識が共有されており、共通教育科目において、学生の文章読解力に配慮した教育に取り組んでいく。

2-3 キャリア支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学のキャリア支援及び就職支援は、キャリアセンターと学部が連携し、全学体制で1年次から4年次まで通して行っている。

1. 組織と分掌

キャリアセンターは、4人の事務職員を配置し、キャリアセンター長、副センター長2人及び運営委員5人の教員と事務室長からなる「キャリアセンター運営委員会」を構成しており、教員養成に関わる支援事業および保健医療学部の就職活動を支援している。毎月開催される委員会では、センター運営に関する決定のほか、センター実施の取組を学部へ伝達する役割を担い、センターと学部の連携がスムーズになされている。

2. 指導内容及び支援内容等

1) キャリア形成科目

人間教育学部では、「人間力」を基盤とした教育を行うため、キャリア形成科目は選択演習科目ではあるが、全員に履修を促している。受講の際には、スーツ着用を義

務づけるなど、早期から社会人としての自覚を促す工夫をしている。また、令和3(2021)年度に開講したキャリア形成科目は【表 2-3-1】のとおりである。

キャリア形成科目は、2年次に「キャリアデザイン」、「キャリアディベロップメント」、3年次に「キャリアスキルアップⅠ」、「キャリアスキルアップⅡ」を開講している。2年次の「キャリアデザイン」は、自己理解を深めることと社会情勢への理解を深めることの二つの視点から授業を行い、「キャリアディベロップメント」では、課題解決型授業を展開し、グループ活動で得た成果をビジネスコンテストに応募している。

3年次の「キャリアスキルアップⅠ」は、履歴書の書き方講座、小論文講座、言語・非言語 Web テストなどを実施し、就職活動の準備期間としている。「キャリアスキルアップⅡ」は、将来の進路選択として教員を目指す教職コースと一般企業・公務員・実業団を目指す進路別コースの2コースに分けて、個人・集団面接や集団討議、場面指導などを少人数で指導を行っている。また、教員とキャリアセンターが協働で行う教学連携事業として、3年次には、ビジネスマナー講座、メイク・スーツの着こなし講座、就職模擬試験、業界研究セミナーを開講している。

なお、2020年度から全学的なキャリア教育体制の構築に移行し、「育成したい学生像」の指標を『シラバス』にも設けたことから、1年次の「基礎ゼミナールⅠ」にて生涯発達論とキャリア形成の授業を展開している。

【表 2-3-1 令和 4(2022)年度 キャリア形成科目一覧】

学部	学年	前期	後期
人間教育学部	2年次	キャリアデザイン	キャリアディベロップメント
	3年次	キャリアスキルアップⅠ	キャリアスキルアップⅡ
保健医療学部	1年次	キャリアデザインⅠ	キャリアデザインⅡ
	2年次	キャリアディベロップメントⅠ	キャリアディベロップメントⅡ

2) キャリアガイダンス・各種キャリア支援セミナー

キャリアガイダンス及び各種キャリア支援セミナーは、両学部とも3年次を中心に実施している。令和4(2022)年度の実施実績は以下のとおりである。

①キャリアガイダンス

人間教育学部

- 第1回 第1回就職オリエンテーション「進路希望登録」(3年)
- 第2回 厳選100社求人閲覧会(4年)
- 第3回 リスタート講座「自分に合った企業・職種の探し方セミナー」(4年)
- 第4回 スタートアップ・リクナビ活用講座(3年)
- 第5回 インターンシップエントリー講座(3年)
- 第6回 自己PR発見講座(3年)
- 第7回 自己PR作成講座(3年)
- 第8回 教員採用試験説明会(3年)

- 第9回 関西優良企業紹介 (3年)
 - 第10回 インターンシップ攻略 (3年)
 - 第11回 公務員試験説明会 (3年)
 - 第12回 職種理解セミナー (3年)
 - 第13回 SPI (性格検査) 解説講座 (3年)
 - 第14回 第2回就職オリエンテーション「10月からの就職活動のポイント・就職支援講座案内」
 - 第15回 L0活地元就職講座 (3年)
 - 第16回 前期振り返り&秋冬ISエントリー講座 (3年)
 - 第17回 自己PR作成講座 (3年)
 - 第18回 自己PRブラッシュアップ講座 (3年)
 - 第19回 ガクチカ作成講座&ブラッシュアップ講座 (3年)
 - 第20回 仕事研究講座 (3年)
 - 第21回 教員採用試験ガイダンス
 - 第22回 運動部学生向けセミナー (3年)
 - 第23回 総まとめ講座 (3年)
 - 第24回 就活直前総まとめ講座 (3年)
 - 第25回 就活直前講座&相談会 (3年)
 - 第26回 WEBセミナー合同視聴講座 (3年)
 - 第27回 第3回就職オリエンテーション「企業志望学生対象 就活の進め方について」
- 自治体 (14自治体) 別教員採用試験説明会 (2.3.4年) 計 14回

保健医療学部 看護学科

- 第1回 スタートガイダンス
- 第2回 就職活動直前ガイダンス (3年)
- 第3回 就職活動直前ガイダンス Vo1.2 (3年)
- 第4回 「自分を知る SPI 適性・性格診断」 (2年)

保健医療学部 リハビリテーション学科

- 第1回 就職スタートガイダンス (3年)
- 第2回 キャリアガイダンス「医療職者として」 (3年)
- 第3回 「就職活動の実際」就職活動の方法とマナーを学ぶ (3年)
「自分を知る SPI 適性・性格診断」 (3年)
- 第4回 奈良県福祉・介護仕事キャラバン (1年)
- 第5回 キャリアガイダンス「就職活動直前ガイダンス」 (3年)

②キャリア支援セミナー

【表 2-3-2 キャリア支援セミナー実施状況と受講状況】

学部	学科	内容	受講者数
人間教育学部		マナー講座① (3年)	129
		マナー講座② (3年)	102
		メイク・スーツ着こなし講座 (3年)	
		業界研究会セミナー (3年)	46
		業界・企業研究会 (1.2.3年)	20
		学内個別企業説明会 (4年)	14
		教員採用試験対策 全6講座 (2.3年)	118
		弾き歌い・ピアノ講座 (1.2.3年)	29
保健医療学部	看護学科	就職小論文講座①(4年)	63
		就職小論文講座②(4年)	61
		就職小論文講座①(3年)	64
		SPI 性格分析(2年)	74
		病院説明会①	17
		病院説明会②	28
		病院説明会③	15
		内定者懇談会(3年)	73
		病院資料頒布会(3年)	73
		公務員対策講座(3、4年)	22
	リハビリテーション学科	SPI 性格分析(3年)	57
		リハビリテーション学科合同就職説明会	30
		内定者懇談会(3年)	53

3) 教職キャリア支援

教職を志す学生及び卒業生等に対してキャリア支援を行っている。教員採用試験対策としては、人間教育学部の組織(naragakuGT)と連携して教員の職務に関する講座、教員採用試験への取り組み方に関する講座、教養専門試験対策講座、面接指導(集団・個人)、模擬授業指導等を行っている。

4) 看護職・リハビリテーション職キャリア支援

看護職およびリハビリテーション専門職を志す学生及び卒業生等に対して国家試験対策、小論文添削、面接指導などキャリア支援を行っている。また、医療職で公務員を志す学生に対して国家試験対策、小論文添削、面接指導、一般教養試験対策講座を行っている。

5) 進路別キャリア支援

民間企業、公務員その他の進路を志す学生及び卒業生等に対してキャリア支援を行っている。

公務員（保育職を含む）志望者に対しては、年間を通じて公務員試験対策講座を開講している。民間企業就職志望者に対しては、業界研究会・学内個別企業説明会等を行っている。

6) 就職支援・進路相談

キャリアセンターでは、3年次から学生全員に対して職員が個人面談を行い、就職ガイダンスをはじめとする就職活動支援行事を主催している。また、全学部でアドバイザー制を敷き、各アドバイザーとキャリアセンターが連携して学生の就職活動の状況把握を行っている。

7) 就職実績及び教員採用試験、看護職国家試験結果

最終就職率（就職者／就職希望者）は、人間教育学部は100%、保健医療学部看護学科は100%、リハビリテーション学科は100%で、全体では100%であった。卒業生に占める就職者の率は、人間教育学部88.9%、保健医療学部看護学科91.8%、リハビリテーション学科83.9%であった。卒業生に占める就職者の率は全体で89.1%であった。

人間教育学部で教員採用試験の最終合格者は、55人であった。

保健医療学部看護学科で看護師国家試験の合格率は94.5%、保健師国家試験の合格率は100%、助産師国家試験の合格率は100%、リハビリテーション学科で理学療法士国家試験の合格率は85%、作業療法士国家試験の合格率は75%であった。

2-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和4年4月よりキャンパス統合に伴いキャリアセンターも登美ヶ丘キャンパスに集約され、両学部学科のキャリア支援を総合的に行っている。両学部の学生の利便性を考慮し、キャリアセンターの位置は、3号館1階に配置した。

キャリア支援の一つとして卒業生の「就職試験受験報告書」を在学生在が自由に閲覧することができ、受験の参考になるようにしている。また、卒業生に対しては、秋にアンケートを実施するとともに就職先へのアンケートも行い、卒業後の支援と在学生の指導の改善と充実を図っている。令和4(2022)年度リハビリテーション学科1期生卒業に伴い、キャリアセンター内にリハビリテーション学科のコーナーを新たに設け、キャリア支援を行っている。令和5(2023)年度より、新たなシステムとして「求人検索ナビ」を導入し、3学科の全学生が実習先又は、夜間でも自由に求人検索することを可能にした。

2-4 学生サービス

《2-4 の視点》

2-4-① 学生生活の安定のための支援

2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1. 組織と分掌

1) 学生支援センター

学生生活の安定のための組織として、「学生委員会」が、学生サービス、厚生補導に関わる事項を所管している。また、それを支援する体制として、「学生支援センター」を設置している。「学生支援センター」は、「事務室」のほかに「学生相談室」を併置しており、身体の健康管理に加え、心のケアについても支援を実施している。これらを運営するために「学生支援センター運営委員会」を設けている。

「学生委員会」は担当の副学長により、学生の懲戒等も含めた厚生補導を担当し、「学生支援センター運営委員会」は、学生サービスを実施するための事項を決めている。両委員会とも、学生支援センター長、各学部 2 人の教員、学生支援センター事務室長で構成し、原則、月 1 回の定例会議を開催している。「学生委員会」及び「学生支援センター運営委員会」で審議した案件は、その後、各委員から学部教授会に報告されるとともに、学生支援センター事務室長から各課長・室長に対して情報を提供して情報の共有を図っている。なお、学生委員会の職務を「学生支援センター運営委員会」が担う形で、一つの委員会として同時開催し連携を実現している。学生サービスと厚生補導業務は、主として学生支援センターが行い、内容によっては、教務課及び社会・国際連携センターと密接な連携を取っている。

学生支援センターは、次のような事項を業務内容として、学生へのサービスに努めている。

①学生支援センター事務室の業務内容

- ・学生の正課及び正課外の学修活動の支援
- ・学生の補導及び福利厚生
- ・学生の賞罰
- ・学友会及び学生のボランティア活動の支援
- ・学生のクラブ活動の支援
- ・学生のサークル活動の支援
- ・学生の集会、印刷物等
- ・卒業生との連携
- ・日本学生支援機構その他の学外及び学内の各種奨学金
- ・学生へのアルバイト紹介

②学生支援センター学生相談室の業務内容

- ・学生の健康診断等保健衛生
- ・学生のカウンセリング等

2. 支援内容等

1) 奨学金

学生に対する経済的な支援として、「奈良学園大学奨学金制度」がある。これは学業成績等が優秀である学生に対して、授業料及び教育充実費の合計額の全額、4分の3の額、半額、4分の1の額、もしくは大学が定めた額を給付する制度である。そのほかには、「家計急変時支援奨学金」があり、学生の主たる家計支持者の死亡、失職、疾病または火災・風水害等による家計急変のため、学業の継続が著しく困難になった場合に支援する制度である。学生支援センターは、奨学金の取扱いを担当し、保証人や学生からの問合せに迅速に対応している。日本学生支援機構のほか各種奨学金については、学内の掲示板や学生用メーリングリストで広く情報提供している。また、「奈良学園大学奨学金」の継続及び新規認定申請については、学内の掲示板（ポータルサイト(Active Academy)の掲示板を含む。）や学生用メーリングリストで公示し、「奈良学園大学奨学金規則」に従って審査している。奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)は、【表 2-4-1】のとおりである。

アルバイトについては、学生支援センターが窓口となり地域の業者からの求人情報を集約し、学業に支障がなく、安全性が確認されたアルバイト求人情報を所定の掲示板にて紹介している。

【表 2-4-1 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）】

奨学金の名称	学内・ 学外の 別	給付・ 貸与の 別	支給対 象学生 数 (a)	在籍学生 総数 (b)	在籍学生総数に 対する比率 $a/b*100$	月額支給総額 (c)	1件あたり の月額支 給額 c/a
入学時成績優秀者奨学金	学内	給付	19	1,140	1.66	6,855,000	30,065
成績優秀一般学生奨学金	学内	給付	31	1,140	2.71	18,962,500	50,974
スポーツ学生奨学金	学内	給付	57	1,140	5	23,985,000	35,065
家計急変時支援奨学金	学内	給付	1	1,140	0.08	300,000	25,000

令和4(2022)年度実績

2) 経済状況の変化に対する支援

学費の延納及び分納については、在学中に経済的な理由で学費の支払いが困難になった場合、大学に所定の書類を提出することによって、学費の納付期限の延長や分納を許可することがある。これらは、「奈良学園大学授業料等納付規程」及び「奈良学園大学授業料未納者への対応等に関する細則」に定めている。

3) 課外活動支援

学生支援センターがクラブ活動の活性化、及びクラブやサークル活動に伴う学生支援を行っている。学生の課外活動への支援方策は、「スポーツ振興委員会」で検討・審議を行い、クラブに対する活動資金助成及び施設整備等の支援を行っている。ま

た、学長が専任教員の中からクラブ顧問（部長）を委嘱し、大学におけるクラブの位置付けを明確にしている。

クラブへの活動資金助成は、「奈良学園大学後援会」「大学経常費」の双方から行われている。さらに、平成 28(2016)年度からは、サークルや同好会活動に対しても一部資金助成を行い、課外活動全体の活性化を図っている。

以前は、クラブを統括する団体として、体育会、文化会によって組織した「公認連合」を組織していたが、学生数の減少に伴い、現在では、その事業を「学友会」（後述）が兼任している。「学友会」はクラブに対して消耗品等の資金助成を行い年間活動を支援している。

令和 4(2022)年度はキャンパス統合に伴いクラブ活動を引き続き三郷キャンパス跡地で行う硬式野球部及びマーチングバンド部に登美ヶ丘キャンパスと練習所（三郷キャンパス跡地）、練習所（三郷キャンパス跡地）と自宅または下宿間の移動（鉄道のみ）のための、交通費支援を行った。支援基準は令和元（2019）年度入学生については 100%の支援とし、令和 2(2020)年度以降の入学生については 10%の支援とした。

4) 学生表彰

本学にとって名誉となる成果を挙げた学生個人（聴講生、科目等履修生等を含む。）または団体に対して、その功績が特に顕著であると学長が認めた場合に、表彰を行う「奈良学園大学学生表彰規程」を整備している。その他には、法人が設置する各校学生等で法人全体の名誉を著しく高揚させ、また、その教育理念を体現したと理事長が認めた場合に表彰を行う「学校法人奈良学園表彰規程」を定めている。

5) 学友会

学友会は全学生を会員とする学生自治組織であり、学生選挙で選出された会長を含む学友会本部が中心となって、学生の自治繁栄を目的とした活動を行っている。10月に1日の日程で大学祭を実施する。運営については、学友会内で組織する「大学祭実行委員会」の学生が自主的に行っている。また、新入生歓迎会等により、その関係強化、及び学部間の連携に取り組んでいる。

6) ピア・サポーター養成講座

新入生の大学生活への移行を支援するため、新入生の抱える問題を解決するのではなく、新入生の気持ちを積極的に傾聴し、共感しながら新入生が自ら問題に対処するプロセスを支援することを目的としたピア・サポーター養成講座を行い、令和 5(2023)年 3月に人間教育学部、保健医療学部から 3名が 2日間の養成講座を修了し令和 5(2023)年 4月から活動することとなった。

7) 健康管理

毎年 4月初旬に学校保健安全法に基づいて疾病の早期発見及び早期治療を目的として全学生を対象に定期健康診断を実施している。実施日時等の詳細については学内に掲示し、必ず受診するように指導を行っている。保健室（学生支援センター）では、学生の健康相談やけが等の応急処置を行い、必要に応じて医療機関と連携している。

「心と体と学生生活」をトータルで支援する学生支援センターでは、学生の健康

管理に関する業務を行うとともに、学生支援センター学生相談室に臨床心理士を配置している。さらに、必要に応じて保健医療学部の精神医療を専門とする教員とも連携して対応するようにしている。

学生相談室、保健室等の利用状況は、【表 2-4-2】のとおりである。相談件数には保証人や教職員に対するコンサルテーションも含めている。令和 4(2022)年度は学生相談件数がそれ以前と比較して増加し、時期によっては学生が希望してもすぐに利用できず、1～2 週間待たせるような状況も生じていた。キャンパス統合に伴い両学部の学生に環境の変化が生じたことによるストレスが学生相談の利用件数の増加の要因の 1 つとして考えられた。

これらの状況も踏まえ、学生相談室主催のワークショップを開催し、セルフケアの説明やワークを行い、学生がストレスとの付き合い方や自身の様々な気持ちへの気づきについて学ぶ機会を設けた。

【ワークショップ】

日 時：令和 4(2022)年 10 月 7 日（金）16：30 ～17：30 （対面開催）

テーマ：自分自身を大切にするためのワークショップ

講 師：坂崎 理史先生（学生相談室担当 臨床心理士）

【表 2-4-2 学生相談室、医務室等の利用状況】

名称	スタッフ数	開室日数		開室時間	年間相談件数	備考
		週当たり	年間			
学生相談室	2	2.0	93	水 14:00～18:00 金 14:00～18:00	163 (学生 160, 保証人 2, 教職員 1)	臨床心理士（委託） 2 名のカウンセラー 配置
保健室	1	5.5	284	月～金 8:30～16:30 土 8:30～13:00	63	保健師（派遣職員）

令和 4(2022)年度実績

8) 障害のある学生への合理的配慮と修学支援体制の整備

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正により、「奈良学園大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を制定した。これにより障害のある学生や、合理的配慮を要する学生からの申し出の窓口や申し出のあった場合のシステムが構築された。具体的には、学生からの申請があった場合、学生支援センター内に申請のあった学生への「支援コーディネートチーム」を設置し、当該学生が所属する学部・学科と連携しながら、障害のある学生の学修を支援する体制を整備した。

9) 新入生研修

令和4(2022)年4月より大学が2キャンパスから1キャンパスに統合されたため、学部を超えた学生同士の交流を図るとともに、新入生の大学生活への移行を支援するための取り組みとして、両学部合同でのチームビルディングを基盤とした新入生研修を実施した。

両学部の学生からなるグループを作り、グループのメンバーで協力して謎解きやミッションに取り組みながらキャンパス内を探索する「謎解きオリエンテーション」を行った。実施後の評価では、新入生、教員両方から高評価が得られていた。終了後のアンケートにより「キャンパスのどこに施設があるかわかりましたか」の質問に96%が概ね理解できていた。また他の学部・学科の学生と一緒に取り組んだ感想として82%が楽しかったと感じていた。今回のオリエンテーションについて89%の学生がまた参加したいと思っており、新入生は学部を超えた交流ができたことを楽しい体験と捉え、楽しい体験を通してこれからの4年間を頑張ろうという前向きな気持ちが喚起されていた。

3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組

感染拡大防止のためのマニュアルの改定を行うとともに、感染した場合や、濃厚接触者に特定された場合、感染が疑われる症状を発症した場合などの学生からの連絡体制を整え、学生の健康状態の把握に努めた。また、学生からの連絡に基づき、各学部学科と協力して感染拡大の未然防止のための取組を行い、学内でのクラスター発生を防止した。

2-4 の改善・向上方策（将来計画）

令和4(2022)年度の学生生活の安定のための取組では一定の効果を挙げており、次年度に向けても取組を継続する。学生相談については、学生が希望してもすぐに利用できない時期もあったことから、学生相談の時間を増加し、学生支援の充実を図る。

その反面、野球部とマーチングバンド部はクラブ活動を三郷キャンパス跡地で行うため、活動場所への移動に負担がかかることとなっている。そのため両クラブの学生には移動のための交通費の支援を行っている。

マーチングバンド部が登美ヶ丘キャンパスで活動できるようにアリーナの改修を行うこととなった。令和5(2023)年3月にはマーチングバンド部の三郷キャンパスから登美ヶ丘キャンパスへの引っ越しが行われ、令和5(2023)年4月からはマーチングバンド部が登美ヶ丘キャンパスで活動を開始することとなった。

令和4(2022)年度はキャンパス統合1年目で学友会や大学祭実行委員会もそれぞれのキャンパスにいたメンバーが一緒になったことで、様々な取組を検討し、新型コロナウイルス感染対策を講じたうえで、令和4(2022)年10月9日に大学祭「第1回登美ヶ丘祭」を、令和5(2023)年2月26日に「冬のおたのしみ会」を開催した。

「第1回登美ヶ丘祭」は一般来場者をインターネットからの事前申込制とし、感染対策を講じたうえでの模擬店や物販、体験コーナー、またタレントのステージや、

ライブなどが行われた。「冬のお楽しみ会」は学友会の「地域の方々と交流できる場を作りたい」との思いから、ゲームやワークショップなどのイベントを企画・実施し、近隣住民や地元の子供たち約 200 名が参加した。

2-5 学修環境の整備

《2-5 の視点》

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1. 校地、校舎

本学は、昭和 59(1984)年に開学した三郷キャンパスに加え、平成 26(2014)年度から登美ヶ丘キャンパスに保健医療学部を開設した。また、平成 30(2018)年度からは登美ヶ丘キャンパスに大学院看護学研究科を開設した。さらに平成 31(2019)年 4 月に保健医療学部リハビリテーション学科（理学療法学専攻・作業療法学専攻）を設置した。

令和 2(2020)年度に計画した、三郷キャンパスの機能の登美ヶ丘キャンパスへの統合は、令和 4(2022)年 4 月に実現した。引き続き、三郷キャンパスを譲渡した三郷町から、跡地の体育館やグラウンド等を借用し、クラブ活動などに利用した。

所在地 : 奈良県奈良市中登美ヶ丘 3 丁目 15-1

校地面積 : 66,787.00 m²

校舎面積 : 27,482.75 m²

所在地 : 奈良県生駒郡三郷町立野北 3 丁目 12-1

校地面積 : 15,746 m² (借用)

以上、校地面積の合計は、82,533.00 m²、校舎面積の合計は、27,482.75 m²で、大学設置基準を満たしている。

2. 学修環境の整備

令和 4 年度は三郷キャンパスと登美ヶ丘キャンパス統合に伴って、人間教育学部については、新校舎（3 号館）を建設し、人間教育学部で養成する教員免許の種類に対応するため、210 人収容の大教室 1 室、144 人及び 132 人収容の中教室を各 1 室、

48人収容の教室10室を整備するとともに、幼小接続室、図工・被服室、調理室、理科実験室、音楽室、器楽演習室、特別支援教育演習室、ピアノレッスン室を実習教室として整備するとともに、各階に電子黒板等のICT機器を設置したコモンズを配置し、ゼミナールや演習、学生の自主学習等を行えるようにしている。

保健医療学部と大学院看護学研究科については、看護の実践を交えた演習を行うにあたり、実習室4室（基礎・成人看護実習室、母性・小児看護実習室、助産学実習室、老年・精神・在宅看護実習室）のほか、48人収容の教室5室、90人収容の教室2室、360人収容の教室1室（移動間仕切りにより160人教室2室）、グループ演習室10室を整備している。

リハビリテーション学科では、理学療法および作業療法技術の演習および実習を行うための実習室11室（義肢装具実習室、運動学習実習室、運動療法実習室、金工・木工・陶工実習室、物理療法実習室、水治療実習室、運動生理実習室、多機能実習室（織物・手工芸・絵画）、ADL実習室、レクリエーション実習室、作業実習室）を備えている。他にも、コモンルーム、60～120人収容の教室6室、250名収容の教室1室、演習室10室を備えて、多様な学習場面に対応できる環境を整備している。

また、情報処理教室は2室を整備しており、48台のパソコンを設置しており、授業に関係なく自由に使用できる環境を整備している。学生はノートパソコンやiPadを利用しており、校舎内（アリーナを含む。）は全ての場所で無線LANが使用できるアクセスポイントを整備している。またレポート等の印刷のため、情報処理教室以外でも2号館4階及び5階のラウンジ、3号館3階のオープンコモンズに出力用のプリンターを設置している。

アリーナは、1,365.14㎡のメインアリーナの他、エクササイズルーム、25m×6コース室内温水プール、剣道場、柔道場を設置しており、課外活動並びにクラブ活動等での利用も認めている。

2号館の学生食堂は、現在は214席を整備している。

3. 運営と管理

施設の維持管理については、事務局長を責任者として、キャンパスに配属された法人本部総務部施設設備管理課の職員がその任務にあっている。担当職員は、建築設備関係の各分野の業務を専門業者に委託する等、的確な判断で全体的な統制を図りながら、定期的に維持管理、法定点検等を実施している。なお、日常の施設補修等に関しては、担当職員が巡回するほか、各部署から連絡を受けて補修し、必要に応じて専門業者へ個別委託することによって、合理的な運営に努めている。建物内清掃業務と建物内機械警備業務そして敷地内警備業務は常駐体制をとっており、常時、協力会社が施設設備管理課課員と連携し管理警戒にあっている。

また樹木等維持管理業務、電気設備関係、空調設備関係、衛生設備関係、防火・消防設備関係、エレベーター設備関係、電話交換機等の保守点検についても、関係法令を遵守し各専門業者と委託契約を結び安全管理の運営に努めている。なお、建物の耐震強度調査については、昭和56(1981)年以前に設計した建物がないため問題はない。

2-5-② 実習施設，図書館等の有効活用

1. 実習施設

○人間教育学部

実習施設について、教育実習先は【表 2-5-2】のとおりである。

【表 2-5-2 人間教育学部実習施設等一覧】

1. 令和 4（2022）年度教育実習先一覧【教員免許関係】

①幼稚園（20 か所）			
1	奈良市立大宮幼稚園	11	天理市立山の辺幼稚園
2	ひかり幼稚園	12	奈良市立朱雀こども園
3	愛光みのりこども園	13	藤井寺市立道明寺こども園
4	天理市立前栽幼稚園	14	白鳩チルドレンセンター東大阪
5	梅美台こども園	15	幼保連携型認定こども園 百舌鳥こども園
6	花園幼稚園	16	大和高田市立陵西幼稚園
7	認定こども園 三郷幼稚園	17	富田幼稚園
8	王寺町立王寺南幼稚園	18	郡山東こども園
9	奈良市立月ヶ瀬こども園	19	奈良学園幼稚園
10	幼保連携型認定こども園 北丘聖愛園	20	奈良文化幼稚園

①小学校（71 か所）			
1	綾部市立綾部小学校	37	広陵町立真美ヶ丘第二小学校
2	伊賀市立青山小学校	38	湖南市立菩提寺北小学校
3	伊賀市立上野東小学校	39	湖南市立水戸小学校
4	伊賀市立神戸小学校	40	堺市立八上小学校
5	生駒市立俵口小学校	41	堺市立槇塚台小学校
6	和泉市立国府小学校	42	鯖江市河和田小学校
7	伊丹市立荻野小学校	43	三郷町立三郷小学校
8	宇治市立神明小学校	44	四條畷市立四條畷小学校
9	雲南市立大東小学校	45	精華町立精華台小学校
10	大阪市立泉尾北小学校	46	相楽郡東部広域連合立笠置小学校
11	大阪市立神路小学校	47	太子町立磯長小学校
12	大阪市立小路小学校	48	田辺市立会津小学校
13	大阪市立阪南小学校	49	田原本町立南小学校
14	大阪市立南大江小学校	50	戸田市立芦原小学校
15	三郷町立三郷小学校	51	豊中市立庄内西小学校
16	大田区立矢口西小学校	52	豊中市立高川小学校
17	貝塚市立中央小学校	53	奈良学園小学校

18	香芝市立鎌田小学校	54	奈良教育大学附属小学校
19	香芝市立関屋小学校	55	奈良市立三碓小学校
20	香芝市立二上小学校	56	橋本市立隅田小学校
21	柏原市立堅下小学校	57	東近江市立御園小学校
22	橿原市立耳成南小学校	58	東大阪市立岩田西小学校
23	春日井市立鳥居松小学校	59	東大阪市立上小阪小学校
24	春日部市立幸松小学校	60	東大阪市立英田北小学校
25	葛城市立忍海小学校	61	枚方市立枚方小学校
26	河内長野市立川上小学校	62	福井市立社南小学校
27	河内長野市立高向小学校	63	平群町立平群北小学校
28	上牧町立上牧小学校	64	平群町立平群小学校
29	北栄町立大栄小学校	65	舞鶴市立倉梯小学校
30	木津川市立梅美台小学校	66	松前町立北伊予小学校
31	紀の川市立中貴志小学校	67	守口市立錦小学校
32	京田辺市立桃園小学校	68	守口市立錦小学校
33	京都市大藪小学校	69	大和郡山市立片桐西小学校
34	京都市立御所南小学校	70	大和郡山市立郡山北小学校
35	熊本市立龍田小学校	71	吉野町立吉野さくら学園
36	神戸市立夢野の丘小学校		

③中学校・高等学校（66か所）			
1	生駒市立緑ヶ丘中学校	34	開星中学校・高等学校
2	泉佐野市立第三中学校	35	広島市立国泰寺中学校
3	和泉市立信太中学校	36	松阪市立殿町中学校
4	伊丹市立東中学校	37	松山市立北中学校
5	岩国市立由宇中学校	38	大和高田市立高田西中学校
6	宇治市立宇治中学校	39	米子市立福生中学校
7	大阪市立歌島中学校	40	栗東市立栗東中学校
8	大阪市立喜連中学校	41	和歌山信愛中学校
9	大阪市立東陽中学校	42	茨城県立大洗高等学校
10	岡山市立高松中学校	43	大阪電気通信大学高等学校
11	香芝市立香芝中学校	44	大阪府立堺東高等学校
12	柏原市立玉手中学校	45	大阪府立桜宮高等学校
13	橿原市立八木中学校	46	大阪府立豊島高等学校
14	春日部市立豊野中学校	47	岡山学芸館高等学校
15	河内長野市立千代田中学校	48	京都府立菟道高等学校
16	熊野市立有馬中学校	49	常翔学園高等学校

17	五條市立五條西中学校	50	精華高等学校
18	御所市立御所中学校	51	精華女子高等学校
19	堺市立晴美台中学校	52	智辯学園高等学校
20	堺市立日置荘中学校	53	帝塚山中学校・高等学校
21	堺市立福泉中学校	54	奈良県立香芝高等学校
22	堺市立美原中学校	55	奈良県立橿原高等学校
23	佐久市立白田中学校	56	奈良県立桜井高等学校
24	桜井市立桜井中学校	57	奈良文化高等学校
25	四天王寺東中学校・高等学校	58	浜松開誠館高等学校
26	城陽市立東城陽中学校	59	東大阪大学柏原高等学校
27	清風中学校	60	兵庫県立伊丹高等学校
28	奈良教育大学附属中学校	61	広島県立広島商業高等学校
29	南国市立香南中学校	62	三重県立名張青峰高等学校
30	日進市立日進西中学校	63	美濃加茂高等学校
31	橋本市立紀見北中学校	64	明浄学院高等学校
32	橋本市立紀見東中学校	65	明德義塾中学・高等学校
33	浜松市立与進中学校	66	和歌山県立耐久高等学校

2. 令和4(2022)年度 介護等体験施設 【教員免許関係】

新型コロナウイルス感染症のため、介護等体験は未実施(代替措置適用)

3. 保育実習・施設実習先一覧【保育士資格関係】

①保育所実習先(19か所)			
1	右京こだま保育園	10	天理市立北保育所
2	かなおか保育園	11	天理市立中央保育所
3	木津川市立いづみ保育園	12	豊中市立東丘こども園
4	木津川市立やましろ保育園	13	奈良市立学園南こども園
5	郡山東こども園	14	奈良市立月ヶ瀬こども園
6	三郷町立西部保育園	15	藤井寺市立第5保育所
7	白藤学園おおみや保育園	16	守口市立あおぞら認定こども園
8	白鳩チルドレンセンター東大阪	17	大和高田市立磐園保育所
9	天理市立嘉幡保育所		

②施設実習先(11か所)			
1	児童養護施設 愛染寮	7	いこま乳児院

2	児童養護施設 飛鳥学院	8	児童養護施設 博愛社
3	児童養護施設 大和育成園	9	救世軍社会事業団 救世軍希望館
4	児童養護施設 南河学園	10	みおつくし福祉会 弘済みらい園
5	奈良県立藤の木学園	11	みおつくし福祉会 弘済のぞみ園
6	奈良県中央子ども家庭相談センター		

前述したとおり、令和4年度は三郷キャンパスを登美ヶ丘キャンパスに統合したが、人間教育学部で養成する教員免許の種類に対応するため、新校舎に幼小接続室、図工・被服室、調理室、理科実験室、音楽室、器楽演習室、特別支援教育演習室、ピアレスン室を実習教室として整備した。

学内の実習施設の他、教育実習、保育実習、体験学習のために、生駒市、奈良市をはじめとする近隣市町村及び三郷キャンパス時代から協力を仰いでいる、三郷町、王寺町の公立私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、老健施設等にご協力とご理解をいただき、実習を実施している。また、法人内の各幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び学生の出身校にも協力を得て、実習施設としている。

○看護学科

実習施設について、看護実習先は【表 2-5-3】のとおりである。

【表 2-5-3 看護実習先一覧】

令和4年度 保健医療学部看護学科実習先一覧 (78か所)																
No.	施設名	実習科目														
		基礎看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅱ	成人看護学実習Ⅰ	成人看護学実習Ⅱ	老年看護学実習Ⅰ	老年看護学実習Ⅱ	精神看護学実習	小児看護学実習	母性看護学・助産学実習	在宅看護学実習	公衆衛生看護学実習	統合看護学実習			
1	奈良県立医科大学附属病院		○		○											○
2	地方独立行政法人 奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター			○	○				○	○						○
3	独立行政法人国立病院機構 奈良医療センター	○	○					○								○
4	独立行政法人国立病院機構 やまと精神医療センター							○								
5	生駒市立病院				○					○						
6	大和高田市立病院	○							○	○						○
7	独立行政法人地域医療機能推進機構 大和郡山病院									○						
8	社会福祉法人恩賜財団 済生会中和病院							○	○							
9	社会医療法人高清会 高井病院							○		○						○
10	近畿大学奈良病院			○	○					○						○
11	西奈良中央病院				○											
12	医療法人鴻池会秋津鴻池病院							○	○							○
13	社会福祉法人 東大寺福祉事業団 東大寺福祉療育病院									○						○
14	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター			○												
15	尼崎総合医療センター	○	○													

No.	施設名	実習科目												
		基礎看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅱ	成人看護学実習Ⅰ	成人看護学実習Ⅱ	老年看護学実習Ⅰ	老年看護学実習Ⅱ	精神看護学実習	小児看護学実習	母性看護学・助産学実習	在宅看護学実習	公衆衛生看護学実習	統合看護学実習	
16	市立東大阪医療センター		○											
17	京都山城総合医療センター			○	○					○				
18	医療法人新生会総合病院 高の原中央病院													○
19	医療法人徳洲会 松原徳洲会病院													○
20	医療法人徳洲会 八尾徳洲会病院													○
21	医療法人徳洲会 宇治徳洲会病院													○
22	社会福祉法人 協同福祉会 あすならハイツあやめ池					○								
23	社会福祉法人 協同福祉会 あすならホーム郡山					○								
24	社会福祉法人 協同福祉会 あすならハイツ畷傍					○								
25	社会福祉法人 協同福祉会 あすならホーム高田					○								
26	医療法人北寿会 介護老人保健施設 アップル学園前					○								
27	医療法人北寿会 看護小規模多機能型居宅介護 アップル登美ヶ丘					○								
28	医療法人 仁悠会 生駒市介護老人保健施設 やすらぎの杜 優楽					○								
29	社会福祉法人 松本快生会 介護老人保健施設 大和田の里					○								
30	高杉助産院									○				
31	カヌシャガマ高杉助産院									○				
32	芽愛助産院									○				
33	直レディースクリニック													○

No.	施設名	実習科目											
		基礎看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅱ	成人看護学実習Ⅰ	成人看護学実習Ⅱ	老年看護学実習Ⅰ	老年看護学実習Ⅱ	精神看護学実習	小児看護学実習	母性看護学・助産学実習	在宅看護学実習	公衆衛生看護学実習	統合看護学実習
34	社会福祉法人 石井記念愛染園附属愛染橋病院								○				○
35	医療法人社団ハートランド ハローケア訪問看護ステーション奈良										○		
36	医療法人社団ハートランド 訪問看護ステーション しぎさん										○		
37	医療法人社団ハートランド ハローケア訪問看護ステーション香芝										○		
38	医療法人新生会訪問看護ステーション あさがお										○		
39	一般財団法人生駒メディカルセンター 訪問看護ステーション										○		○
40	株式会社奈良ケアセンターはる 訪問看護ステーションはる										○		
41	医療法人和幸会 阪奈中央訪問看護ステーション										○		
42	公益財団法人ニッセイ 聖隷健康福祉財団 奈良ニッセイエデンの園 訪問看護ステーション西大和										○		
43	医療法人酒本医院 訪問看護ステーションあおぞら										○		
44	医療法人北寿会 訪問看護ステーション アップル 学園前										○		
45	医療法人鴻池会 御所訪問看護ステーション										○		
46	社会医療法人平成記念会 訪問看護ステーションあおい										○		
47	株式会社オアシスなら 訪問看護ステーションオアシスなら										○		○
48	医療法人良翔会 訪問看護ステーションみそら										○		
49	社会医療法人平和会 精神科訪問看護ステーション道										○		
50	訪問看護ステーション夢未来										○		

No.	施設名	実 習 科 目											
		基礎看護学実習 I	基礎看護学実習 II	成人看護学実習 I	成人看護学実習 II	老年看護学実習 I	老年看護学実習 II	精神看護学実習	小児看護学実習	母性看護学・助産学実習	在宅看護学実習	公衆衛生看護学実習	統合看護学実習
51	奈良市立都南保育園								○				
52	奈良市立朱雀こども園								○				○
53	奈良市立神功こども園								○				○
54	奈良市立伏見保育園								○				
55	学研奈良ピュア保育園								○				
56	生駒ピュアこども園								○				
57	医療法人にしかわこどもクリニック								○				○
58	TSURUMIこどもホスピス												○
59	訪問診療なないろクリニック												○
60	医療法人育佑会 はぐハウスⅢ												○
61	特定非営利活動法人精神医療サポート 訪問看護ステーションいしずえ							○					○
62	奈良県郡山保健所											○	
63	奈良市保健所・保健センター（はぐくみセンター）											○	
64	三郷町福祉保健センター											○	
65	大和郡山市保健センター 「さんて郡山」											○	
66	五條市保健福祉センター「カルム五條」											○	
67	明日香村明日香村健康づくり課 健康福祉センターたちばな											○	

No.	施設名	実 習 科 目											
		基礎看護学実習Ⅰ	基礎看護学実習Ⅱ	成人看護学実習Ⅰ	成人看護学実習Ⅱ	老年看護学実習Ⅰ	老年看護学実習Ⅱ	精神看護学実習	小児看護学実習	母性看護学・助産学実習	在宅看護学実習	公衆衛生看護学実習	統合看護学実習
68	奈良学園中学校高等学校												○
69	奈良学園小学校												○
70	奈良学園登美ヶ丘中学校・高等学校												○
71	株式会社 南都銀行 健康管理室												○
72	奈良交通株式会社 健康管理室												○
73	三菱重工業株式会社 神戸造船所三菱神戸病院 健康管理グループ												○
74	独立行政法人 労働者健康安全機構 奈良産業保健総合支援センター												○
75	奈良市二名地域包括支援センター												○
76	五條市地域包括支援センター												○
77	河合町地域包括支援センター												○
78	斑鳩町地域包括支援センター 「生き生きプラザ斑鳩」												○

(新型コロナウイルス感染症感染拡大により、臨地実習およびオンライン実習の受け入れ 施設のみ掲載)

多様な看護活動の場の理解と様々な健康レベルの対象者に応じた看護実践を学習できるように、可能な限り大学に近い奈良県北部に位置する近隣の病院・福祉施設、訪問看護ステーション、企業等を確保しており、相互に密接な連携を図り、実習を実施している。

○リハビリテーション学科

令和4年度、リハビリテーション学科では次の実習を行うため、必要な実習施設を確保した。1年次には早期体験実習(理学療法学専攻・作業療法学専攻共通)、2年次には地域理学療法実習(理学療法学専攻)、地域作業療法実習(作業療法学専攻)、3年次には検査・測定実習(作業療法学専攻)、理学療法評価実習(理学療法学専攻)、

作業療法評価実習（作業療法学専攻）、4年次には総合臨床実習Ⅰ・Ⅱ（理学療法）、総合臨床実習Ⅰ・Ⅱ（作業療法）を実施した。

1年次の早期体験実習は、1施設当たり1～4名の学生配置であり、令和4年度の実習受入施設は、理学療法19施設、作業療法14施設であった。

2年次の地域理学療法実習・地域作業療法実習については、1施設につき1～3名の学生配置とし、令和4年度の実習受入施設は地域理学療法実習では計37施設、地域作業療法実習では計14施設であった。

3年次の検査・測定実習（作業療法学専攻）の実習受入施設は、合計6施設であった。また、理学療法評価実習では37施設、作業療法評価実習では11施設であった。

4年次の理学療法学専攻における臨床総合実習Ⅰの実習受入施設は23施設、臨床総合Ⅱでは27施設であった。同じく、作業療法学専攻における臨床総合実習Ⅰの受入施設は5施設、臨床総合実習Ⅱでは4施設であった。

いずれの実習先も、可能な限り奈良県内および大学に近い奈良県北部と隣接する京都および大阪に位置する病院を確保している。具体的には、奈良県総合医療センター、西奈良中央病院、登美ヶ丘リハビリテーション病院、秋津鴻池病院、関西医科大学附属病院、高井病院、京都田辺記念病院、地域医療機能推進機構大阪病院、奈良セントラル病院、学研都市病院、奈良県総合リハビリテーションセンターなどである。また、令和4年度時点で、登美ヶ丘リハビリテーション病院、学研都市病院、奈良セントラル病院の3施設において、提携施設として連携協定を締結している。なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点および実習受入施設の対応状況により、一部、臨地実習を学内実習およびオンライン実習として対応している。

リハビリテーション学科の実習施設は、【表 2-5-4】に示すとおりである。

【表 2-5-4 リハビリテーション実習先一覧】

令和4年度リハビリテーション学科実習先一覧

No.	施設名	理学療法専攻					作業療法専攻					
		(早期体験実習)	地域理学療法実習	理学療法評価実習	総合臨床実習Ⅰ(理学療法)	総合臨床実習Ⅱ(理学療法)	(早期体験実習)(作業療法)	地域作業療法実習	検査・測定実習	作業療法評価実習	総合臨床実習Ⅰ(作業療法)	総合臨床実習Ⅱ(作業療法)
1	学研都市病院			○		○				○	○	
2	登美ヶ丘リハビリテーション病院	○		○	○				○		○	
3	奈良セントラル病院		○	○	○	○				○	○	
4	えびえ記念病院	○		○					○	○		
5	大阪病院	○							○			
6	交野病院	○										
7	関西医科大学附属病院	○		○	○							
8	京都府立心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院	○										
9	京都リハビリテーション病院	○						○				
10	国立病院機構 奈良医療センター	○		○		○	○					
11	さかいペインクリニック	○										
12	白庭病院	○										
13	蘇生会総合病院	○						○				
14	田北病院	○										
15	田辺整形外科 上本町クリニック	○			○							
16	田辺整形外科 塚本クリニック	○				○						
17	奈良東九条病院	○		○	○							
18	西奈良中央病院	○						○		○		
19	ほうせんか病院	○										
20	松倉病院	○			○	○	○					
21	よしおかクリニック	○	○									
22	あかり訪問看護ステーション		○					○				
23	あすか八尾デイサービスセンター		○									
24	あすならホーム郡山		○									
25	いけだクリニック ハリ・デイケア		○									
26	大津病院		○									
27	介護老人福祉施設 友喜苑		○									
28	介護老人保健施設 草津ケアセンター		○									
29	介護老人保健施設 やすらぎ苑		○									
30	介護老人保健施設 アップル学園前		○									
31	介護老人保健施設 エリシオン石木の里		○	○	○	○						
32	介護老人保健施設 大和田の里		○									
33	介護老人保健施設 鴻池荘		○		○			○		○		
34	介護老人保健施設 吹田徳洲苑		○									
35	介護老人保健施設 摂南の郷		○									
36	介護老人保健施設 深草京しみず		○									
37	介護老人保健施設 ふじいでら		○									
38	ユニット型介護老人保健施設 まきむく草庵		○									
39	介護老人保健施設 やまのペグリンヒルズ		○									
40	介護老人保健施設 ユートピアゆり		○									
41	京都田辺記念病院		○		○							○
42	高遼会病院		○	○	○							
43	サンシティ 木津 ロイヤルケア		○	○	○							
44	じんのクリニック		○					○				
45	スギ訪問看護ステーション 古川橋		○									
46	デイケア かんなび		○									
47	デイサービス せいかの郷		○									
48	富田町病院		○									
49	ハッピーリハビリ&ナースステーション		○									
50	ビーナスケアセンター瑞光		○									
51	訪問看護ステーションたいむ		○									
52	八幡中央病院		○									
53	リゾートデイサービス ハッピーライフ		○									
54	リハビリデイサービス 人楽		○									
55	リハビリ特化型デイサービス エリクシール		○									
56	リハビリング デイサービス		○									
57	介護医療院はたごまち			○								
58	介護老人保健施設 オパール			○								
59	介護老人保健施設 ふじいでら			○								

令和4年度リハビリテーション学科実習先一覧

No.	施設名	理学療法学専攻					作業療法学専攻					
		(早期体験実習) (理学療法)	地域理学療法実習	理学療法評価実習	総合臨床実習Ⅰ (理学療法)	総合臨床実習Ⅱ (理学療法)	(早期体験実習) (作業療法)	地域作業療法実習	検査・測定実習	作業療法評価実習	総合臨床実習Ⅰ (作業療法)	総合臨床実習Ⅱ (作業療法)
60	介護老人保健施設 ユートピアゆり			○	○							
61	榎原リハビリテーション病院			○								
62	かわたペインクリニック			○	○							
63	関西医科大学 くずは病院			○								
64	北大阪ほうせんか病院			○		○						
65	北出病院			○		○						
66	京都田辺中央病院			○	○							
67	高知大学医学部附属病院			○								
68	さくら会病院			○								
69	杉の下整形外科クリニック			○								
70	須崎くろしお病院			○								
71	角谷リハビリテーション病院			○								
72	摂南総合病院			○	○	○						
73	高井病院			○		○			○			
74	塚本クリニック			○								
75	堤整形外科			○								
76	篤友会リハビリテーションクリニック			○								
77	奈良県西和医療センター			○								
78	ならまちリハビリテーション病院			○		○						
79	脳神経リハビリ北大路病院			○					○			
80	阪神医生協診療所			○		○						
81	藤田整形外科 スポーツクリニック			○								
82	松田病院			○								
83	山の辺病院			○		○						○
84	有馬温泉病院				○							
85	池田病院				○	○						
86	大阪掖済会病院				○							
87	関西電力病院				○				○			
88	京都山城総合医療センター				○							
89	城山病院				○							
90	日本赤十字社和歌山医療センター				○							
91	枚方公済病院				○	○						
92	和田病院				○							
93	秋津鴻池病院					○						○
94	さくらい悟良整形外科クリニック					○						
95	吹田徳洲会病院					○						
96	関屋病院					○						
97	喉生会脳神経外科病院					○						
98	奈良県総合医療センター					○						
99	馬場記念病院					○			○			
100	南芦屋浜病院					○						
101	むかいま病院					○						
102	アイデルリハビリ訪問看護ステーション							○				
103	おとしよりすこやかセンター-東部館							○				
104	介護老人保健施設 萌木の村							○				
105	介護老人保健施設ぬくもり葛城							○				
106	介護老人保健施設 桃山							○				
107	介護老人保健施設 大和三山							○				
108	株式会社UTケアシテム							○				
109	にじクリニック							○				
110	西成障害者会館							○				
111	訪問看護ステーションこころ							○				
112	国立病院機構 大阪医療センター								○			
113	平成まほろば病院								○			
114	八尾徳洲会総合病院								○			
115	巽今宮病院									○		
116	奈良県総合リハビリテーションセンター									○		
117	奈良西部病院									○		
118	奈良東病院										○	
119	奈良県立医科大学附属病院											○

○大学院

大学院看護学研究科 CNS を履修するコースにおける実習施設は、以下のとおりである。

社会福祉法人天心会 小坂病院

2. 図書館

1) 図書館統合と「本の森」の設置

令和 4 (2022) 年度からキャンパスが登美ヶ丘に統合されたのに伴い、図書館はこれまで登美ヶ丘分館として運営してきた 2 号館の図書館スペースに加えて、新たに建設された 3 号館の 1 階の一部が図書館スペースとして造られ、合わせて奈良学園大学図書館として、新たなスタートを切った。

3 号館の 1 階部分の図書館スペースには、本に囲まれたスペース「本の森」を設置し、これまでの NDC による配架とは別に、テーマに沿った図書を配架するスペースが作られた。

こちらについては、前年度から図書館運営委員会で検討が重ねられ、本学のこれまで歩んできた歴史や、構成されている学部、本学の地域への取組などを考慮した 3 つのテーマ『奈良文化』『医療と生命』『宇宙』が設定され、配架する図書が選定された。新校舎 (3 号館) が完成後、図書の配架を進めるとともに、関連する映像の上映も行えるようにモニターの設置も行い、4 月から予定どおりオープンした。今年度は「本の森」の配架図書等の充実を進めてきた。

「本の森」にはさまざまなタイプの机、椅子が用意されており、個人利用から複数名の利用まで、広く対応できるようになっている。

2) 無人開館による開館時間の延長

図書館の開館時間延長については、大学院設置時からの懸案であったが、統合に際し、3 号館に入退館システム、自動貸出装置を設置し、館内に防犯カメラを設置することにより、無人開館を行えるように準備し、令和 4 (2022) 年度から開館時間を 21 時 30 分まで延長し、19 時から 21 時 30 分まで無人開館を実施した。新入生ガイダンス等で学生証を利用しての入退館や自動貸出装置の利用などを体験してもらい周知を図った。年間を通じて特に問題は発生していない。

3) 研究の森コーナーの新設

図書館での教員の研究成果発信の場として『研究の森コーナー』が令和 4 (2022) 年 11 月から設置された。キャンパス統合を機に人間教育学部と保健医療学部の教員・学生が相互に教員の研究について知ることができる場として、また、学園内の中学・高校生、地域住民にも本学の教員の研究を知ってもらう場として図書館運営委員会で発案され、2 か月程度ごとに担当する教員がポスター展示を行い、同時に関連図書を展示するようにしている。年度内で延べ 4 名の展示が行われた。また、大学ホームページに新たに『研究の森コーナー』を紹介するページを作り、担当教員から原稿の提供があれば、ポスターの内容を PDF で閲覧できるようにしている。

4) 図書館学生サポーター

令和 3 (2021) 年度までは、それぞれのキャンパスで独自の活動をおこなってきたが、令和 4 (2022) 年度からは、ひとつの図書館学生サポーターとして、活動が開始された。新型コロナウイルス感染症の影響で令和 4 (2022) 年度も学外での選書会の開催は見送られた。しかしながら、各自で選書を行ったほか、館内のクリスマス装飾や図書の紹介活動などを行った。

5) 学校司書教諭免許の取得を目指す学生による展示

令和 4 (2022) 年度から新たに設置された「ミーティングルーム」で司書教諭課程の授業が行われ、そのなかで学校司書教諭免許の取得を目指す学生によりいくつかのテーマで展示が行われた。

6) 図書館への誘い

図書館運営委員会では、図書館の利用学生を増やすための方策について検討した。図書館を利用していない学生は図書館には来ないので、図書館外で図書館の利用を呼び掛ける必要があるという意見に基づき、大学のホームページの活用と図書館の外に図書館の特別展示などの情報を紹介するボードを設置するようになった。

7) QR コードの活用

館内での図書の検索について、テーマ別の展示などを行っているため、図書を見つけるのが難しいという声があり、利便性を高めるために書架の側面に QR コードを貼り、スマートフォンで読み込んですぐに検索できるようになった。

8) 資料受入状況

令和 4 (2022) 年度は、受入図書 1,100 冊、内購入 680 冊、受入雑誌 105 種、内購入 94 種であった。

9) 入館者状況

令和 4 (2022) 年度の延べ入館者数は 36,632 名となった。新型コロナウイルス感染症により閉館した期間があった前年度に比べると大幅に利用者が増加した。学外者の利用については、これまで登美ヶ丘キャンパスでは一般利用は行っていなかった（三郷キャンパスは利用可だった。）が、規程の改正を行い新型コロナウイルス感染症が収まれば、一般利用ができる体制を整えた。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

登美ヶ丘キャンパスは、平成 19(2007)年度に完成した新しいキャンパスであり、施設全体がバリアフリーを考慮し利便性に配慮した設計となっている。正門前に身障者用インターホン、1号館館内にはエレベーター、1階に多目的トイレがある。また入り口も全てバリアフリーを意識した作りとなっている。2号館は平成 26(2014)年度に完成し、1号館と同様の設備を有し、さらに各階に身障者用（多目的）トイレを整備した。新設した3号館についても1階及び2階に身障者用（多目的）トイレを同様に有している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う教室、演習室等は、受講者に影響がないよう管理されている。機器設

備数等に係る演習等は、事前登録等を行うことにより、適切に実施している。1クラスの受講者数が多くなり、授業のシラバスに鑑みて問題がある場合は、クラスを分割することとし、授業の質を維持している。

2-5 の改善・向上方策（将来計画）

大学の施設は、教育や研究に関連する全ての諸活動を支え、また、本学が掲げている理念や目標を具現化するために極めて重要である。本学でも、このことを十分に周知し、全学的な視点から、教育研究活動に柔軟に対応するために、今後も教育研究環境の適正な維持に努め、また必要に応じて、アメニティの視点で、改造や建設を行い、施設設備を効率的にそして戦略的に改善する。

また、令和4年度からキャンパスを登美ヶ丘に統合したことにより、本学は、奈良市、生駒市、および大学近隣の地域社会や産業界との連携を深め、循環型社会形成の一役を担うことを期待されている。将来的には登美ヶ丘キャンパスにおいて、内外の施設利用者に対して社会貢献型の施設・設備を提供できるように、アメニティ等にも十分配慮しかつ地域に開かれた「地域密着型」大学と認識されるよう、整備計画を進めていく。

2-6 学生の意見・要望への対応

《2-6 の視点》

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談，経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学は学生第一主義 (Student First) を大学運営方針の大きな柱として位置付け、全教職員が学生の満足度の向上と教育及び研究内容の充実・発展をめざして日々全力で取り組んでおり、この取組を検証し、今後の取組の参考とするための資料を得ることをねらって全学生を対象として「学生の意識及び生活の実態に関する調査」を実施している。この調査は学生個々の要望を汲み上げるシステムとして、それまで3年に一度であった全学生を対象とした「学生の意識及び生活の実態に関する調査」を、令和元(2019)年度からは毎年実施している。令和4(2022)年度は、前年度と違いキャンパス統合についての質問を加味した項目に変更し報告書(冊子)に示した。また、報告書(冊子)は、図書館・学生食堂・学生支援センターで自由に閲覧できるようにし、学生からの意見を聞くとともに、学生サービスの内容改善・向上に活用している。

2-6-② 心身に関する健康相談，経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

担任、アドバイザーや科目担当教員はあらゆる機会を利用して、学生の意見を汲み上げるよう努力している。また、前項 2-6-①に記載した「学生の意識及び生活の実態に関する調査」でも学生生活に関する学生の意見も汲み上げている。学生からの経済的支援に対する意見や要望の把握はできていないが、心身に関する健康相談は令和 3(2021)年 4 月から、WEB 上で相談件数の管理、把握及び分析を行い、検討結果を活用している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-①に記載した「学生の意識及び生活の実態に関する調査」で学修環境への意見や要望に関する項目を設け、結果を学修環境の改善策の検討に活用している。大学生生活全体の充実度では「まあまあ充実している」が約 6 割と最も多く、「とても充実している」と合わせると、約 8 割の学生は充実していると感じていた。大学の雰囲気や環境には約 9 割、大学での学習やカリキュラムについては約 8 割の学生が満足していると回答していた。

2-6 の改善・向上方策（将来計画）

「学生の意識及び生活の実態に関する調査」を継続して実施するとともに、より学生の意見や要望調査項目の見直しを行う。また、学友会やピア・サポーターを通して学生の提案などを受け付ける機会を拡大する。

[基準 2 の自己評価]

学生の受入れは、アドミッション・ポリシーを明確に定めたうえで周知し、これに沿った学生受入れの方法を工夫している。学生受入数も現状を維持することが適切と考える。

教育課程は、大学の建学の精神、教育理念、学部の教育目的をふまえ、学部ごとにカリキュラム・ポリシーを明確にし、このポリシーに沿って教育課程を体系的に編成している。

学修及び授業の支援は、委員会を中心とした組織により、教職員の協働体制を整えている。

単位認定、卒業・修了認定等は基準を明確化し、厳正に適用している。各講義のシラバスの明確化と明示、公開という流れの中で、学内外への周知を徹底して実施している。

キャリアガイダンスについては、キャリアセンターが支援体制を整えている。

学生生活が安定するよう学生支援センターが見守ると同時に、「学生相談室」による心のケアについての支援も提供している。奨学金制度も充実し、学生の負担を軽減している。さらに、課外活動においても、きめ細やかな支援を実施している。これらは、学生の意見、ニーズを踏まえた上で運営委員会等により対応が検討され実施されている。

キャンパス統合に伴う、環境の変化への適応については教職員一丸となって学生を見守っている状況である。

以上のことから、基準2を満たしていると自己評価する。

基準3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

《3-1の視点》

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神及び教育理念を踏まえ、学生のニーズや社会的需要を考慮し、大学全体、及び部局ごとに独自の教育目的を掲げ、学則に明示している。また、これに基づく卒業認定・学位授与に関する方針を下記のように大学及び各部局のディプロマ・ポリシーとして策定し、公式ホームページでも公表している。なお、人間教育学部では、平成30(2018)年度に、人間教育学科に中等（数学・音楽）専攻が設置されるのに伴い、教育課程を変更している。

奈良学園大学ディプロマ・ポリシー

本学は、所定の単位を修得し、以下のような「実践力」を身につけた学生に対して、その卒業を認定する。

1. 高度な学識と実務能力に基く実践力
2. 時代の進展に対応し得る広い視野と創造性をもつ実践力
3. 社会に貢献することのできる実践力

人間教育学部ディプロマ・ポリシー

1. 広く豊かな社会的常識をもち、人間的社会的に成熟している
2. 教職に対する使命感をもち、児童生徒に教育的な愛を持って接することができる
3. 学校現場の様々な教育課題に適切に対応し、チームとして行動することができる
4. 子どもの発達に応じて授業を構想し指導を工夫する教育の専門家である
5. 自己の学習を振り返り、理論と実践を結びつけた研修を継続的にできる
6. 保護者や地域の人等、学校外の人等と広く連携する力を身につけている

7. 日本の伝統文化を深く理解し、国際的な感覚を身につけている

保健医療学部看護学科ディプロマ・ポリシー

1. 看護の対象となる人を生活者として全人的に理解し、科学的思考に基づいて質の高い看護を実践できる力
2. 人々の多様性を理解し、倫理原則に基づいて判断できる力
3. 課題解決に向け多職種と協働できる力
4. 社会の変化を捉え、自律的に学び続ける力

保健医療学部リハビリテーション学科ディプロマ・ポリシー

1. 人間愛に基づき「人」を中心に捉えた全人的ケアのできる専門的知識・技術・態度の修得
2. 個別的で多様な保健医療ニーズを把握できる情報収集・問題解決能力の修得
3. 多職種間と連携・協働し、主体的にチーム医療や地域包括ケアに参加できる倫理観と責任感の修得
4. 知識・技術を高め、社会の変化に強い関心を持ち、多様な視点を持てる探求心と研究心の修得

大学院看護学研究科ディプロマ・ポリシー

1. 各専門分野における諸理論に精通し、臨床現場で生じている課題を科学的、論理的に解決する方法を修得し、質の高い看護実践力を有している
2. 臨床で生じている課題について、研究手法を用いて科学的に探究できる能力を有している
3. 各専門分野において、臨床での看護実践を教育するための知識を有している
4. 高い倫理観をもち、臨床で生じる倫理的問題に対して、適切に判断し、調整する方法を見出す力を有している
5. 看護実践及び教育、研究について、国際的視野をもち、保健医療チームにおけるリーダーとして、他のメンバーを尊重し、協働や連携を促進できるマネジメント力を有している

<参考>

大学院リハビリテーション学研究科ディプロマ・ポリシー

※令和5（2023）年4月開設

1. 多様化・高度化するリハビリテーション関連業務が可能な専門性の高い実践力と知識・技術を身につけていること
2. 臨床や地域におけるリハビリテーションを阻害する課題を発見し、科学的に分析し課題解決に寄与することができる能力を身につけていること
3. リハビリテーション領域における臨床・実践・教育・研究などに取組む高度専門職業人として指導的・中心的な役割を果たすことのできる能力を身につけていること

ること

4. 高い倫理観に基づいて、専門性を追求し、リハビリテーション領域の研究課題に主体的に取り組むことができる能力を身につけていること

【根拠資料 12】奈良学園大学 教育のポリシー

http://www.naragakuen-u.jp/introduction/ed_policy.html

【根拠資料 13】奈良学園大学人間教育学部人間教育学科人間教育学専攻履修規程

【根拠資料 14】奈良学園大学人間教育学部人間教育学科中等（数学・音楽）専攻履修規程

【根拠資料 15】奈良学園大学保健医療学部看護学科履修規程

【根拠資料 16】奈良学園大学保健医療学部リハビリテーション学科履修規程

【根拠資料 17】奈良学園大学大学院看護学研究科履修規程

<参考>

【根拠資料 18】奈良学園大学大学院リハビリテーション学研究科履修規程

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定は、学則第 17 条（単位の基準）、第 18 条（他学部等の授業科目の履修）、第 19 条（他の大学または短期大学における授業科目の履修等）、第 20 条（大学以外の教育施設等における学修）、第 21 条（入学前の既修得単位の認定）、第 22 条（履修の制限）を根拠に、各学部履修規程に定めている。

1. 『履修の手引』・『シラバス』

全学生に配付する『履修の手引』には、各学部・学科・研究科の履修規程を掲載するとともに、履修から単位認定までの制度を掲載し、周知を図っている。これには、試験等で授業科目が不合格となった者が受けることのできる再試験の制度等も掲載している。

また、『シラバス』については、履修登録時のシステムから直接閲覧できるとともにホームページに全授業科目を掲載し、公開している。『シラバス』には、授業の目標・概要、学習の到達目標、授業方法・形式、授業計画、成績評価の基準、授業時間外の課題、メッセージ、教材・教科書、参考書が纏められている。

2. GPA(Grade Point Average)の活用

本学では成績評価に加えて、GPA(Grade Point Average)を導入し、単位の修得だけでなく、質を重視することにより、学生が自主的・意欲的に学修し、自分の学修成果を正確に把握して、計画的な履修ができるようにしている。人間教育学部においては、各自治体への大学推薦の際の学内選考基準の 1 つとしている。保健医療学部においては、保健師課程、助産師課程の履修希望者選考基準の 1 つとしている。また、卒業時には GPA の成績優秀者に対して、表彰を行う制度（「奈良学園大学学生表彰制度」）を整備しており、学長から表彰し、賞状と副賞を授与している。

3. 進級要件

進級については、単位修得状況に関わらず、年次進行していくシステムを採用している。つまり、4年次終了時に卒業認定に必要な単位数及び条件が整わなかった場合は留年となり、5年次生となる。

ただし、各学部では、特定の授業科目の履修に必要な単位数や条件を設けており、それが修得できない時点で、実質の留年が確定することとなる。

人間教育学部

3年次以降で実施する「教育実習」を履修する際に要件があり、それが満たされなければ、履修できなくなる。

- ・卒業に必要な単位のうち、76単位以上を修得していること。
- ・教職・保育課程委員会が定める授業科目を履修していること。
- ・人間教育学部長が適当と認めた学生であること。

保健医療学部看護学科

2年次以降で実施する「看護学実習科目」を履修する際に要件があり、それが満たされなければ履修できなくなる。

- ・基礎看護学実習Ⅱを履修するためには、1年次で「看護学概論」「看護コミュニケーション論」「看護倫理学」「基礎看護技術演習Ⅰ」「基礎看護技術演習Ⅱ」「看護理論」「看護過程演習」「ヘルスアセスメント」「基礎看護学実習Ⅰ」の修得。
- ・各看護学実習を履修するためには、3年次前期までに開講される専門基礎科目及び、専門科目の必修科目を全て修得。
- ・統合看護実習を履修するためには、3年次後期までの各看護学実習科目の単位を全て修得。

保健医療学部 リハビリテーション学科

各年次に実施する「臨床実習科目」を履修する際に下記の先修条件があり、それが満たされなければ履修できなくなる。

- ・早期体験実習（1年次前期）を履修するためには、専門基礎科目と専門科目のうち、1年次前期に開講された必修科目を全て履修していること。
- ・地域理学療法実習および地域作業療法実習（2年次後期）を履修するためには、専門基礎科目と専門科目のうち、2年次前期までに開講された必修科目を全て履修していること。
- ・検査・測定実習（3年次前期）（作業療法学専攻のみ）を履修するためには、専門基礎科目と専門科目のうち、3年次前期までに開講された必修科目を全て履修していること。
- ・理学療法評価実習および作業療法評価実習（3年次後期）を履修するためには、専門科目のうち3年次前期までに開講された必修科目の単位を全て修得し、かつ、3年次後期に開講された必修科目を全て履修し、客観的能力試験（OSCE）に合格していること。

- ・総合臨床実習Ⅰおよび総合臨床実習Ⅱ（4年次前期）を履修するためには、専門科目のうち、4年次までの必修科目の単位を全て修得していること。

4. 卒業・修了要件

卒業要件ならびに卒業認定については、学則第27条（卒業の認定）に次のとおり定めている。

- －第27条 本学に4年以上在学し、所定の教育課程に従って授業科目を履修し、学部・学科の所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。－

大学院の修了要件については、大学院学則第22条（課程の修了）に次のとおり定めている。

- －第22条 本大学院に2年以上在学し、所定の科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。－

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

各規定に基づき、厳格に取り組んでいる。授業の内容と評価の厳格化による質の保証を求め、継続して点検・評価に取り組んでいく。

3-1の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーと教育課程の整合性を常に意識し、教授会及び教務委員会、共通教育委員会において検討し、改善を行う。

3-2 教育課程及び教授方法

《3-2の視点》

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

3-2の自己判定

課題はあるが、基準項目3-2の基準を満たしている。

3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、前述のとおり、建学の精神及び教育理念を踏まえ、学生のニーズや社会的需要を考慮し、学部ごとに独自の教育目的を設定し、学則に明示している。また、これに基づく教育課程編成方針は、カリキュラム・ポリシーとして、公式ホームページでも公表している。

各学部、学科、研究科のカリキュラム・ポリシーは【根拠資料 10】のとおりである。

人間教育学部カリキュラム・ポリシー

1. 広く豊かな社会的常識をもち、人間的社会的に成熟した人を育てる教育
2. 教育に対する使命感と情熱をもち、子どもと教育的な関係を築く力をつける教育
3. 教育の専門家として各教科の内容及び指導法を実践的に深める教育
4. 個々の子どもを理解し一人一人を生かすとともに集団を指導する力を身につける教育
5. 自己教育力をもち、セルフマネジメント能力と生涯学習能力を身につける教育
6. 学校内外の人々と連携しチームとして活動できる力を身につける教育
7. 日本の伝統文化を深く理解し、国際的な感覚を身につける教育

保健医療学部看護学科カリキュラム・ポリシー

1. 教養を身につけ、科学的思考を育み、人間力を磨くための科目を 1 年次から 4 年次までに配し、成長に応じた学びができるようにする。
2. 看護の対象となる人を全人的に理解して看護を実践できる力を身につけられるようにするため、生活者としての人間を理解する科目、看護の基礎を学ぶ科目、人間の発達段階や看護を実践する場の特性に応じた看護を学ぶ科目を、段階的に配する。
3. 多職種と協働して看護を実践できる力を修得できるようにするため、専門職としての協働のあり方を学ぶ科目を 1 年次から段階的に配するとともに、日々の学びの体験の中で他者と協働する力を獲得できるような多様な学習方法を取り入れる。
4. 社会の変化を捉え、自律的に学び続ける力を育むため、1 年次の大学での学び方を学ぶ科目に始まり、4 年次の課題探究型の実習と卒業研究まで、幅広い情報の捉え方やものごとの探究の仕方について学ぶ科目を配し、多様な学習方法を取り入れ、主体的に行動したり、自ら課題を発見したりできるようにする。

保健医療学部リハビリテーション学科カリキュラム・ポリシー

1. 豊かな人間性、論理的な思考力、的確な判断能力を身に付ける教育。
2. 自然や文化を大切にし、倫理性、社会性、国際的感覚を身に付ける教育。
3. 主体的な体験や討論を通して自己の考えを確立し、それを豊かに表現する能力を身に付ける教育。
4. リハビリテーション医療職に必要な知識・技術、情報活用能力、コミュニケーション能力を身に付ける教育。
5. 全人的な健康観に立ち、科学的、客観的な根拠及び人間の主観性と対話に基づいた創造的な全人的ケアができる能力を身に付ける教育。
6. リハビリテーション医療職として協働性を培い、社会のニーズや多様な変化に対応し、他職種と連携してチームで活動できる汎用的能力を身に付ける教育。

大学院看護学研究科カリキュラム・ポリシー

1. 看護学分野における高度な看護実践能力と教育研究能力を有する人材を育成するための教育課程を編成する。
2. 高度な看護実践能力と教育、研究の基盤となる専門的知識と学際性を備え、また、高い倫理観と国際性を養うため、基盤科目及び専門科目に区分した体系的な教育課程を編成する。
3. 基盤科目では、専門の学習の深化と発展につながる基礎的理論及び研究技法又は国際的視野に立脚した最新の知識と科学的根拠に基づいた理論の教授に重点を置いた講義、演習を行う。
4. 専門科目、研究科目として、講義、演習及び特別研究・課題研究を通し、高度な専門的能力を養成する科目を設置する。なお、CNSを履修するコースには資格認定のための必要な科目を設置する。
5. 主指導教員と副指導教員による複数の教員指導体制のもと、高度な看護実践に貢献できる論文又は課題研究の研究指導を行う。

<参考>

大学院リハビリテーション学研究科カリキュラム・ポリシー

※令和5(2023)年4月開設

1. 医療・保健・福祉の総合化と拡大を背景に多様化・高度化するリハビリテーションへのニーズに対応できる専門的知識・技術を修得するための科目を備え、体系的・組織的な教育を行う。
2. 臨床や地域の現場においてリハビリテーションの実践を阻害する課題を発見し、科学的根拠にもとづいた解決に寄与する能力を養成するために、研究法に関する講義と演習の科目を備え、課題解決の過程を系統的に学修させる。
3. リハビリテーション領域の臨床・地域支援・教育・研究などの分野で指導的・中心的な役割を果たす能力を養成するために、組織の運営、職種間連携、教育法を含む科目を備え、各人の目的に応じて履修可能な教育課程とする。
4. 高い倫理観に基づいてリハビリテーション領域の課題に対処し、解決への方策を積極的に提案できる能力を養成するために、特別演習、特別研究の科目を設け、研究を指導する。
5. 学習成果の評価は各授業科目の達成目標と評価方法をシラバスに示し、レポートや課題などにより総合的に行う。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、大学のディプロマ・ポリシーとして3つの「実践力」を示し、公式ホームページでも公開している。大学のディプロマ・ポリシーを基に、人間教育学部と保健医療学部看護学科・リハビリテーション学科、および大学院看護学研究科・リハビリテーション学研究科がそれぞれにディプロマ・ポリシーを策定して、卒業・修了認定、学位授与に関するポリシーを明確化し、さらに、それらを達成するため

に必要なカリキュラム・ポリシーを策定することにより、明確な目的を志向した効率的な授業配置を行っている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

人間教育学部

「人間力」を基盤とした「教育力」「実践力」を総合的に身につけるための幅広い教養と問題解決能力を兼ね備えるため、言語活用力を十分に身につけるとともに、「人間力」の基盤である日本の伝統文化を理解することができるカリキュラムを編成している。また、理論と実践を結びつけた教育を「教育力」「実践力」として結実させるため、教育学部としての必修科目を中心とした科目が系統的に1年次生から4年次生まで編成されている。

次に本学部の特徴的教育内容を反映する教育課程は次のとおりであり、カリキュラム・ポリシーに基づいたものとなっている。

1. 1年次、2年次において「教職表現力演習」を必修として配当する。これは、今後の教育活動の基礎をなすコミュニケーション能力を「聞く」「読む」「書く」の3領域で鍛えるものである。25人の少人数編成のクラスで、教科教育法や教職教養さらには教育実習などの専門的教育に対しての総合的な基礎づくりである。

2. 理論と実践を融合した学びを実現するため人間教育学専攻では1年次から4年次まで学校現場にボランティア等がかかわる「人間教育実践力開発演習Ⅰ～Ⅳ」を設定している。この科目は、中等数学・音楽専攻においても開講し、教員となるための資質能力を取得させている。

1年次は学校とのかかわり方やルールを学習しグループでかかわるが、2年次以降は自分で学校を選択して、週に一日学校ボランティアに入る。これは学校を複数の視点からとらえるとともに、実際に子どもへの理解を深めるうえで有益である。また、教師という仕事の社会的な役割や責任等を自覚する機会となるとともに、地域社会との連携を深める結果となっている。

3. 「人間力」の基盤として日本の伝統文化を位置付けている。そのため、カリキュラムには「人間教育学」を必修と位置付けて開講するとともに、「教育と日本の伝統文化」を開講し、自国の文化を自覚したグローバルに活躍できる人材を育成するカリキュラムを作成している。また日常的にも「礼節」を重視し各授業の始まりと終わりには全員で「礼」をすることを習慣化している。

4. 担任制をとっており、特に1年次生は環境の激変による不適応が生じないよう、十数名に1人の割合で担任を配置している。2年次生以降についても、ゼミナール担当者が担任（アドバイザー）として少人数のきめ細かい学修指導や生活指導はもちろんのこと、全学年の保証人等と個別面談等を毎年行い、家庭と連携して学生個々の学修の習慣化と成長を支援している。

保健医療学部看護学科

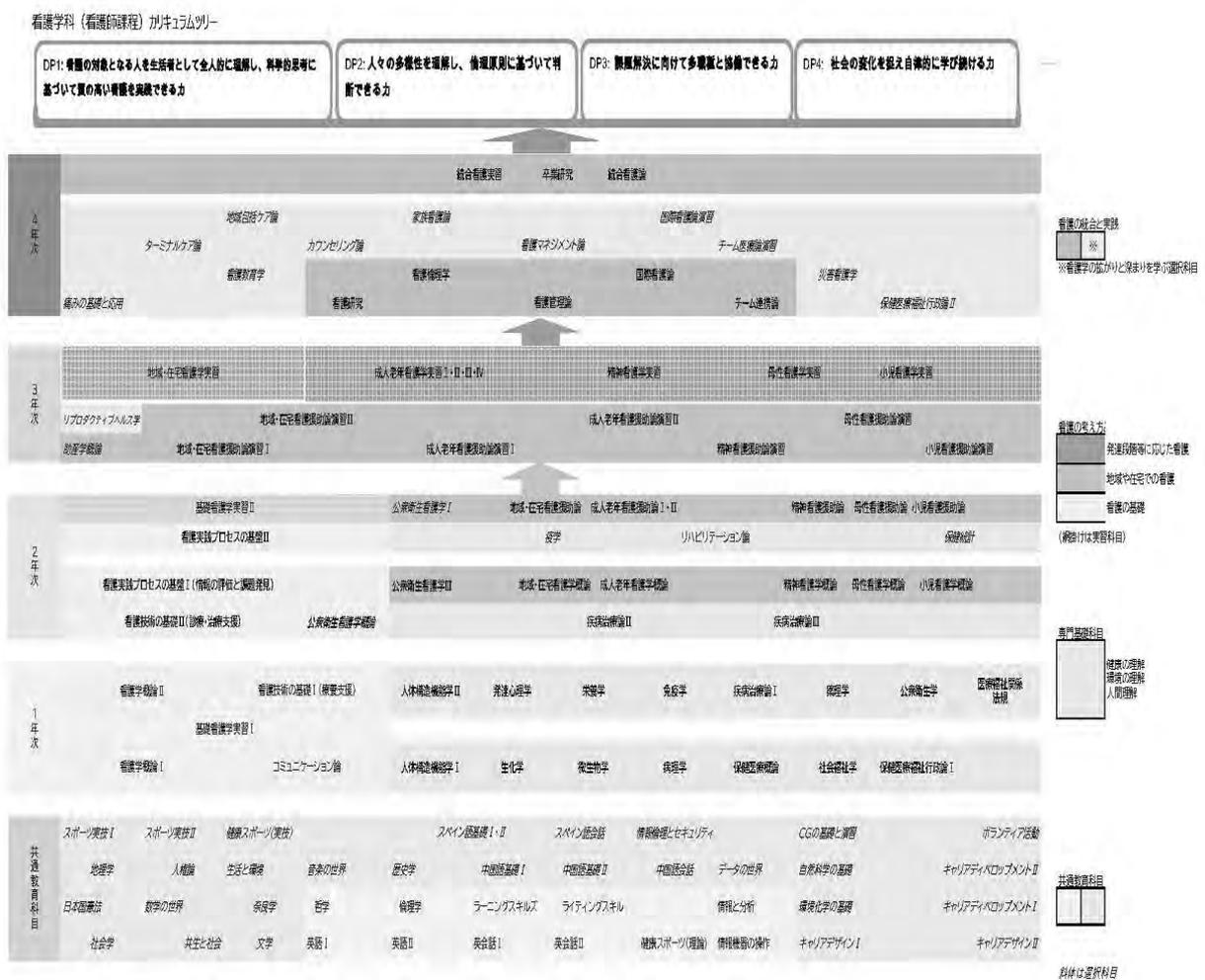
1. カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

「看護師課程」「看護師・保健師課程」「看護師・助産師課程」の3つの課程を選択

することができるため、国家試験合格を視野に、1年次から実習を経験し、段階を経て現場を知ることによって実践力を身につけるカリキュラムを実践している。

保健医療学部看護学科カリキュラムツリー

看護学科（2022年度以降入学生）



【図 3-2-1 保健医療学部看護学科カリキュラム】

- 1) 「看護師課程」選択においては、看護の知識や技術をしっかりと身につけたうえで、国際理解に関する科目を履修することができ、国際的な視野に立って社会に貢献できる質の高い看護師を目指していく。
- 2) 「看護師・保健師課程」選択においては、看護師に加えて保健師資格取得をめざし、さらに養護教諭二種免許状の取得も可能となっている。
- 3) 「看護師・助産師課程」選択においては、女性のみ10人という少数精鋭で、確かな技術と知識だけでなく、妊産婦の心に寄り添える人間力を磨き、広い心を育むことを目的としている。

これらの課程の選択については、2年次終了時に学生に希望を聴取し、選考試験を実施する。選考試験には、面接を含み、学生本人の意思が明確であることを、面接を

1. 授業科目を基盤科目、専門科目（在宅看護学分野、育成看護学分野、精神看護学分野）、研究科目（特区别研究と課題研究）で構成される。
2. 精神看護学専攻教育課程ではCNSを履修するコースで、精神疾患患者に対して高い水準の看護ケアを提供する精神看護専門看護師を目指す課程である。
3. 基盤科目では、専門学習の深化と発展につながる基礎的理論および研究技法、または国際的視野に立脚した最新の知識と科学的根拠に基づいた理論の教授に重点を置いている。
4. 専門科目、研究科目として、講義、演習及び特別研究・課題研究を通し、高度な専門的能力を養成する科目を設定している。
5. 指導体制は、主指導教員と副指導教員による複数の教員指導体制をとり、高度な看護実践に貢献できる論文・課題研究指導を行っている。

<参考>

大学院リハビリテーション学研究科※令和5（2023）年4月開設

カリキュラム・ポリシーを実現するために以下のように授業科目を配置している。

1. 授業科目を、基盤科目、専門科目、研究科目に3区分する。
2. 「基盤科目」はリハビリテーションの高度専門職者が共通して備えておくべき知識を講義によって修得させるものであり、臨床と地域におけるリハビリテーションの実践と科学的研究、組織のマネジメントおよび後進育成の能力向上の資源となりうるとともに、後の専門科目でより深化させる学修の基盤となるべき科目を配置する。
3. 「専門科目」は学生の現在あるいは将来の活動の場に応じてより特化した専門的知識と実践の能力の開発と修得を目指す科目であり、主として臨床医療に携わって活動する学生を対象とする「臨床実践リハビリテーション学分野」と、主として地域の保健・福祉に携わって活動する学生を対象とする「生活支援リハビリテーション学分野」の2分野に区分して選択させる。
4. 「臨床実践リハビリテーション学分野」と「生活支援リハビリテーション学分野」では疾患や障害、困難な状況の種類に特化した講義科目をそれぞれ3科目設定するとともに、「特別演習」を設け、各分野を選択した学生が分野内の3科目を含めた知識と実践について幅広く修得できるよう配慮した。
5. 「研究科目」では17人の指導教員のうち、学生が希望する領域の1名の主指導教員と関連領域の1名の副指導教員による複数指導制によって、高い専門性を有する「リハビリテーション学特別研究」が円滑に行えるよう配慮した。

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、学部横断的な全学共通の教養教育全体を「共通教育」とし、実施している。全学部から委員を選考している「共通教育委員会」を設置している。

この委員会は、定例として月に1回の割合で開催し、教養教育の充実のために開催されるとともに、検討内容が教務委員会に上程され、学部の意見を踏まえて、カリキュラムに反映されることとなる。これからも教養教育の実施や今後の改訂に向けた状況について分析を行っていく。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

人間教育学部

1. アクティブラーニング型授業

人間教育学部では、「専門科目」【科目区分(大)】に位置付く「発展科目」【科目区分(小)】の授業運営の工夫として「アクティブラーニング」の視点として挙げられる「情報の伝達より学生のスキルの育成に重きを置く」ことを心がけ、議論することや書くことの活動を多く設定するようにしている。特に「教育実践の理解」科目である各教科指導法では、模擬授業と意見交換の組合せによる授業運営を行っている。

2. 教授方法の改善を進めるための組織体制の整備

組織体制としてFD・SD委員会では、FD活動として実施する「授業改善シート」や「参観授業」、「授業評価アンケート」の取組を行い、これらの結果を担当教員に戻し、担当教員がその結果を分析し、改善に役立てるようにしている。

3. 個別懇談での共通理解と学生支援

保証人等との懇談会を年に2回、9月と11月に実施している。9月は1・2年次生の保証人等を対象に、今後の学習予定への理解を促すことも目的として、個別懇談を実施している。個別懇談を希望する割合は全体の約3分の1程度であり、参加できなかった保証人等全員に対して後日、担任が電話懇談する丁寧な対応をしている。11月は3年次生を対象に、主に卒業後の進路について懇談を行う。参加できない保証人等には、後日に担任が電話懇談を行い、両者が直接に共通理解して学生支援をしている。

4. 『シラバス』改善

学修内容の充実を図るため『シラバス』の中に予習・復習の内容を記載し、学修内容の習得をより効果的になるようにした。

5. ICT教育の実践

授業資料、課題提出、授業時の活動においては、教務システムであるアクティブアカデミーのWebフォルダーやアンケート機能の活用、Google classroomを使用した授業の取組を実施している。これらを通して、教員に必要なICTを活用した授業実践ができるよう工夫した取組を行っている。

保健医療学部看護学科

1. デジタルツールの活用

必要に応じて多様なメディアを利用し、「BBiT」「iTex ビューア」「Medicale-Shelf」などのアプリが入ったタブレット端末を利用し、教科書のほか効果的で効率の良い学習環境を提供している。さらに、講義時間内に発生した学生の疑問に回答できるよう、「イマキク」の活用も行っている。また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、オンライン授業を導入したことで、Google classroomなどのオンライン学習システムツールを活用し、双方向型授業となるよう工夫した。

2. ノートパソコンやタブレット端末の授業活用

グループディスカッションの内容をその場でスライドにし、全体へのプレゼンテーションに活用している。学習効果と共に共同性、思考力、構成力、表現力の向上が期待できる。

3. 技術修得のための動画の作成

技術のイメージトレーニングに動画を活用する。必要であれば動画を作成する。

4. 演習教具の充実

医療の進歩に応じた材料を準備し、実在性のある看護技術を体験できるよう教具を準備している。ハイブリッドシミュレーター、フィジカルアセスメントモデル、モデル人形、口腔モデル、ICUユニット、など。

5. 臨地実習指導者との連携

臨地実習指導者と学生の学習目標の共通理解や効果的体験の場を準備するための打合せを実施している。また、本学において実習指導関係者および本学の教員が一堂に集い、実習協議会を年に1回開催している。

6. 教授方法改善の組織体制の整備

組織体制として、FD活動として全学共通で「授業改善シート」や「授業評価アンケート」の取組を行っている。看護学科は、担当教員がこれらの結果をシステムから閲覧し、その結果を分析し改善に役立てている。

7. アドバイザー制度の導入と保証人等との懇談会における個別相談

少人数制によるきめ細かい学修指導や生活指導をめざし、アドバイザー制度を導入している。定期的に学生と個別面談を実施し、そこで得た情報に基づいて個別懇談会を年に1回実施し、今後の学習予定への理解を促すとともに、個別懇談により保証人等とのコミュニケーションを積極的に行っている。

保健医療学部リハビリテーション学科

1. ICT教材を導入した授業

リハビリテーション学科では、大学だけでなく、学生が自宅でも継続的に学習できるよう国家試験オンライン学習システムである「スマコク」を導入し、1年次より継続した国家試験対策を実施している。このシステムは学生自身の自己学習だけでなく、教員からも課題を配信し、その課題にどれだけの時間取り組んだのか、あるいはその課題の成果などを教員がリアルタイムにチェックすることも可能となっている。また、リハビリテーション医療職にとって必須の解剖学を効率的に学習させ

るシステムとして「Visible Body」も導入している。このシステムには、学生の PC・スマホでアクセス可能であり、仮想現実を使った解剖実習と同様な体験とオリジナルな問題への取組によって自己学習を進めることができるものとなっている。このような ICT 教材を積極的に導入することで、大学と家庭での継続した学びを支援している。

2. 最先端の実習教具を整備

今後のリハビリテーション医療職の現場は、高度で最先端の医療設備に慣れておく必要があるため、本学科では三次元動作解析システムや筋力測定装置、バーチャルリアリティシステム、超音波診断装置、運動負荷心電図、呼吸代謝測定装置など、現在の高度な医療に導入されている実習教具を整備している。これらの実習教具を 1 年次の導入教育から学生に触れさせ、最先端医療を担うセラピスト像を意識させている。

3. 教授方法の改善を進めるための組織体制の整備

組織体制として FD・SD 委員会では、FD 活動として実施する「授業改善シート」や「授業評価アンケート」の取組みを行っている。これらの結果を担当教員に戻し、担当教員がその結果を分析し、改善に役立てるようにしている。

4. チューター制度の導入と保証人等との個別懇談会による個別相談

少人数制による個別指導を徹底するためにチューター制度を導入し、演習科目である基礎ゼミでの学生間および学生教員間のコミュニケーションを促している。また、定期的に個別面談を実施し、そこで得た情報に基づいて年 2 回開催する個別懇談会において、保証人等との個別相談も実施し、教員と保護者間でのコミュニケーションを積極的に行っている。

5. 中核実習施設との連携協定

本学には附属病院や施設がなく、それを補うために中核実習施設を整備するための連携協定を進めている。大学としては、学生の臨床体験の場を提供してもらうことが中心となるが、施設としては、大学との共同研究や図書館の利用、あるいは臨床教授、臨床講師の称号授与などメリットもあり、相互連携が可能になると考えている。

大学院看護学研究科

1. 大学院生の研究室に、コンピュータを 1 人 1 台設置している。
2. これまでの本研究科入学生 16 名は、全員が社会人である。よって、働きながら無理なく受講できるよう、夜間の授業（6 限目、7 限目）、土曜日、集中講義を開講、夏期・冬期休暇中にも講義を行い教育・研究指導を受けられる体制としている。
3. 精神看護学分野には、CNS(Certified Nurse Specialist)を履修するコース（精神看護専攻教育課程）も設置している。

<参考>

大学院リハビリテーション学研究科 ※令和 5（2023）年 4 月開設

1. 社会人のキャリア教育及び生涯学習ニーズに応え、仕事を持つ社会人学生が勤務

を継続しながら大学院で学修することができる環境を提供するため、土曜日と週日夜間の開講にも対応できる時間割りを編成している。

2. 大学院生の研究室については24時間入退室を可能とし、演習室については7時30分から21時30分まで利用可能となるよう対応する。
3. 現有職者が現在の職と修学を時間的に無理なく両立できるよう、修業年限2年の他に、3年の長期履修制度も導入する。

3-2 の改善・向上方策（将来計画）

人間教育学部

1. 教育課程を編成・実施するにあたり、個々の学生に対して教員の目が行き届き、教員と学生の対話的なコミュニケーションが可能になるよう、少人数教育を目指した取組を継続して行う。
2. 授業成果を上げるために、育成したい学生像指標をもとにした評価システムを作り、学生による自己評価並びに教員による評価を実施する。
3. 教職表現力演習においては、1年次においては、「読む」「書く」を中心にした内容とするため、国語を専門とする教員を配置した。また、基礎ゼミナール・教職表現力演習・人間教育実践力演習の指導内容を検討し、それぞれの科目が有機的に繋がり、学生の教師となるための資質能力を育成していくように検討した。

保健医療学部 看護学科・リハビリテーション学科

1. デジタルツールの活用
2. 自由記載形式による中間アンケート（授業改善シート）の実施と授業への反映を徹底する。
3. 授業評価を厳密化し、数値化する。オムニバス形式による科目については、教員ごとに授業評価を行う。
4. 授業評価の公開（ホームページ）
5. 『シラバス』の成熟度を高める。（各科目の学修到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連性を『シラバス』に明示する。評価方法を明らかにし、評価の視点とディプロマ・ポリシーとの整合性を図るなど）
6. 第三者評価（地域産官学懇談会等）を通じて、授業評価の客観性を高める。また、今後はより多くのデータ収集等について検討する。

3-3 学修成果の点検・評価

《3-3の視点》

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

人間教育学部では教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、プレアドミッションの学力把握に応じてクラス編成を行い、個に応じた学力保障に結びつけている。また、ディプロマ・ポリシーに対し「育成したい学生像」能力指標一覧を示しカリキュラムマップを作成し、『履修の手引』で学生に明示している。

また、これらの教育課程を構成している個々の授業科目については、FD・SD委員会が「授業改善シート」及び「授業評価アンケート」を実施している。その調査結果を踏まえ、FD・SD委員会を中心に、教員相互の授業参観（公開授業）やFD講演会を取り入れ、授業評価アンケートの集計結果を、次の学期の授業改善に活かすようにしている。アンケートの集計結果高得点を得た教員から授業の進め方等の説明を受け、授業改善に向けての学部内の研修会を実施している。なお、授業評価アンケートは、結果を集計・分析し、評議会及び教授会での報告と併せて公式ホームページで教員や学生を含む一般に情報公開している。

教科または教職に関する科目については、「教職履修カルテ」を教務システム「Active Academy」を利用し、学生記入、教員の評価を実施している。教職に関しての「学校教育理解」「子ども理解」「他者との協力」「コミュニケーション」「教科・教育課程の基礎」「教育実践」「課題探究」の資質能力を設置し、自己評価をさせ、教職への意欲と興味を持たせると共に、課題を明らかにし、4年次生後期の「教職実践演習」において課題を解決していく取組を行っている。

保健医療学部看護学科ではディプロマ・ポリシーに対しどの科目で運用されるか、カリキュラムマップを作成し、『履修の手引』で学生に明示している。

また、これらの教育課程を構成している個々の授業科目については、FD・SD委員会が「授業改善シート」及び「授業評価アンケート」を実施している。

その調査結果を踏まえ、FD・SD委員会を中心に、教員相互の授業参観（公開授業）やFD講演会を取り入れ、次のサイクルで授業の改善を行っている。

1. 授業期間の前半に授業改善シートを実施し、学生の意見を集約する。
2. 授業改善シートの内容を参考にしながら授業方法を改善していく。
3. 授業期間の中盤に参観授業を行い、他の教員の意見を聞く。
4. 他の教員から出た意見を参考にしながら授業方法を改善していく。
5. 授業期間の後半に授業評価アンケートを実施し、学生の理解度を確認する。
6. 授業評価アンケートの集計結果を、次の学期の授業改善に活かす。

なお、授業評価アンケートは、結果を集計・分析し、評議会及び教授会での報告と併せて公式ホームページで教員や学生を含む一般に情報公開している。

保健医療学部リハビリテーション学科では、学生が修得すべき事項を理解して授業に臨むことができるようディプロマ・ポリシーと科目との関連性を示したカリキュラムマップを作成し、『履修の手引』にて学生に明示している。

個々の授業科目については、FD・SD委員会が「授業改善シート」及び「授業評価アンケート」を実施し、その調査結果を踏まえて教員相互の授業参観（公開授業）を行ったりFD研修会に参加したりしている。授業評価アンケートの集計結果は、速やかに授業に反映できるよう取り組んでいる。なお、授業評価アンケートは、結果を集計・分析したものを公式ホームページで教員や学生を含む一般に情報公開している。

http://www.naragakuen-u.jp/introduction/class_evaluation_r03p.html

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

1. 学生へのフィードバック

「授業評価アンケート」の自由記述欄は、学生の意見をくみ上げる仕組みとして機能させている。学生への学修・授業支援として、授業改善に関するものは、担当教員に戻る結果を、担当教員自身が分析し、工夫改善に役立てている。その他、保健医療学部は自由記載へ書かれた学生からの意見についての対応としては、自由記載欄へ記入された内容を各授業担当教員へ書面にて渡し、次期からの授業方法に反映させて今後の改善に役立てることができるように対応している。

また、学期中間で実施される授業評価結果と今後の改善点を次の授業で学生に明示し実行している。

2. 教育内容・方法及び学修支援方法の改善

教育内容・方法及び学修支援方法の改善につながる直接の仕組みとしては、FD活動として実施している「授業改善シート」や「授業評価アンケート」の取組が挙げられる。これらの結果は直接担当教員に戻すため、担当教員による結果分析・工夫改善が速やかに行われることになる。また、FD・SD委員会が「授業改善シート」「授業評価アンケート」「公開授業観察票」等の内容を分析し、FD講演会のテーマ設定に反映させるようにしている。

3-3の改善・向上方策(将来計画)

今後も、FD・SD委員会が中心となり、学部と連携して、教育目的の達成状況の点検、評価方法の工夫、開発を進めていく。教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックを次年度に活かしていくための研修を実施していく。

[基準3の自己評価]

教育目的の達成状況の評価・工夫については、大学全体及び各学部がディプロマ・ポリシーを踏まえた教育を行えているかどうかを点検し、FD・SD委員会が「授業改善シート」及び「授業評価アンケート」を実施することにより、改善のためのサイクル化を実現している。

以上のことから、基準3を満たしていると自己評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

《4-1 の視点》

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は教学部門の最高責任者であり、本学を代表して、校務をつかさどり、また所属教職員を統督している。教授会及び各種委員会において審議された内容については、学長を議長とする「評議会」で報告され、最終的に学長が決定している。

学長は「奈良学園大学学長候補者選考規程」に基づき、「奈良学園大学学長候補者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）が選考し、評議会の推挙を経て、本学園理事会において選任される。

学長の大学運営・管理においては、本学学則第 30 条第 2 項に定める副学長が、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。「奈良学園大学副学長規程」（以下「副学長規程」とする。）と「副学長の職務に関する申し合わせ」に基づき、学長の権限のうち

- ・ 予算執行に関する事項
- ・ 服務に関する事項
- ・ 各種外部団体の事業

の一部を代行する。また、副学長は各種委員会の構成員を務め、迅速な大学運営と、学長を中心とした大学機能の充実を図り、学長の意思決定を反映させる体制となっている。その他に学長を補佐する体制として「奈良学園大学学長顧問規程」を定め、学長顧問を置いている。学長顧問は、学長が推進する事業等についての助言、協力及び支援を行い、学長を補佐する。さらに、「奈良学園大学学長補佐規程」に基づき、特定の業務に関して学長を補佐する学長補佐を置いている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では「奈良学園大学学則」（以下「学則」という。）において、大学の組織、教職員組織、評議会、教授会、委員会等について明記しているほか、管理運営体制を適切に行うため、奈良学園大学が定める、組織・運営規程や細則、申合せに基づいて運営している。

1. 評議会

学則第 31 条第 4 項に、「評議会は大学に関する重要事項を審議する機関とする。」と定められている。評議員の選出及び運営は「奈良学園大学評議会規則」（以下「評議会規則」とする。）に基づいて行っている。学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、図書館長、各センター長・副センター長とともに、各学部選出の教授から「学部評議員」を各学部 2 人と、事務局長、学長室長などの大学執行部と管理職をもって構成される。評議会は原則として毎月 1 回開くものとし、大学の意思決定を行い、教育の基本方針、学則、予算、人事や行事に関する事項を審議する。

評議会は各種委員会、特別委員会を設置して、本学における教育・研究の推進と円滑な事業、業務の運営を図る。なお、評議会は「評議会規則第 2 条」に定める事項を除く、通常業務の審議を「企画運営会議」に委任する。「企画運営会議」については別に記載する。

2. 企画運営会議

「奈良学園大学企画運営会議規程」（以下「企画運営会議規程」とする。）に定められており、学長の意思決定、業務執行についてこれを補佐し、大学の通常業務について、報告及び協議並びに必要な事項における審議を行い、本学における教育・研究を推進し、円滑な事業・業務の運営を図ることを目的としている。また各種委員会の活動と、大学全般の管理運営に関する基本的事項の企画・立案・連絡・調整等を掌握している。

企画運営会議は学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、事務局長、学長室長をもって構成する。会議は毎月定期的開催され、構成員以外の参加を求め、あるいは下部組織や作業部会を設置する等、本学の管理運営にあたり重要な役割を果たしている。

3. 教授会

学則第 32 条に学部には教授会をおくと定められている。教授会は学部長を議長とし、学部所属の教授等をもって構成しており各学部の「教授会規則」に則って運営されている。

人間教育学部においては専任教員である、教授、准教授、専任講師、助教をもって構成しており、保健医療学部は学部所属の教授をもって構成し、学部長は必要に応じて学部所属の准教授、専任講師及び助教を構成員に加えることとしている。

また、保健医療学部においては、学部全体の教授会と共に、看護学科、リハビリテーション学科に教授会を置き、それぞれの教授会で決定された内容を各学科の連絡調整会議において教授会構成員以外の教員にも周知している。

教授会は原則として毎月 1 回開催され

- ・ 教育研究に関する事項
- ・ 教育課程に関する事項
- ・ 学生の入学、退学、休学、卒業、除籍、賞罰等に関する事項
- ・ 学長から諮問された事項、その他教授会が必要と認めた事項

について審議している。

また、教授会においては、各学部選出の評議員が、評議会での決定事項について

報告し、大学としての意思決定の周知を図ることとしている。

さらに、学長室の職員が各学部教授会の事務を担当するほか、教授会に出席し意見を述べたり、学部内の意見を事務組織に反映することができたりできるよう配慮している。

4. 大学院看護学研究科委員会

大学院学則第 27 条に大学院には研究科委員会をおくと定められている。研究科委員会は大学院の研究科長、研究科で授業等を担当する教員等をもって構成しており「看護学研究科委員会規程」に則って運営されている。

研究科委員会は月 1 回開催され、

- ・ 大学院の学則、その他諸規定の制定及び改廃に関する事項
- ・ 研究科の課程及び学生の教育に関する事項
- ・ 研究の指導及び論文の審査に関する事項
- ・ 単位認定、課程修了認定並びに学位授与に関する事項
- ・ 賞罰に関する事項
- ・ 研究科担当教員の任用及び昇任に関する事項
- ・ 研究科担当教員の審査基準に関する事項
- ・ 学生の厚生補導及びその身分に関する事項
- ・ その他大学院に関する事項

について審議している。

5. 各種委員会

学則第 33 条に定められており、委員会ごとに別に規程が定められている。委員会ごとに審議された決定事項については学長に報告するとともに、重要事項については大学評議会でも報告する。

6. その他

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中で、対応策の検討や意思決定を迅速に行うため、学長の下に危機対策本部会議を時限的に設置した。

危機対策本部会議は、隔週金曜日に実施し、各部局からの報告、諸施策の検討・決定、情報発信を適切に行い、危機管理機能を果たしている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学では「奈良学園大学学則」（以下「学則」という。）において、大学の組織、教職員組織、評議会、教授会、委員会等について明記しているほか、管理運営体制を適切に行うため、奈良学園大学が定める、組織・運営規程や細則、申し合わせに基づいて運営し、機能を果たしている。

4-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年度の完成年度に新学長を迎え、今後より一層学長の意思決定が大学運営に反映されるように、副学長、学部長、教職員一体となって強化を図るべくセンター及び事務組織、会議体のあり方を見直してきた。そして、令和 4 (2022) 年度から三郷キャンパスの登美ヶ丘キャンパスへの統合により「ワンキャンパス」とな

り、法人と大学との関係はもとより大学内の組織がより一層機能することになった。

さらに令和 4(2022)年 10 月、学長の交代が行われた。年度途中でのバトンタッチとなったが、これは現学長が翌年度(令和 5(2023)年度)の事業計画をより早期に、より具体的に取り組んでいくことができるように配慮した結果である。

4-2 教員の配置・職能開発等

《4-2 の視点》

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学に設置している人間教育学部及び保健医療学部は、両学部とも平成 26(2014)年度に設置し、平成 30(2018)年度には人間教育学部人間教育学科の定員増、大学院看護学研究科の設置を行い、令和元(2019)年度には保健医療学部にはリハビリテーション学科を設置した。設置においては、文部科学省に設置認可申請を行い認可されたことから、教員配置についても大学設置基準等を満たしている。AC 期間中は、教員の異動についても、「専任教員採用等設置計画変更書」に基づく教員資格審査をその都度経ており、あわせて毎年度に履行状況報告書を提出していることから、問題はない。また、AC 期間を終了した学部学科、研究科についても適切に対応している。

令和 5(2023)年 5 月 1 日現在の専任教員数(助手を除く。)は、人間教育学部 36 人(学長含む。)、保健医療学部 57 人(副学長含む。)、合計 93 人である。非常勤講師は 102 人である。

・教員数(令和 5(2023)年 5 月 1 日現在) 学長・副学長を含む ()内は女性

学部	教授	准教授	講師	助教	計
人間教育学部	12(3)人	17(9)人	7(4)人	0	36(16)人
保健医療学部	18(7)人	8(4)人	16(10)人	15(9)人	57(30)人
合計	30(10)人	25(13)人	23(14)人	15(9)人	93(46)人

※助手 保健医療学部 1(1)人

※専任教員 93 人中女性教員 46 人で教員全体の 49.5%

非常勤講師 102 人

専任教員の年齢別構成

学部		70歳以上	60歳～ 69歳	50歳～ 59歳	40歳～ 49歳	30歳～ 39歳	29歳以下	合計
人間教育	男	1	7	4	5	3	0	20
学部	女	0	4	9	2	1	0	16
保健医療	男	1	5	9	9	3	0	27
学部	女	1	5	16	7	2	0	31
合計		3	21	38	23	9	0	94

* 助手も含む。

* 大学院の教員は学部を含む。

1. 教員の採用・昇任等

専任教員の採用・昇任については、「学校法人奈良学園 人事規則」及び「学校法人奈良学園 職員採用手続規程」に基づき制定された「奈良学園大学教員人事委員会規程」により審議決定されている。

まず、採用計画について「教員人事委員会」に上程する。専門教育科目等担当者の採用については、学部長が教授会で補充すべき講義科目を審議決定する。共通教育等担当者の採用提案は、「共通教育委員会」において検討し副学長を通じて「教員人事委員会」に提案する。「教員人事委員会」で承認を得た後は、大学評議会で審議承認し、常勤理事会に上程する。

候補者の選考については、審査委員会を設け、「奈良学園大学教員資格基準」、「奈良学園大学研究業績基準」、そのほかの規程等に十分留意し、審査委員会の学部委員が報告書を作成する。審査委員会は、これを元に第一次審査（書類審査）を行い、第二次審査候補者を決定し、第二次審査を行う。「教員人事委員会」は審査委員会より第二次審査の結果を受けて最終採用候補者を選考し、その後、理事長による最終審査（面接）を経て、「教員人事委員会」は採用の可否を判断し、採用候補者について大学評議会及び常勤理事会で審議する。

昇任についても、同様の手続きで行い、理事長がこれを承認することとなる。

2. 教員評価

本学の教員評価は、2つの評価を組み合わせ実施している。1つは「自己評価」（上長の面談を含む。）、もう1つは「勤務状況評価」である。ただし、処遇には反映させていない。実施方法は次のとおりである。

「自己評価」は、年度当初に学長が示す「学校経営方針」に基づき、各教員が個々に「大学教員/計画及び目標管理自己評価シート」（以下、「目標管理シート」という。）を作成する。「目標管理シート」は、授業担当科目、役職・担当委員会、研究テーマ・内容、学会・社会貢献、教育研究計画の4つの領域についてまとめる。准教授、専任講師、助教及び助手は「目標管理シート」を学科長に提出して面談を受け、学科長は「目標管理シート」とともに面談結果を学部長に報告する。評議員及び教授は「目標

管理シート」を学部長に提出し、学部長の面談を受ける。学部長は「目標管理シート」及び面談結果を取りまとめ、学長に提出・報告する。ただし、役職者は学長に直接目標管理シートを提出して面談を受ける。それらの中で教員は、大学に対する要望や提言を提出することもできる。このようにして教員は年度当初に自ら立てた目標や計画にしたがって教育・研究活動等をスタートし、日常的な授業公開の取組や学生の授業アンケートによる授業評価及び授業改善などのFD活動、年度途中のチェックと再試行を経て、年度末に「目標管理シート」をまとめる。

その「目標管理シート」の期末面談と重ねるようにして実施されるのが、「勤務状況評価」である。これは、各学部の教員（准教授、専任講師、助教及び助手）に対して、学科長が一次評価者、学部長が二次評価者となって行われる。学科長、館長・センター長、副センター長、評議員及び教授は、学部長が一次評価者、副学長が二次評価者となる。学長、副学長、学部長及び研究科長は対象としない。評価項目は教育、研究、管理・運営、社会的活動の4つの領域で、それぞれ業績・能力・意欲の3つの評価要素を10点満点で評価を行い、さらにそれぞれの領域にウエイトをかけあわせ、総合点・総合評定により評価する。

最初に各教員は「目標管理シート」と「勤務状況評価/高等教育教員自己評価シート」（以下、「自己評価シート」という。）により自己評価を行い、2つのシートを一次評価者に提出して面談を受ける。一次評価者はそれらを参考に評価を行い、「勤務状況評価シート」を作成し、教員個々から提出されたシートとともにそれを二次評価者に提出し、二次評価者はそれをもとに評価を行う。副学長はそれらを学長に提出するとともに、評価結果を報告する。

さらに、学長、副学長、学部長、館長、センター長に対する教員による勤務状況評価も実施している。これは「高等教育職員－記述式評価」に自由記述で意見を書いて所定先へ提出することとされており、好評価、意見、苦言は問わないとしている。

以上のようなシステムで教員評価を実施しており、自身への点検、教育・研究の質の向上、大学教育の充実に寄与していると考える。その一方で、処遇への反映が行われていないこと、また、ややマンネリ傾向にあるとの懸念などが検討課題とされてきた。そのため、今後の教員評価の検討を中期計画の中に位置付け検討を進めている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育の質を改善・向上させる学内の取組として、「FD・SD 委員会」を設置している。

令和4(2022)年度は、全学FD・SD講演会を2回、全学FD研修会を2回開催するとともに、人間教育学部においては、専修ごとの研修会を開催、保健医療学部においては、看護学科で2回、リハビリテーション学科で1回開催し、教育内容・方法の改善に努めた。また、教育能力の向上を目指し、ティーチング・ポートフォリオを作成し活用した。

[FD・SD 講演会]

- FD・SD 講演会を 2 回、全学 FD 研修会を 2 回、学部・学科 FD 研修会を 4 回実施
- ・全学 FD・SD 講演会

【第 1 回】

日時：令和 4(2022)年 7 月 1 日（金）

講師：梶田叡一氏（桃山学院教育大学前学長・本学元学長）

演題：教育と研究

【第 2 回】

日時：令和 4(2022)年 12 月 21 日（水）

講師：法人本部 経営情報部 情報システム管理課 長瀬 雄貴氏

演題：「情報セキュリティの現状と、大学組織・構成員の対応について」

- （概要）
1. サイバー攻撃・脅威と情報セキュリティの現状と事例
 2. 奈良学園の情報セキュリティ規程から見る組織としての対応姿勢
 3. 事例を基に構成員のすべき対応を考える（グループ意見交換）

・FD 研修会

- ・全学 FD 研修会

【第 1 回】

日時：令和 4（2022）年 7 月 22 日

講師：塩崎一弘氏（奈良先端科学技術大学院大学 学長）

演題：「共創コミュニティーについて」

【第 2 回】

日時：令和 4（2022）年 8 月 5 日

講師：池田雅夫氏（大阪大学 名誉教授）

演題：「科学研究費補助金申請における留意点について」

・人間教育学部 FD 研修会

公開授業参観を踏まえて、専修ごとに報告会を実施

・保健医療学部 FD 研修会

- ・看護学科

【第 1 回】

日時：令和 4（2022）年 8 月 3 日（水）

講師：株式会社リアテック

演題：「PROG テストについて」

【第 2 回】

日時：令和 4（2022）年 11 月 2 日（水）

実施方法：オンライン（ZOOM のブレイクアウトセッションにてグループワーク）

テーマ：学生への指導場面 2 事例（困難例）を挙げ改善策を話し合う

- ・リハビリテーション学科
日時：令和4（2022）年11月9日（水）
実施方法：ZOOM、ブレイクアウトルームを利用したグループワーク
テーマ：実習継続困難学生に対する教員の対応

[ハラスメント防止に関する研修会]

全教職員が参加できるように、3回にわたり同じ内容で研修会を開催した。

日時：令和4年9月29日（木）、同年12月6日（火）、令和5年3月2日（木）

講師：山田陽彦氏（弁護士）

内容：ハラスメント一般の解説、事例紹介とワークショップ

4-2の改善・向上方策（将来計画）

人間教育学部及び保健医療学部を中心とした、適切な教員配置になることを目指している。適切な教員の確保と配置を規定に基づいて厳格に行うとともに、研修やFDにも取り組んでいく。また、教養教育についても、建学の精神や教育理念をより具現化できるよう検討を行う。

4-3 職員の研修

《4-3の視点》

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

学校職員として求められる資質・能力向上を図るSD(Staff Development)については、従来は、新入事務職員研修を毎年実施し、学園内及び学内研修として年度ごとに接遇マナー、メンタルヘルス、人権啓発などテーマを定めて実施してきた。大学を取り巻く環境が変化していく中で、事務職員の職務が企画立案及び課題解決、それらをサポートするためのIR(Institutional Research)など、業務が高次化しており、その多様な業務への対応のためには定期的かつ連続性のある研修が必要なことから、平成30(2018)年度、令和元(2019)年度は、学校職員として基本的な知識の再確認や応用力や実践力の向上を図るための演習やロールプレイといったワークを中心としたL.M.C(リーダーシップ、マネジメント、コーチング)に焦点を当てて実施した。

令和2(2020)年度も継続性を持った研修を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で研修の実施を見送った。

しかし、外部で開催される研修会には積極的に参加するように啓発し、関係部署の事務職員は自己研鑽に努め資質・能力向上を図っている。また、令和3(2021)年3月にWebを利用して人権研修会を行い、人権意識の向上に努めた。

令和3(2021)年度はSD研修会を2回にわたって実施した(全教職員が参加)。テーマはいずれもICTスキルの向上を目指したものとし、当日参加の他、やむを得ず出席できなかった者は動画を視聴し研修を深めた。

令和4(2022)年度については、情報セキュリティの現状と大学組織・構成員の対応に関する研修、ハラスメント防止に関する研修をグループワークも含めて実施した(全教職員が参加)。

事務職員は「目標設定・面談制度」で学校経営方針に基づいて、各部署及び各職員の当該年度の目標を設定し、管理職は年3回の面談において、業務遂行状況、課題等を把握し職員の目標達成に向けた支援や助言を行い、職員の資質・能力向上をサポートしている。事務職員の学園内研修は、全職員を対象に計画的に行う体制は整ってきている。また、令和2(2020)年度までは法人の計画に参加する形で事務職員は研修を深めてきたが、前年度から大学がSD研修会を企画し、法人職員もそこに参加する形で、大学及び法人の事務職員は研修を深めることができた。

4-3の改善・向上方策(将来計画)

事務職員の研修は、全職員を対象とした計画で実施しているが、今後は大学経営・管理運営についてより高度な知識を有するアドミニストレーターや財務・情報・募集広報などの部門ごとに専門的知識を必要とする職員の養成のため、体系的な研修計画の構築と充実を図っていく。

4-4 研究支援

《4-4の視点》

4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③研究活動への資源の配分

4-4の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

4-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

教員の研究室については、個室で空調設備が完備されている。そして、実験室や実習室、専門分野間の情報交換に配慮した研究室の配置を行っている。情報通信関係では、研究室で有線・無線の両方でインターネット接続が可能であり、自宅からVPN接続により大学のサーバーにアクセスできる環境も整備している。また、officeやadobe等の研究に必要なアプリケーションソフトについても、研究室・自宅で使用できる状況である。研究室の施設の運営・管理や情報機器の管理や相談について

は、教務課が法人財務部管理課、情報関連の委託業者と連携を取って行っている。

4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、「奈良学園大学における研究活動の倫理性に関する規程」「奈良学園大学大学院研究倫理審査委員会規程」及び「奈良学園大学人間教育学部研究倫理審査委員会規程」「奈良学園大学保健医療学部研究倫理審査委員会規程」に基づいて、適切に運用がされている。また、徹底するために、適宜教授会で倫理について共有する時間を設けている。

研究不正防止に関する取組については、年度当初に研究不正防止推進委員会において検討している。全教員及び研究費に関する業務に携わる事務職員には、外部講師による研究倫理コンプライアンス研修を受講する機会を設けるとともに、日本学術振興会の「eL CoRE」eラーニング教材を使用した倫理教育と文部科学省がコンプライアンス教育コンテンツとしている動画を利用した自己研修を義務付けている。その他には、本学の研究活動に関する諸規程を通読するように啓発したり、公的研究費の使用にあたっての誓約書の提出を義務付けている。

昨年度に実施した研究データ保管状況の調査に引続き、管理簿を適宜更新するよう周知を行った。また、独自に研究防止のためのリーフレットを作成し学内に掲示して、職員及び学生に対して研究不正防止の啓発を行った。それに加えて今年度は、新たな啓発リーフレットを年4回発行し、全教職員に配付した。

研究費執行に関する内部監査は毎年実施されているが、その報告に関して今年度も昨年度に続いて「公的研究費内部監査連絡会」と称して、監事・監査室と大学執行部による連絡会を開催し、研究不正防止の取組をより一層強化した。

4-4-③研究活動への資源の配分

本学では、専任教員の研究・教育活動の活性化に資するため個人研究費を設定し、自己の専攻する学問分野に関する調査・研究を遂行するうえで必要な研究費として活用している。

また、個人研究費に加えて各学部で共同研究費を配分し、専任教員の研究の支援を行っている。

共同研究費執行の裁量は学部長に委ねており、学部としての研究目標に沿った効果的な執行を可能にしている。

さらに、上記の公的研究費の適切な執行が行われ、結果的に不正となる事態を未然に防止していくことを目途に、昨年度に検討を始めた学内研究費の使用に関する手引（「奈良学園大学学内研究費ハンドブック」）は、全学的な検討を経て今年度発行された。

4-4の改善・向上方策（将来計画）

共同研究費について、その執行は学部長の裁量に委ねているが、利用状況や執行状況の把握に関する検討を通じて、研究成果の可視化に努めていく。

[基準4の自己評価]

教員の配置は、文部科学省に設置認可申請を行い認可された教育目的及び教育課程、各種基準を適切に維持しており、毎年度提出している履行状況報告書においても問題はない。

また、資質・向上への取組として、教員評価のほか、FD活動にも力を入れている。

教育環境は適切に整備、維持、管理されており、今年度のキャンパス統合により新校舎の活用も含め、一層教育環境が向上した。また授業を行う学生数においても問題はない。

以上のことから、基準4を満たしていると自己評価する。

基準5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

《5-1の視点》

5-1-①経営の規律と誠実性の維持

5-1-②使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③環境保全、人権、安全への配慮

5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①経営の規律と誠実性の維持

学校法人奈良学園（以下「本法人」「法人」と表記することもある。）は「学校法人奈良学園 寄附行為」（以下「寄附行為」とする。）において、その目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定めている。また、本学の「学則」においては目的を「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に広く一般教養を授けるとともに、社会で必要な実務能力を備え、自らの目標を達成するための実践力を有する人材を育成するために教育・学術研究の遂行によって、社会の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

本法人の経営及び管理運営は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に従い、その目的を達成するため理事・監事の役員で構成する理事会を設置するとともに、理事長の諮問に応じて必要な事項について審議し助言するため評議員会を設置している。

役員及び評議員の人数、選任及び職務等は「寄附行為」に定めている。また、本法人の運営（寄附行為実施、理事会、常勤理事会、監査、組織、人事、コンプライアンス管理、就業、経理等）については、それぞれ関係規則を整備し、その定めのもと適切に運営している。なお、役員及び評議員以外に「学校法人奈良学園理事長特別補佐に関する規程」の定めるとおり、理事長特別補佐を任命し、理事長の求めに応じ学園の教育研究、管理運営及び学園経営についての助言を行っており、法人の経営規律と誠実性の維持の一助としている。さらに、令和2(2020)年4月1日からの改正

私立学校法の施行をふまえ、監事機能の強化を念頭に「寄附行為」をはじめとして、「監事監査規則」の改正も行った。また、令和5(2023)年以降に予定されている私立学校法の更なる改正を念頭に評議員・外部理事に一層の学園経営全般に関する意見を討論して頂く場として「理事・評議員懇談会」を実施している。

5-1-②使命・目的の実現への継続的努力

法人における「寄附行為」、大学の「学則」、さらに法人・大学の規則規程等の大学経営に関する定めは、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、学校法人会計基準等の法令に準拠している。大学設置基準に定める基準教員数、校地校舎面積等についても法令に定められた基準を満たしている。加えて各法令で定められた届出事項についても適正に行っており、法令を遵守している。また、法人には「監査室」を設け、監事または独立監査法人と緊密な連携のもと、内部監査（業務監査及び会計監査）を定期的実施している。

法人は「寄附行為」及び「学校法人奈良学園 寄附行為実施規則」で定めるとおり、法人の最高意思決定機関である「理事会」、また、理事会の諮問機関として「評議員会」を設置し、定期的開催（平均年5回）している。また、「常勤理事会」（毎月1回※予備日1回）を設置し、理事会の包括的授権に基づいて、法人の日常の業務について、報告・協議するとともに、必要な事項について審議・決定している。

大学は「学則」の定めのとおり、教育研究組織（学部、学科、大学院、附属機関）を設け、本学における最高意思決定機関である「評議会」（毎月1回）、学長の意思決定補佐機関「企画運営会議」（毎月1回）、各学部の教育研究内容に関する審議検討機関「教授会」（毎月1回）、さらに各種委員会及び事務局を設置し、目的の実現に向けた努力を続けている。

特に令和元(2019)年度の年度末からは、法人・大学ともにコロナ禍の中、Web会議システムや会議資料配信などを最大限活用しつつ、意思決定機関・各種委員会の運営にあたっており、完全に定着している。

以上に挙げた法人と大学の各機関により継続的努力がなされている。

5-1-③環境保全、人権、安全への配慮

環境保全の配慮については「学校法人奈良学園 倫理・行動指針」の基本理念に環境への配慮を謳い、地球温暖化防止への貢献として、節電に取り組んでいる（室内の冷暖房の温度設定ルール化、不要な照明の消灯、不使用教室の空調停止、LED照明の導入促進、クールビズ・ウォームビズ等）。また、廃棄物の再資源・再利用化と最終処分量の最少化への取組も行っている。

人権への配慮については「学校法人奈良学園 倫理・行動指針」の基本理念に幼児、児童生徒、学生、本学の教職員はもとより、全ての人の基本的人権の尊重を謳い、「学校法人奈良学園 個人情報保護に関する規程」、「学校法人奈良学園 ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、個人情報の保護・管理やセクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント等の防止に努めている。また、毎年、人権研修会を実施し常に啓発活動

に努めている。学生に対しても「学生生活の手引」において SNS 利用にあたり加害者・被害者にならないように注意を喚起し人権意識を高めている。

安全への配慮については、防災に関して「危機管理マニュアル」に基づく避難訓練を実施し、地震や火災等の災害に備えている。また、非常時の備蓄品（水・非常食等）を確保し、使用期限を確認のうえ適宜入れ替えを行っている。

特に令和 2(2020)年度からは、コロナ禍において、大学では「危機対策本部会議」を設置し、情報収集に留まらず感染拡大防止のためにさまざまな意思決定を行い、時期を逸することなく対応に努めている。

防火については消防法の定めにより、年 2 回の定期点検を実施し安全向上に努めている。防犯に関しては常駐警備、及び巡回と夜間の機械警備を実施している。救命対策に関しては各校舎に AED（自動体外式除細動器）計 5 台を配置している。

5-1 の改善・向上方策（将来計画）

法人、大学ともに法令遵守、規程の整備について引き続き取り組むことで経営の規律性と誠実性の維持に努める。それが使命・目的の実現にも近づくことになる。特に大学は大学名称変更と人間教育学部・保健医療学部及び大学院看護学研究科の設置を行い、それぞれが完成年度を経て、令和 4 年度には、大学院リハビリテーション学研究科の認可申請を行った。また、三郷キャンパスの機能を登美ヶ丘に移転し、キャンパス統合を終えた。大学の認知度が徐々に浸透してきているが、未だ知名度が不足する部分があることも否定できない。教育情報について、人間教育学部・保健医療学部の教育成果の蓄積が進み、ディプロマ・ポリシーが具現化する時期を迎えた。それらを受けて、さらに情報公開に努める。加えて、令和 4（2022）年度に完成年度を迎えた保健医療学部リハビリテーション学科の教育情報公開にも努めていく。

また大学院看護学研究科の開設により、地域保健医療の推進のために重要な、在宅看護、育成看護、精神看護の分野における専門性を高め、他職種連携のもと、リーダーシップがとれる高い能力を備えた高度保健医療専門職者の養成に努める。

特に精神看護分野には、CNS(Certified Nurse Specialist)を履修するコースを設置しており、高い専門性と総合的な視野をもち、独創性・指導性を発揮できる精神看護専門看護師を養成する。さらに令和 5（2023）年 4 月からは大学院リハビリテーション学研究科の開設により、多様化する保健・医療のニーズに対応できる科学的根拠に基づいた臨床実践力を養うとともに、地域・施設現場におけるリハビリテーション医療の複雑化、多様な障害像に主体的、多面的なアプローチとあわせ社会貢献に尽力する高度専門職業人を育成していく。

5-2 理事会の機能

《5-2 の視点》

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人は寄附行為に定める目的を達成するため、理事・監事の役員を置くとともに理事長の諮問に応じて必要な事項について審議し助言するため「評議員会」を設置している。役員及び評議員の人数、選任及び職務等は寄附行為で定めている。

理事会が業務決定を行う事項については、「学校法人奈良学園 理事会業務規則」に定めている。また、「常勤理事会」を設置し（毎月 1 回開催※予備日 1 回）、理事会の委任に基づき本学園内の日常業務を決定している。理事会決定を要する事項でも緊急やむを得ない時は、「学校法人奈良学園 寄附行為実施規則」により先決することができる体制も併せて整備しており、迅速で適切な戦略的意思決定が行える。非常勤理事に対する法人の運営状況についての情報提供は、「常勤理事会」実施後、速やかな資料・議事録の郵送、必要に応じた直接の説明等を行っており、さらに書面質問があれば「常勤理事会」で報告事項として取り上げ、意見交換も行っている。これらにより理事の理事会出席状況は良好であり（令和 4 年度の実出席率は 94.2%）、欠席時の委任状も漏れなく提出されている。

現在、本法人の「理事会」、「常勤理事会」においては設置している全ての学校園の所属長が構成員とはなっていないが、「常勤理事会」に毎回陪席し、必要に応じて、議案説明、意見表明を行うことで、全体での情報共有や連携強化とともに教学に関する事項を中心に協議することが可能な体制となっている。これは業務の合理化を図るために平成 29(2017)年までの「所属長会議」を「常勤理事会」に統合し、運営を行う事によるものである。また、理事の役割の明確化がより求められると考え、経営面の意見聴取をより深めるために令和 2(2020)年度は寄附行為に定める外部理事を 1 人増員し、さらに令和 4(2022)年度からは 1 人の増員をしている。これに加え、令和 4(2022)年 8 月下旬には理事と評議員の懇談会を行い、事業計画取組結果について質疑を行うなど、体制整備に努めている。寄附行為に定める監事については定数 2 人または 3 人としており、令和 2(2020)年 7 月非常勤監事 1 名を増員し、監事監査機能の強化を図った。令和 3(2021)年 3 月現在、監事は 3 人であり、うち 1 人は監査機能充実のため常勤監事としている。また、監事は戦略的意思決定に関わる会議（理事会、評議員会、常勤理事会）全てに参加し、意見表明を行っている。

5-2 の改善・向上方策（将来計画）

「理事会」における意思決定は、規則に定めるところによって適切に行われている。

令和元(2019)年度の私立学校法の改定に対応した寄附行為の一部変更により、監事の責任の強化、中長期計画の作成の義務化、財務情報の公表の義務化等、学園運営の厳格化及び理事、監事機能の実質化を行っている。さらに、令和 4 年に私立学校法改正骨子が示され、令和 5 年に国会で一部を改正する法律案が提出された。法人のガバナンス強化や理事会・評議員会の管理運営の整備などについて今後さらに求められている。本学園の「寄附行為」も必要に応じて内容に反映するべく検討を行い、法案決定時には迅速に変更認可申請を提出できるように準備を進める。また、コ

コロナ禍の中、大学を取り巻く環境が急激に変化しており、法人、大学ともに意思決定の迅速化がより一層求められることが増加している。大学のキャンパス統合が実現し、ワンキャンパス（登美ヶ丘）の中で、法人本部と大学が協力し情報共有を始めとした連携強化を進めて行く。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

《5-3の視点》

5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

5-3の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

平成 29（2017）年 10 月から法人本部と大学本部が同じキャンパスに設置され、令和 4（2022）年 4 月には大学キャンパスが登美ヶ丘に統合されたことにより（三郷キャンパスを廃止）、法人と大学の連携環境や大学の組織運営はより強固で充実したものとなった。キャンパス統合によって、大学内の意思決定や協議もより迅速に行うことができるとともに、管理職、一般職員ともに日常的な連携が可能になった。

法人の意思決定機関である理事会・常勤理事会には、学長、リハビリテーション学研究所長の 2 名が構成員（理事）として出席し、法人及び大学の意思決定が適切かつ円滑に行えるようにしている。

その他に、「理事長・学長懇談会」には、常勤監事、監査室長、法人事務局長も同席し、基本的な情報共有や方向性等の調整を行っている。これによりいわゆる法人と大学の管理運営・教学についての重要決定事項の情報共有、意思決定の円滑化が図られている。

5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

前述の記載のとおり、現在、法人本部は大学本部とともに登美ヶ丘キャンパスに設置され、両組織が日常的に接点を持つことが可能な環境にあり、相互チェックの機能性が保たれている。

法人本部は法人本部事務局の下に「総務部（総務課、人事課、施設設備管理課）」、「財務部（経理課）」、「経営情報部（IR・学園企画課、情報システム管理課）」を設置している。法人本部事務局は、各校園の事務局が処理する人事、会計、中期計画に基づく事業計画、予算等を管理している。前述の各項目の中で、特に予算や奨学金給付の方針については、中期計画を前提とし毎年度「常勤理事会」に方針を議案上程のうえ示している。それを受けて、各校園策定の事業計画案や予算案が調整され、最終的に法人案として取りまとめられる。法人案は「常勤理事会」、「評議員会」、「理事会」に上程し、審議を受け承認に至るという体制が構築されて機能している。ま

た、監事は寄附行為に定める定員枠最大 3 人を満たし選任されており、特に常勤監事は大学の業務監査の一環として、「理事長・学長懇談会」に同席している。必要に応じて大学の諸会議にも参加することも可能としており、ガバナンスの機能をチェックできる体制が取られている。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が令和 3（2021）年 2 月に改正されたのに伴って、令和 3（2021）年度より「公的研究費内部監査連絡会」を開催することとなった（年 1 回以上）。常勤監事、監査室、大学執行部の三者によって情報共有と協議を行う場を設定し、令和 4（2022）年度も実施した。

理事長は、「理事長・学長懇談会」に限らず随時学長との打合せを行い、法人の方向性等を伝達している。学長も大学の状況や要望を理事長に伝え相互の理解に努めている。この打合せにより相互理解が深まり、「常勤理事会」、「理事会」、「評議員会」等の諸会議における重要事項の円滑な決定をもたらして、法人・大学の両トップのリーダーシップ発揮を適切なものとしている。

一方、大学では各学部の「教授会」、「評議会」、「企画運営会議」、「各種委員会」ではメンバーの意見表明はもちろんのこと、議長の要請による陪席者の意見表明も可能な運営を行っている。前述の諸会議以外に「事務管理職会議」（事務局長、各課（室）長、センター事務室長クラスが参加）を隔週で開催しており、事務局長から会議での決定事項や事務依頼事項の報告がなされ、それを受けて一般職員に迅速に伝えられる運営を行っている。一般職員は意見があれば課（室）長を通じてそれを伝えることとなる。なお、重要な案件が発生している場合、全教職員を集めて学長からの報告会を実施し、質疑応答も行っている。

5-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学は三郷キャンパスを登美ヶ丘キャンパスに移転し、統合が実現した。学生に支障がないように管理運営・教学についてコミュニケーションを取りつつ移転作業を計画的に進め、令和 4（2022）年 4 月、支障なく開講を迎えることができた。令和元（2019）年度に決定したキャンパス統合計画は大学・法人間、大学内のコミュニケーションをより深める絶好の機会になると固い意志をもって進めた結果である。この経験も生かしつつ、今後も充実した管理運営を進めて行く。さらに法人・大学本部が同一の校舎・フロアに配置されたことで、令和 4（2022）年以降は問題が発生した場合は、ワンキャンパスの中で迅速な相互チェックにより管理運営の問題の解決にあたることのできる体制が確立した。

5-4 財務基盤と収支

《5-4 の視点》

5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

5-4の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 22(2010)年度、文部科学省による学校法人運営調査委員による調査が行われ、その結果、「学校法人の経営に関する中長期的な見通しや構想の下に、経営改善計画の作成等により経営基盤の安定確保に努めること。」との指導を受け、平成 23(2011)年度から平成 27(2015)年度までを対象とする「第 1 期経営改善計画」を策定した。そして、この計画の最終年度である平成 27(2015)年度には、改善状況が十分とはいえないとして、平成 28(2016)年度から平成 32(2020)年度までを対象とする「第 2 期経営改善計画」の策定を引き続き求められ策定した。計画には 5 年間の財務計画も策定しており、同計画に基づき財務運営を行った結果、文部科学省による「経営改善計画」については、令和 2(2020)年度をもって終了した。新たに、当学園独自の中期計画（令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度の 5 年計画）を策定した。

5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人全体の令和 3(2021)年度末の資産状況については、令和 3 年度に三郷キャンパスを三郷町に無償譲渡するとともに信貴山グラウンドを売却したことにより、資産総額 502 億 9,168 万円、負債総額 22 億 6,813 万円、純資産 480 億 2,356 万円で純資産構成比率は 95.4%となっている。また、三郷キャンパスを登美ヶ丘キャンパスに統合するために登美ヶ丘キャンパスに新たな校舎を新築したことにより現預金と有価証券の令和 3(2021)年度末合計残高は、162 億 7,291 万円となっている。このキャンパス統合により今後管理コストの削減が可能となる。

収支バランスの状況についてであるが、法人全体の基本金組入前当年度収支差額は、平成 30(2018)年度マイナス 14 億 5,101 万円、令和元（2019）年度マイナス 15 億 2,025 万円、令和 2(2020)年度マイナス 13 億 9,557 万円、令和 3(2021)年度マイナス 109 億 578 万円、令和 4(2022)年度マイナス 6 億 1,762 万円となった。当学園では、登美ヶ丘キャンパスにおいて平成 19 年 3 月に大学 1 号館とアリーナ、平成 20 年 3 月に幼稚園舎と小中校舎、平成 21 年 3 月に高校校舎と体育館、平成 26 年 3 月に大学 2 号館、令和 3 年 1 月に大学 3 号館を新築した。郡山キャンパスにおいては、平成 21 年 8 月に本館の建替え、平成 23 年 7 月に新体育館を新築した。高田キャンパスにおいては、平成 23 年 3 月に本館および寮の建替えを実施した。平成 19 年から令和 3 年までの短期間で各キャンパスのほぼ全ての校舎の新築・建替えを実施しており、令和 4(2022)年度における減価償却額は、8 億 8,613 万円になり、これが基本金組入前当年度収支差額の収支バランス改善のハードルを高める要因となっている。一方、ほぼ全ての校舎の建替えが終了しており、今後 30 年程度は大きな校舎の建替え費用が不要となることから、今後は多額の支出がなく、減価償却費も年次進行で減少し収支改善がさらに進む予定である。

大学の基本金組入前当年度収支差額については、平成 30(2018)年度マイナス 6 億

6,859万円、令和元(2019)年度マイナス10億7,531万円、令和2(2020)年度マイナス6億4,772万円であり、令和3(2021)年度は三郷キャンパスの無償譲渡や信貴山グラウンドの売却により、マイナス104億3,046万円となったが、令和4(2022)年度は、キャンパス統合の効果および資産の圧縮により依然マイナスではあるが大幅に改善し、マイナス3億2,433万円となった。

ここで平成23(2011)年度に始まる改善計画とその実施状況について述べる。

「第1期経営改善計画」の下、「教学改革計画」、「学生・生徒・児童・園児募集対策と学納金計画」、「人事政策と人件費の削減計画」、「経費削減計画」、「施設等整備計画」等の各改善・改革に取り組んできた。あわせて、「高等教育を再編し存続可能な教育機関とする」と掲げた命題を推進し、高等教育の抜本的な改革を進め、学生募集における定員確保が確実にできるよう取り組むため、平成23(2011)年7月に「高等教育検討委員会」を立ち上げた。

法人内外の委員で構成されたこの委員会により、本法人の高等教育の現状分析と今後について検討を経て、平成24(2012)年1月31日に「高等教育の再編と再生に関する答申書」がまとめられた。

平成24(2012)年度は、この答申を受けて実行を進めるための組織である「高等教育改革推進委員会」、「高等教育改革推進室」を設置し、具体的な検討を行った。

その結果、平成26(2014)年度に奈良産業大学の名称を変更すること、人間教育学部人間教育学科、現代社会学部現代社会学科並びに人間社会学科、保健医療学部看護学科の3学部4学科を設置申請することを決定した。大学名称は、法人名称を使用することで、法人のフラッグシップと位置付け、「奈良学園大学」とした。

なお、このことから、平成26(2014)年度からの既存のビジネス学部ビジネス学科及び情報学部情報学科の学生募集を停止することとした。

また、従来から使用していた三郷キャンパスに人間教育学部と現代社会学部を設置することとし、保健医療学部は、法人と短期大学部のある登美ヶ丘キャンパスを新たに利用することを決め、法人と大学が一体となって高等教育機関を再編し再生していくことを明確に示した。

さらに、平成25(2013)年1月7日からは前述の委員会及び室を「(仮称)奈良学園大学設置準備委員会」、「同設置準備室」に改編し、設置に向けた業務を強力に推し進めていくこととした。しかしながら、平成25(2013)年8月、現代社会学部については、文部科学省の審査意見を勘案した結果、設置認可申請を断念せざるを得ない状況となった。そこで、理事会において、人間教育学部と保健医療学部の2学部体制で申請を継続することとなった。この2学部については、平成25(2013)年10月31日に文部科学省から設置認可が下りた。

その後、設置が認可された2学部の学生募集を行い、様々なメディアを通じた広報の際にアドミッション・ポリシー等を丁寧に生徒、保護者、高等学校等に説明することを地道に行い、理解を得たことにより、人間教育学部では213人の志願者、保健医療学部では912人の志願者があった。入学試験を実施した結果、平成26(2014)年度は、人間教育学部が入学定員120人に対し入学者111人、保健医療学部が入学定員80人に対し入学者88人であった。平成29(2017)年度は、奈良学園大学大学院

看護学研究科看護学専攻修士課程の設置認可申請及び奈良学園大学人間教育学部の入学定員を120人から150人への定員増申請を行った。平成30(2019)年度は保健医療学部リハビリテーション学科の設置認可申請を行った。なお、奈良学園大学奈良文化女子短期大学部幼児教育学科においては、平成31(2019)年3月末で全学生が卒業し、令和元(2019)年度に文部科学省に廃止の申請を行った。

このように、年次進行とともに、大学全体の入学者は増加した。新学部設置により学生数を増加させるという目的は達成した。しかしながら、現代社会学部の申請を取り下げたため、減収分が大きく、大学の安定運営に向けてさらなる努力が必要であるため、平成26(2014)年4月から「高等教育整備拡充委員会」が設置され、収支改善のための定員増や新学部・学科の設置等の施策が共通認識され、各案を検討することとした。

理事長を委員長とし、大学学長、短期大学部学長に加え、本学園中等教育機関で所属長を務める理事を委員とすることで、高等学校からの視点を踏まえた整備拡充施策を検討し、これら施策を進めることで大学及び法人全体の教育研究活動のキャッシュフローの黒字化を実現し、早期に法人全体として基本金組入前当年度収支差額の収支均衡を図るべく、全学を挙げて取り組んだ。

以上のように取組を進めたが、前述の現状の中、教育研究活動のキャッシュフローにおいては、法人全体で、平成30(2018)年度マイナス3億4,695万円平成、令和元(2019)年度マイナス3億492円、令和2(2020)年度マイナス1億9,389円、令和3(2021)年度マイナス4億1,545円となった。令和3年度はキャンパス統合に伴う費用等の増加によりマイナス幅が拡大したが、相対的に順調に赤字幅は改善した。令和4(2022)年度は、大学の取組効果が結果として表れ、プラス2億4,193万円と黒字転換した。

大学においても、教育研究活動のキャッシュフローは、平成30(2018)年度マイナス1億9,037万円、令和元(2019)年度マイナス3億3,987円、令和2(2020)年度マイナス2億2,003円、令和3(2021)年度マイナス4億794円となった。令和4(2022)年度は、今までの積み重ねが結果として表れ、大学においても、3,438万円とわずかであるが、黒字化が達成できた。

なお、前述したように法人全体では、純資産構成比率が令和4(2022)年度95.7%と安定した財政基盤が築かれている。

5-4の改善・向上方策（将来計画）

上記5-4-②で述べたとおり、基本金組入前当年度収支差額の実績は、未だに法人・大学ともに厳しい状況が続いている。

しかし、平成26(2014)年度以降、新設2学部の学生募集に全力を傾注するとともに、並行して、その後の高等教育の展開についても法人・大学が一体となり検討を進めた。経営改善計画の取組である「法人全体で基本金組入前当年度収支差額の収支均衡」を念頭に置き、「リスクマネジメント委員会」において様々なリスクを検証しながら、高等教育の整備拡充について、「学部学科設置準備委員会(平成27(2015)年7月まで大学改革委員会)」、「高等教育整備拡充委員会」等において検討され、そ

それぞれその後の理事会で決定した次の施策・計画らが順次実行された。

[平成 29(2017)年度]

- ・奈良学園大学奈良文化女子短期大学部幼児教育学科は2年制のみを募集し、長期履修生は募集しない。

[平成 30(2018)年度]

- ・奈良学園大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程の設置
- ・奈良学園大学奈良文化女子短期大学部幼児教育学科学生募集停止・奈良学園大学人間教育学部の入学定員を120人から150人に定員増
- ・奈良学園大学人間教育学部において、中・高数学及び中・高音楽の課程認定申請を行い、人間教育学科人間教育学専攻（仮称）募集定員120人、中等（数学・音楽）専攻の募集定員30人に改編

[令和元(2019)年度]

- ・奈良学園大学保健医療学部、リハビリテーション学科入学定員80人を新設。理学療法学専攻募集定員40人、作業療法学専攻募集定員40人の2専攻を設置
- ・奈良学園大学奈良文化女子短期大学部廃止を申請

[令和2(2020)年度]

- ・人間教育学部人間教育学科に特別支援学校教諭の養成課程設置

[令和3(2021)年度]

- ・「第2期経営改善計画」が終了したことにより、新たに当学園独自の中期計画（令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の5年計画）を策定し、計画を実行することで、財務状況の改善に取り組むこととする。

[令和4(2022)年度]

- ・奈良学園大学三郷キャンパス（人間教育学部）と学校法人奈良学園本部事務局を登美ヶ丘キャンパスへ移転しキャンパスを統合する。

[令和5(2023)年度]

- ・奈良学園大学大学院リハビリテーション学研究科修士課程の設置

その結果、法人・大学の収支は改善の方向に向かっている。

今後も引き続き法人と大学が一体となって各学部・研究科の教育研究内容の充実に力を注ぎ、学生の確保や社会の高い評価の獲得に努力を続け、安定した収支を実現する。

[基準5の自己評価]

法人、大学ともに法令に基づいて規則・規程や指針を整備し、大学の使命を果たすよう理事会は大学の進むべき方向の先導役としてその役割を果たしており、それに基づいて大学の運営が健全に行われている。

理事会における意思決定は規則に定めるところによって適切に行われており、法令の改正にも対応できている、また、理事会の承認を得た大学の事業計画は、理事

と評議員との懇談会で報告されるなど、PDCA サイクルが機能している。

法人及び大学の管理運営の円滑化と相互チェックについても、登美ヶ丘へのキャンパス統合によって、両者はもとより大学内の学部間の関係もより密接になり、以前にも増してそれらが深まった。

財務基盤と収支についても、平成 22(2010)に始まった経営改善の取組が様々な検討と施策実行によって、ようやく大きく改善の方向に進み出している。

会計処理についても、毎年点検と改善に努めている。

以上のことから、基準 5 を満たしていると自己評価する。

5-5 会計

《5-5 の視点》

5-5-①会計処理の適正な実施

5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-①会計処理の適正な実施

学校法人会計基準に準拠した会計処理を行っている。また、会計処理における問題点については、その都度、法人財務部より有限責任監査法人に確認し適切な処理を行っている。

予算の執行については、「学校法人奈良学園 経理規則」にて原議書等による発注承認や金額で区分される理事長と法人本部事務局長及び所属長の発注承認区分、発注確認、支払確認、執行確認までが詳細に定められている。予算執行額超過時や予算外事業の執行も定められており、本学でもこれに基づき適切な処理が行われている。

出納業務においても前述の経理規則に会計伝票の起票と法人財務部長の承認、金銭出納、領収書の徴収、小口現金、金銭照合及び過不足などについて定められており、本学でもこれらに基づき適切な処理が行われている。経理は全て法人本部において集中処理する旨を定めており、日常的な支払業務についても理事長の承認・決裁により執行している。

計算書類、財産目録等については、学校法人会計基準に基づき作成されており、毎会計年度終了後 2 か月以内に必要書類を作成し、常勤理事会、理事会・評議員会の承認を受けている。また、当該書類は監事及び公認会計士の監査を受けており、法人及び本学の経営状況や財務状況を適正に表示している。

5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

学校法人奈良学園においては、公認会計士による会計監査が年間を通じて行われており、令和 4(2022)年度は有限責任監査法人トーマツにより、延べ 88 日にわたっ

て実施された。常勤理事会、理事会及び評議員会の議事録、または契約書や請求書などの証憑書類に関して、学校法人会計基準に基づいて厳格な調査が行われており、公認会計士から計算書類が適正に行われているとの調査報告書を受領している。また、公認会計士からの監査意見については、法人財務部が窓口となり、対応を必要とする事項については担当部署に連絡し情報共有を行い、理事長に詳細を報告している。意見交換も含め、それらの結果については法人財務部で取りまとめたうえで理事長に報告し、有限責任監査法人に回答している。さらに、監事（常勤 1 人、非常勤 2 人）による監査も随時行っている。

なお、監事は有限責任監査法人と緊密な連携を保ち、より適正な監査を実現するために、法人監査室長も加えて監査にあたっている。

5-5 の改善・向上方策（将来計画）

現状において学校法人会計基準に準拠し、法人の経理規則等に基づいて適正に実施されているので、今後も有限責任監査法人による会計監査及び監事、監査室長による監査が円滑に執行できるように体制の維持に努める。さらに予算をはじめとする財務面に対する学園全体の意識向上につながるよう情報共有に努める。

[基準 5 の自己評価]

各部署の責任も規則等で明確に定められており、職員の職務に対する権限も職位に応じて適切に分散されている。このことから業務の効果的な執行体制は確保できている。

また、全職員が学園及び大学の方針を理解し、所属する部署のみならず関係部署の情報も理解できる体制であることから、情報の共有、部署間調整、相互協力ができる組織体制となっている。

職員の学園内研修は、全職員を対象に計画的に行う体制は整ってきている。また、大学独自の研修活動も計画、実行されている。

「経営・管理と財務」は達成している。本学は、平成 26(2014)年度の人間教育学部・保健医療学部の認可の際、文部科学省から「完成年度における法人全体の基本金組入前当年度収支差額がマイナスとなっていることから、収支均衡を前提とした中長期的な財政計画の策定・実行など、経営基盤の安定確保に取り組むこと。」との留意事項が付されており、中期計画の履行を通じて改善することが最重要課題である。

以上のことから、基準 5 を満たしていると自己評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

《6-1 の視点》

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備，責任体制の確立

本学は、内部質保証を担保するための自己点検・評価について学則第 2 条に次のように定めている。

－第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。－

また、内部質保証のための組織として、「奈良学園大学自己点検・評価委員会規程」（以下、「規程」という。）を定め、「自己点検・評価委員会」（以下、「委員会」という。）を設置している。

規程に基づき、委員会は学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、学部教授会から選ばれた者、事務局長、事務局総務課長、図書館、各センター等の各部局ごとに選出され学長が委嘱した者で構成され、委員長は委員の中から学長が指名する。このように大学執行部、学部の代表、事務局各部局の責任者で委員会が構成・運営されており、適切に自己点検・評価がなされる体制は構築されている。

さらに、本学を運営する学校法人奈良学園は、他の学校・園を含めた学園全体で「中期計画（5ヶ年）」を策定し、今年度はその取組の 2 年目である。その中で毎年、各校・園は事業計画を策定しており、本学も事業計画の実行を通じて教育及び研究の質の向上に努めている。このことは自己点検・評価とも密接に関係している。

6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための組織の整備、責任体制は確立されているが、さらにその質を高めるため、外部評価（地域産官学懇談会）を実施している。その機能が適切に果たされることで、内部質保証が保たれ、社会の変化に伴った学生の学びや育ちへの対応が円滑になる。つまり、外部評価（地域産官学懇談会）の場に学生も出席し、自身の学びを振り返り、そこで出された課題等に本学運営の改善・向上に活かすよう、PDCA サイクルを確立している。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

《6-2 の視点》

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、毎年4月に学長から「学校経営方針」が教職員に公表され、その中で建学の精神及び教育理念も確認される。これに基づき、自己点検・評価委員会は、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することを目的に開催される。自己点検・評価はこれらの規程にしたがって、毎年、自主的・自律的に実施している。

平成29(2017)年度には、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受け、平成30(2018)年3月6日付で、「評価の結果、奈良学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。」との評価となった。総評では基準4において「自己点検・評価については、自己点検・評価委員会を設置し、年間計画に基づいて継続的に自己点検・評価を行う体制が確立されている。関係部署での自己点検・評価は、中間点検活動を組入れ、年度末に総括され結果が事業活動報告にまとめられ評議会での承認を経て理事会に報告されているなど、PDCAサイクルを構築して教育研究をはじめ大学全体の改善や向上につなげている。」との評価をいただくことができた。

また、その後、令和元(2019)年度には、自己点検・評価に対する外部評価（地元三郷町及び産業界、本学学生）を受けるべく大学との懇談会が実施され、本学及び本学の取組に対する評価を受けた。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から懇談会の開催を見送ったが、令和3(2021)年度以降は、定期開催している。さらに令和4(2022)年度には、三郷町に加え、新たに奈良市と生駒市が加わり、充実した外部評価の体制が整備されている。

次回の新しい基準の下での大学機関別認証評価受審に向けて、内部で再点検を行い、改善や向上方策を実施しすることで、より良い大学運営に接続していくことを目標にする。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の教学IRは、学長管理下の学長室で、「奈良学園大学IR情報活用推進委員会規程」の第4条に基づき、学生に対する教育や指導の充実、募集力の向上等に関する諸データの収集・管理、および分析・提供を担っている。また、学部や課室が実施する調査やアンケートで収集したデータや分析結果についても一括管理し、分析結果は、企画運営会議や評議会では報告するとともに、教授会やFD研修会を通して学内の教職員に周知・共有することにより、学生に対する教育や指導の充実と広報・募集活動に役立てるだけでなく、教育改善や業務改善に還元している。

さらには、教職員が学生の状況を適切に把握するためのツールとして「Active Academy」が学内ネットワークに用意されており、必要に応じてタイムリーな情報を得て、指導等に役立てている。

6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための自己点検・評価において、現状把握に必要な「学生の意識調査アンケート」の実施と結果の活用、エビデンス資料等の把握と収集・分析においては、平成 29(2017)年までは 3 年毎に 1 回であった頻度の見直しを行い、平成 30(2018)年度より適切な現状把握を行う体制を見直し、アンケートを毎年実施している。

IR(Institutional Research)の活用に関しては、大学に「IR 情報活用推進委員会」、法人本部には「経営情報部」が令和 3(2021)年度に設置され、IR 情報の収集と活用の取扱いを推進する体制が整えられ、内部質保証のための自主的かつ自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有を図るとともに、IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析が図られている。

6-3 内部質保証の機能性

《6-3 の視点》

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

規程第 5 条に「大学委員会の他、各学部、事務局、図書館、学生支援センター、キャリアセンター、社会・国際連携センターの各部局ごとに部局等自己点検・評価委員会」を設置することを定めている。同条 2 項では「各部局等委員会は、それぞれの所管する教育研究活動、管理運営等に関わる各検討項目について自ら点検及び評価を行うとともに、各部局等の長に対してその結果及び改善のための諸施策について報告・提言する」と役割が規定されている。各部局等の長は企画運営会議並びに評議会に出席しているので、これらの報告・提言に関連・関係することについては報告・審議を行っている。この仕組みを通じて、内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルが確立され機能している。

また、大学の事業計画は実施前年度に策定され、1 月の大学評議会にて審議され承認を受ける。さらに 3 月の理事会にて審議され承認を受ける。4 月より、学長による「学校経営方針」のもと事業計画の実施に取り組み、10 月には「事業計画中間報告会」を開催し、法人本部によるチェックを受けた後、必要な修正を加え再度計画の実行に取り組み。このような取組を経ながら年度末には総括を行うが、中間チェックや年度末の総括が自己点検・評価と連動している。なお、総括は取組結果報告として、事業報告とともに大学評議会にて審議され承認を受けた上で理事会に提出している。

このように大学の各部局から学校法人全体の PDCA サイクルの仕組みが確立、機能している。

6-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価と経営改善計画の取組をうまく連動させ、教育の質保証への新たな取組の提案を奨励することにより有効な PDCA サイクルの確立と機能性を維持していく。

[基準 6 の自己評価]

学則に定めた点検・評価について、自己点検・評価に係る規程は整備されており、規程内容は適切である。また、本学では、令和 3 年度（2021）に学園が新たな発展を期して新たに「中期計画（5 ヶ年）」を制定し、その計画のもと、毎年、事業計画を策定・実施しており、自己点検・評価との関係性も深い。さらに PDCA サイクルは確立されており、自己点検・評価の実施体制や周期等の適切性を保ちながら取組が進められている。

各種アンケートや調査については、その結果は有効に活用されており、自己点検・評価にも活用されている。それは事業計画の取組の中で学内の各種会議体や委員会で審議・報告されている。また、事業計画の取組では PDCA サイクルが適切に機能しており、計画策定、中間チェック及び取組結果の取り纏め（総括）に対する教職員の共通理解も図られている。さらには、大学機関別認証評価報告書や評価結果及び、白書は本学のホームページで公表されている。このようなことから、自己点検・評価の誠実性・有効性は保たれていると言える。

本学は、平成 26(2014)年度の大学名称変更と新学部設置に伴い、新体制のもと新たなスタートを切り、令和 3(2021)年度で 9 年が経過した。新たな教育の営みの中で、本学はその姿を再び大きく変えようとしている。地域の評価や信頼は高くなっており、教育現場、医療現場の評価も高くなっている。そのような状況の中、本学はこの自己点検・評価をとおして教育・研究の質を向上させ、より確かな大学の将来像を描き、社会から必要とされる大学として社会に貢献していく。

以上のことから、基準 6 を満たしていると自己評価する。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. ボランティア活動

A-1 豊かな経験や教養に裏打ちされた人間としての「人間力」の育成

《A-1 の視点》

A-1-① 大学と地域社会との連携の構築

A-1-② 「人間力」を基盤としたコミュニケーション能力の開発

A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学と地域社会との連携の構築

人間教育学部では変化の激しい社会に活かすことのできる「教育力」「実践力」を身につけることを目標として教科・教職科目はもちろん、現代的な教育課題を取り上げた科目を多く設定した。また子ども・同僚・保護者等との良好な関係を築くコミュニケーション能力の演習科目も多く取り入れている。

1年次は学校とのかかわり方やルールを学習しグループでかかわるが、2年次は週に一日学校支援ボランティアに入る。これは学校現場の実情を知るとともに、子どもの理解を深めるうえで有益である。また教師という仕事の社会的な役割や責任、やりがい等を自覚する機会となるとともに、地域社会との連携を深めることにもつながっている。

本学の地域連携・協力体制の一貫として、海外での研修やボランティア活動をとおして、豊かな経験に裏打ちされた人間としての魅力、すなわち「人間力」を育成している。

A-1-② 「人間力」を基盤としたコミュニケーション能力の開発

コミュニケーション能力の育成とは、学校はもとより広く社会の教育活動にかかわる人材に求められる「教育者」としての資質・能力である。また、この2つは「生きる力」の2つの側面であり、その基盤に「人間力」を位置付けている。

季節ごとのイベントにおいては、学生及び教職員が各種イベントに参加し、地域との交流を図っている。

A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学はボランティア活動をとおして、地域への貢献と広く大学の活動を広めることを目標としている。今後も、地域の一員としての活動を行い、学生の「人間力」を養っていく。キャンパス統合に向け、地域との連携について検討した。その内容として、隣接する幼・小・中・高校と連携することをねらい、学生の自主的な活動を支援していく「地域連携ワーキング」を立ち上げた。

[基準 A の自己評価]

本学では、地域連携・協力体制の一貫としての学生のボランティア活動をとおして、地域住民との交流を図り、地域への貢献を行うとともに、学生の「人間力」の育成が実践できている。

また、イベント活動等をとおして、「人間力」を基盤としたコミュニケーション能力の開発の取組を実践している。しかし、学生のボランティア活動の把握については、全てを把握できていない現状にある。今後、学生支援センターと各クラブの密な連携のもとに、社会貢献活動の充実を図っていく。学生支援センターを中心に、実状を把握するシステムの早急な整備が求められる。

以上のことから、「基準 A. ボランティア活動」を満たしていると自己評価する。

基準 B. 社会連携

B-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

《B-1 の視点》

B-1-① 大学と地域社会との協力関係の構築

B-1-② 大学施設、物的・人的資源の社会への提供

B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 大学と地域社会との協力関係の構築

本学は、昭和 59（1984）年 4 月、奈良産業大学の名称で奈良県下唯一の社会科学系の四年制大学として開学し、以来、地域社会の行政、経済界、教育機関及び各諸団体等との交流に努めてきた。平成 26（2014）年 4 月奈良学園大学に名称変更、登美ヶ丘キャンパスに保健医療学部が、三郷キャンパスに人間教育学部が設置された。

本学における社会及び地域との連携活動を推進し、社会及び地域により貢献できる機関としての任務を遂行するために、必要と認められる事業・業務を実施する共同利用機関として、本学の学生、職員及び地域の人々のほか、本学に関わる者の利用に供することを目的とし、同年、社会連携センターを開設した。そして、平成 30（2018）年に組織改編に伴い「社会・国際連携センター」が新たにスタートすることとなった。

開学以来、近隣自治体との連携協定を締結し、人的及び物的資源を相互に活用することによって教育等の分野において連携協力し教育の充実発展に資することを目的として、学校教育活動、生涯学習活動、スポーツ活動、地域活性化事業等の連携協力事業に取り組んでいる。令和 4（2022）年度は、新たに生駒市と連携協定を締結した。

また、「産官学連携」に関しては平成 24（2012）年度から取り組んでおり、旧キャンパス所在地の三郷町の商工会、三郷町役場、県立高等学校等と連携し「三郷町産官学地域活性化連絡協議会」-（産）三郷町商工会、（官）三郷町役場、（学）奈良学園

大学の3団体と奈良県立西和清陵高等学校、ハートランド信貴山看護専門学校による賛助会員により構成されている - として、様々な連携活動を行ってきた。令和4(2022)年度も前年度に続いて地域社会や産業界等学外からの視点を取り入れるために地域産官学懇談会を開催した。令和4(2022)年度は、奈良市へキャンパスが統合されたことにより、奈良市、生駒市からも出席いただき、貴重な意見をいただく機会となった。現在、今後の新たな連携について検討を進めている。

認知度の向上と周辺地域の貢献を目的として公開講座等を実施し、今後も社会連携・社会貢献としての位置付けを堅持していく予定である。

B-1-② 大学施設、物的・人的資源の社会への提供

1. 公開講座

公開講座は、幅広い層の方々に対して、本学の知的資源を提供することと、認知度の向上を目指すことを目的に開催する。

1) 登美ヶ丘カレッジ

登美ヶ丘カレッジは一般市民向け講座として、周辺地域への地域貢献と奈良学園大学登美ヶ丘キャンパスの認知度の向上を目的として開催しており、令和4(2022)年度の登美ヶ丘カレッジは、5回開催した(表B-1-1)。令和5(2023)年度は、6回の開催を予定している。

【表 B-1-1】

開催日	講座内容・講師	参加人数
第1回 2022年4月16日(土)	内容:「緩和ケア領域における理学療法の紹介 -理学療法士の可能性と広がる役割-」 講師:保健医療学部 教授 池田耕二	22名
第2回 2022年6月1日(土)	内容:「老化と付き合う健康づくり」その2 講師:保健医療学部 教授 吉村雅世	41名
第3回 (中止) 2022年8月27日(土)	内容:「小学校入学に向けて体験しよう」 講師:人間教育学部 教授 高岡昌子 講師 石原由貴子	
第4回 2022年10月22日(土)	内容:「加齢による身長短縮についての話題提供」 講師:保健医療学部 教授 三浦康代 准教授 田中富美子	24名
第5回 2022年12月4日(日)	内容:「手のケガ・病気と作業療法」 講師:保健医療学部 教授 飯塚照史	97名
第6回 2023年2月4日(土)	内容:「身近になった外国人との暮らし ～みんなで多文化共生を考えよう～」 講師:人間教育学部 講師 オチャンテ カルロス	20名

2) けいはんな学研都市7大学連携「市民公開講座2022」

この事業は、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構が主催し、毎年開催さ

れる市民講座である。令和4(2022)年度は、計3回の公開講座が、9月2日(金)・9日(金)・16日(金)の日程で開催された。新型コロナウイルス感染拡大防止対応としてWebセミナー形式となった。

本学からは、2日(金)に保健医療学部の辻下守弘教授が、『健康長寿に必要な転倒の科学～転倒を防ぐ術を考える～』をテーマに講師を務めた。参加人数は、170名であった。

3) 専門職向け公開講座

この事業は奈良県立教育研究所の実施協力依頼により、令和4(2022)年度は「教職員のための公開講座」として8月18日(木)に実施した。

保健医療学部の福原啓太講師が、テーマ『青少年における認知バイアスについて～心の成長に向けたメタ認知～』で講座を担当した。

小学校から高等学校にわたる教育現場から21名の教員が参加した。

「認知バイアス」、「メタ認知」、「心の成長」をキーワードに、心の成長に向けたメタ認知について知るといった内容であった。受講者からは、「生徒理解・教育相談に関わる内容、MCT(Metacognitive Training)をもっと知りたくなった」「自分の思考をコントロールできるように心理教育を本学でも取り入れたい」などの声があり、講演終了後には、福原啓太講師へ個別相談する多くの受講者の姿があった。

2. 地域貢献

1) ニュースレター発行

本学に対する周辺地域の理解と協力を一層推進させることを視野において、令和4(2022)年度も「奈良学園大学ニュースレター」を発行することに決定し、4月・7月・10月・2月の計4回発行した。

内容については、大学周辺の施設・企業・街並みの紹介、本学学生及び卒業生並びに教員の教育研究活動を通じた社会貢献の情報、本学主催及び共催の講座・研修会の案内等とした。2000部印刷し、その配付先・設置場所については、学内教職員、学園内幼小中高等学校、学外では、近隣の駅、商業施設内、周辺の公共施設、図書館、コンビニ、近隣学校園及び実習先施設、個別懇談会等とした。

なお、入試広報課を通じ、連携先及び訪問先の高校でも配付された。

2) 地域振興

登美ヶ丘キャンパスを会場として、奈良市登美ヶ丘地区住民を対象とした保健医療学部看護学科による「健康フェスティバル」を開催した。また、中登美ヶ丘近隣公園等を会場として登美ヶ丘地区社会福祉協議会が主催する「わいわいフェスタ」に出展する等、登美ヶ丘地区の自治会と連携し、地域振興に努めている。

3) 産官学連携

三郷町産官学地域活性化連絡協議会は、(産)三郷町商工会、(官)三郷町役場、(学)奈良学園大学の3団体と奈良県立西和清陵高等学校、ハートランド信貴山看護専門学校の賛助会員により構成されており、本学は、その一翼を担うべく協議会と連携し、事業を展開してきた。令和4(2022)年度にキャンパスが統合されたことにより、大学近隣の登美ヶ丘自治会との連携などの新しい試みについて検討を進め

ていく。

4) 「親と子の相談室ひまわり」

① 「親と子の相談室ひまわり」について

本事業は平成 21(2009)年より奈良文化女子短期大学の子育て支援事業として開始され、令和 2(2020)年度より社会・国際連携センターの地域貢献事業として実施している。毎週火曜日 13 時～17 時、場所は登美ヶ丘キャンパス 2 号館 1 階のプレイルーム兼相談室。完全予約制、1 回の相談時間は 50 分、相談料は無料。

② 令和 4(2022)年度の実施状況

i) 開室日数

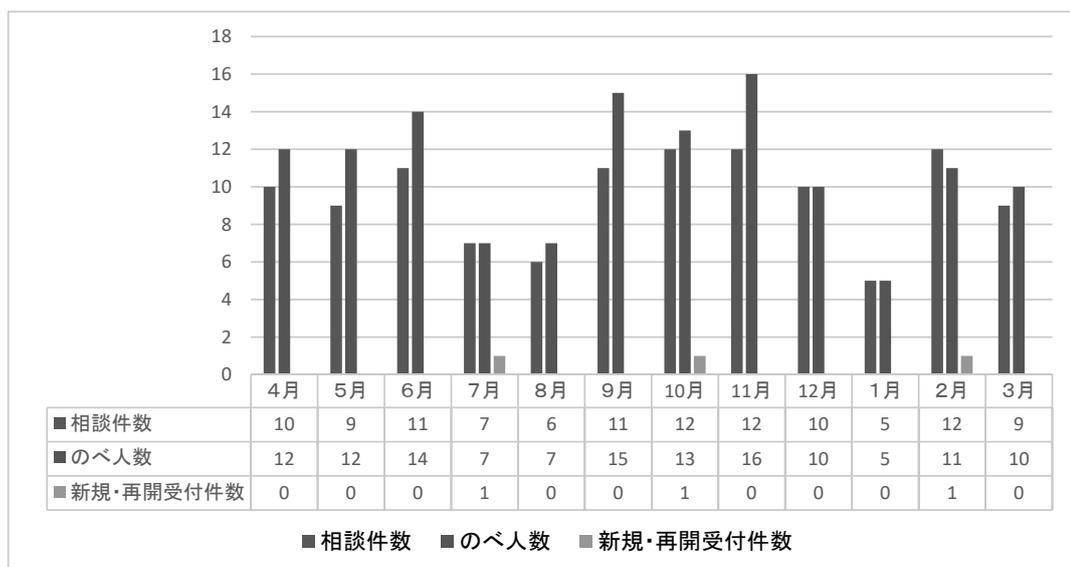
令和 4(2022)年 4 月 12 日から令和 5(2023)年 3 月 28 日までの期間において、臨時開室（主に土曜午前）も含め、計 51 日開室した。今年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う閉室等の対応はなかった。

ii) 相談件数及び相談内容

相談件数は計 114 件、延べ人数（母子で来室した場合 2 人と数える。）は 132 人。1 日の対応件数の平均は 2.5 件であった。

新規相談の受付を再開したところ、再開 1 件を含め 3 件の新たな相談があった。再開ケースは 4 年ぶりに申し込みがあったもので、保護者によると子ども本人が相談室のことを覚えていて、相談したいということで連れて来られたようであった。実数は 9 件となり、幼児 0 件、小学生 3 件、中学生 2 件、高校生以上 4 件。相談内容は、小中学生では発達、不登校、虐待および家族の問題、高校生以降では発達、不安症状、ひきこもり、家族の問題の相談となっている。今年度は保護者のカウンセリングの割合が増えている。昨年度に引き続き、奈良市の相談機関と連携しているケースが 2 件含まれる（表 B-1-2）。

【表 B-1-2】



令和 4 年度「親と子の相談室ひまわり」相談件数

5) その他 「けいはんな子ども天文クラブ」後援

「けいはんな子ども天文クラブ」は、けいはんな科学共有デザインラボが主催している科学体験プログラムの一つで、主に地域の小学生と保護者を対象としたプログラムである。この講座は、独立行政法人国立青少年教育振興機構令和4(2022)年度「子どもゆめ基金(子どもの体験活動助成)」の助成活動に採択されている事業である。この事業に、本学保健医療学部看護学科 嶋田理博教授が講師として招かれ、奈良学園大学が後援した(表B-1-3)。

【表B-1-3】

開催日	内容	参加人数
第1回 令和4年10月1日(土) (会場:奈良学園小学校)	自作の望遠鏡で月齢5の月を観察する 講師:保健医療学部 教授 嶋田理博	児童26名 保護者11名
第2回 令和4年10月9日(土) (会場:KICK)	自作の望遠鏡でほぼ満月の月を観察する 講師:保健医療学部 教授 嶋田理博	児童30名 保護者22名
第3回 令和4年10月29日(土) (会場:KICK)	自作の望遠鏡で木星・土星を観察する 講師:保健医療学部 教授 嶋田理博	児童30名 保護者27名
第4回 令和4年11月5日(土) (会場:奈良学園小学校)	自作の望遠鏡で月・木星・土星を観察する 講師:保健医療学部 教授 嶋田理博	児童26名 保護者13名

*KICK:けいはんなオープンイノベーションセンター

【基準Bの自己評価】

社会連携関連については、新型コロナウイルス感染症対策における制約が続く中、政府や市町村の指導に則り本学の危機対策本部会議に諮りながら、本学の知的資源を提供できることを目的として事業を計画・実施した。その代表的な事業は5回実施した登美ヶ丘カレッジであり、計204人が参加した。専門職向け公開講座、親と子の相談室による支援、近隣の施設の紹介など地域の情報発信としてニューズレターの発行も本学知的資源の提供に相当すると考える。産官学連携事業の1つである「三郷町産官学地域活性化協議会」は、本学の令和4(2022)年度からのキャンパス統合の新しい連携事業の模索を始めた。

公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構との連携では、けいはんな学研都市7大学連携「市民公開講座2022」への参画(講師派遣)、独立行政法人国立青少年教育振興機構令和4(2022)年度「子どもゆめ基金(子どもの体験活動助成)」の助成活動に採択された事業への協力など、地域における大学の役割を果たす機会となった。また、(仮称)けいはんな万博開催準備会、けいはんな学研都市「大学・研究機関」共創会議

に参画する等、けいはんな学研都市との連携も深めている。以上のことから、「基準 B. 社会連携」については満たしていると自己評価する。

基準 C. 国際交流

C-1 国際交流の推進

《C-1 の視点》

C-1-① 海外大学との提携の推進

C-1-② 海外協定校からの学生の受入れ

C-1-③ 海外協定校への学生の派遣

C-1 の自己判定

基準項目 C-1 を満たしている。

C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では「国際交流事業」を本学の特徴のうちの 1 つとしている。平成 21(2009)年度に「国際交流センター[平成 30(2018)年度から社会・国際連携センター]」を設置し、専任の職員を 2 人常駐させることで、学術の国際交流、外国人研究者の受入れ、支援、学生の国際交流など、国際的な連携協力を推進してきた。新型コロナウイルス感染症の流行によって制限が続いた留学生の受入れ・派遣などについて、一部は再開できた。積極的に海外現地調査を行い、海外の大学との協定締結を進めてきており、本学学生の国際理解の場の提供に努めている。

C-1-① 海外大学との提携の推進

本学の国際交流の歴史は、平成 21(2009)年屏東科技大学（台湾）との間で交流提携協定が締結されたことを機に本格的に始まり、東アジア・東南アジア、南西アジアの 13 大学と交流している。

平成 21(2009)年 5 月 屏東科技大学(台湾)

平成 21(2009)年 11 月 カンボジアメコン大学(カンボジア)

平成 22(2010)年 1 月 香港城市大学専上学院(香港)

平成 22(2010)年 2 月 華南理工大学(中国)

平成 22(2010)年 2 月 蘇州科技学院(中国)

※(平成 28(2016)年 3 月 1 日蘇州科技大学に昇格)

平成 23(2011)年 3 月 青島理工大学琴島学院(中国)

※令和 3(2021)年 2 月青島城市学院に名称変更

平成 23(2011)年 11 月 黒龍江東方学院(中国)

平成 25(2013)年 1 月 南京郵電大学(中国)

平成 25(2013)年 2 月 スーパートゥム大学(タイ)

平成 25(2013)年 4 月 長江大学(中国)

平成 26(2014)年 4 月 屏東科技大学(台湾)／平成 21(2009)年の覚書を再締結

平成 26(2014)年 5 月 三峡大学(中国)

平成 26(2014)年 6 月 カンボジアメコン大学(カンボジア)／平成 21(2009)年の覚書を再締結

平成 27(2015)年 3月 東亜大学校国際学部(韓国)
 平成 28(2016)年 6月 ダナン大学(ベトナム)
 平成 28(2016)年 7月 マハサラカム大学看護学部(タイ)
 平成 31(2019)年 2月 南京郵電大学(中国)／平成 25(2013)年の覚書を再締結
 令和 4(2022)年 6月 カンボジアメコン大学(カンボジア)／平成 21(2009)年の覚書を再締結
 令和 4(2022)年 7月 屏東科技大学(台湾)／平成 21(2009)年の覚書を再締結
 令和 4(2022)年 12月 ダナン大学(ベトナム)／平成 28(2016)年の覚書を再締結
 令和 5(2023)年 3月現在 トリブバン大学(ネパール) 締結に向けて進行中
 ※華南理工大学、香港城市大学専上学院は、協定の有効期間が満了したため失効。

C-1-② 海外協定校からの学生の受入れ

本学が受け入れている留学生への対応のために、社会・国際連携センターに常駐の職員を配置している。特に中国からの留学生が多いため、中国語の堪能な職員を配置し、学修及び日常生活の相談に対応している。

1. 特別聴講生プログラム

令和 4(2022)年度の特別聴講生プログラムは、新型コロナウイルス感染拡大防止対応として危機対策本部会議の審議を経て、聴講生の受け入れを中止した。令和 5(2023)年度の受入れについては、危機対策本部会議の審議を経て、再開することを決定した。

〔プログラムの概要〕

特別聴講生プログラムとは、海外協定校に在籍し、日本語能力試験 N2 相当以上の日本語力を有し、海外協定校により日本語での講義受講に支障がないと判断された者が半年間もしくは 1 年間、本学で授業を聴講できる制度である。特別聴講生は、単位互換協定等に基づき、本学が指定した授業科目を履修できる。一般学生と同じ科目に加えて、日本語関連の科目が開講されている。履修した科目は、試験を受けて合格すれば単位が授与され、成績証明書が発行される。プログラムの特徴は、本学における 1 年間の学修成果として、「課題研究」(論文)を作成する、あるいは半年間の学修成果として「留学レポート」を作成することである。日本語などを学ぶ一方、各自がテーマを決めて課題に取り組み、ゼミ形式で担当教員の指導を受けながら調査・研究を行う。最後に課題研究発表会を実施し、研究の成果を発表する。

※「課題研究」(論文)は「課題研究集録」(論文集)として発行されている。

2. 夏期日本語研修プログラム

令和 4(2022)年度の夏期日本語研修プログラムは、新型コロナウイルス感染拡大防止対応として危機対策本部会議の審議を経て、研修生の受け入れを中止した。令和 5(2023)年度の受入れについては、再開に向けて調整を進めている。

〔プログラムの概要〕

夏期日本語研修プログラムとは、海外協定校に在籍する学生で、日本語を主専攻とする者、もしくは第二外国語として日本語を専攻している者が 3 週間にわたり、本学で日本語と日本文化に関する研修を受講する制度である。平日の午前には日本語

の授業を受講し、午後は各種日本文化（剣道、茶道、着物、浴衣、化粧等）を体験する。授業実施日以外では、奈良エクスカッション、京都エクスカッション、宿坊宿泊体験を実施している。学生サポーター（本学学生）を募集し、夏期日本語研修プログラム研修生のサポートとプログラム運営補助を任せて、本学学生が海外からの研修生と交流を図る機会としても活用している。

C-1-③ 海外協定校への学生の派遣

1. 海外学生派遣プログラム

本学では毎年、海外協定校への学生派遣を実施している。海外学生派遣プログラムは海外協定校等の協力のもと、内容について十分に検討された上で実施される。以下に海外学生派遣プログラムを紹介する。

1-1 青島理工大学琴島学院短期語学研修

令和 4(2022)年度の青島理工大学琴島学院短期語学研修は、新型コロナウイルス感染拡大防止対応として危機対策本部会議の審議を経て、派遣を中止した。

[研修の目的]

- ・中国語の四技能(聴解・会話・読解・記述)を向上させる。
- ・中国文化に触れ、学生の国際的な視野を広げる。

1-2 奈良学園大学と蘇州科技大学との文化交流

令和 4(2022)年度特別聴講生の受入れを中止したため、令和 3(2021)年度に続きオンライン(ZOOM)で文化交流を実施した。テーマは、「SDGsについて語ろう!」とした。発表者は、蘇州科技大学から7名、本学から7名であり、交流会の参加者は約135名(教職員等を含む)であった。

1-3 奈良学園大学と東亜大学校との文化交流研修

令和 4(2022)年度の東アジア文化交流研修は、東亜大学校の事情により中止となった。

[研修の目的]

- ・日本と韓国における文化の共通性と異質性について交流を通じて議論して相互理解を促進する。

1-4 カンボジア短期研修

令和 4(2022)年度のカンボジア短期研修は、令和元(2019)年度以来の再開となった。

[研修の目的]

- ・本学学生(人間教育学部・保健医療学部)の「グローバル感覚醸成」、「グローバルコミュニケーションスキル修得」、「社会人基礎力育成」を目的とする。

[基準Cの自己評価]

国際交流関連では、従前からの交流プログラムを継続するとともに新規のプログ

ラムを開発して取り組む予定にしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応として、留学生の受入れと本学学生の中国、韓国への派遣、「トビタテ！留学 Japan」への参加は中止となった。一方、タイ、カンボジアでの現地研修は再開することができた。また、蘇州科技大学との文化交流プログラムについては、オンラインでの交流会を実施することができた。現地研修の再開やポストコロナ対応のオンライン研修により、学生の国際交流の機会を継続できた意義は大きかったと考える。例年どおり、実施した事業については「国際交流記録文集 2022」にまとめた。これらの経験は、新しい時代の国際交流の在り方や今後の海外からの留学生の受け入れの再開において貴重な資料になると考えている。

以上のことから、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも「基準 C. 国際交流の推進」については満たしていると自己評価する。事業の目的、内容、効果を確認しつつ本学学生の国際性の涵養に資する事業活動へと発展させたい。

V. 特記事項

1. 奈良学園共同研究事業推進

幼稚園から大学院までを有する『学校法人奈良学園』において、令和4年度は、3件採択し、奈良学園大学が、研究や教育実践をリードすることで、学園全体の教育力、研究力を高め、ひいては、在籍する子供達のより充実した学園生活に結びつけるよう事業推進を重ねた。

令和4年度は、以下の研究を進めた。

	研究代表者	共同研究者	研究課題名
K1	住本 克彦 (奈良学園大学人間教育学部人間教育学科 教授)	高橋千香子 (奈良学園大学人間教育学部人間教育学科 准教授) 中山健 (奈良文化高等学校・教諭) 橋本宗隆 (奈良学園中学・高等学校 教諭) 三笥康之 (奈良学園登美ヶ丘中学・高等学校 教諭) 池田大輔 (奈良学園小学校 教諭) 山田百代 (奈良文化幼稚園 教諭) 益田美保 (奈良学園幼稚園 教諭)	「いじめ防止・対応等、教職員研修プログラム」の開発に関する研究—『学校法人奈良学園』における『教育相談活動(生徒指導含む)』のネットワーク強化—
K2	高田 勝子 (奈良学園大学保健医療学部看護学科 講師)	上野栄一 (奈良学園大学保健医療学部看護学科 教授) 西出順子 (奈良学園大学保健医療学部看護学科 講師) 長野 巧 (奈良学園登美ヶ丘中学・高等学校 教諭)	高校生の個人固有の特性(ストレス耐性)と起床時の呼吸法が心身の健康状態に及ぼす効果の関係性
K3	高岡 昌子 (奈良学園大学人間教育学部人間教育学科 教授)	石原由紀子 (奈良学園大学人間教育学部人間教育学科 講師) 間井谷容代 (奈良学園大学人間教育学部人間教育学科 助教) 谷川具子 (奈良学園幼稚園 園長) 岡村季光 (奈良学園大学人間教育学部人間教育学科 准教授)	幼児教育における栽培活動を通して育む心の研究

【例：「K1」】

本研究では、そこで確認された「いじめ対応研修会や事例研修会等の定期的実施」を奈良学園全体で5回実施し(各学校園の生徒指導、教育相談等の担当者各1名参加)、毎回(1)生徒指導、教育相談に関する事例報告・検討(2)最新の「教育相談」テキストを活用した研修を実施し、参加者の研修の振り返りを基に、カウンセラー有資格者複数名(奈良学園大学教員)が、半構造化面接を実施し、KJ法によって、その内容を整理、分析し、「いじめ防止・対応等、教職員研修プログラム」開発に資するものであった。結果として、(1)【事例報告・検討】成功事例に学ぶ事例検討会の有効性(危機管理体制の充実による効果)(2)【テキスト研修】教育実践(生徒指導・教育相談)する際に、裏付けとなる理論等をベースとすることの有効性(3)開発的カウンセリング技法の研修の必要性(4)同一学園内で同様の分掌担当者が定期的に意見交流することの有効性(5)研修会に専門家(奈良学園大学教員)が入ることの有効性等が確認された(『奈良学園大学紀要第15集』に集録。)

2022年度 自己点検・評価委員会 名簿

学長	辻 毅一郎
副学長（2022年10月～学長）	金山 憲正
人間教育学部長	森 一弘
保健医療学部長・研究科長	上野 栄一
人間教育学科長	根岸 章
看護学科長	吉村 雅世
リハビリテーション学科長	辻下 守弘
保健医療学部 教授	阪元 勇輝
保健医療学部 講師	滝本 幸治
看護学研究科選出 准教授	小林 由里
学生支援センター選出 准教授	岡野 由美子
社会・国際連携センター選出 教授	堀内 美由紀
キャリアセンター選出 准教授	藤田 信子
図書館選出 図書館事務室長	松尾 健
事務局長	仁後 公幸
法人事務局総務部長	木内 才博
教務課長	新熊 光
入試広報課長	三木 孝廣
学長室長	樺谷 高之
総務課長	吉岡 伸幸
総務課主幹	坂田 雅之
自己点検・評価委員会 委員長	
人間教育学部教授	住本 克彦

奈良学園大学白書【令和5年度】

発行日 令和5年5月26日

発行者 〒631-8524 奈良県奈良市中登美ヶ丘3丁目15-1 奈良学園大学

印刷所 〒630-8141 奈良県奈良市南京終町3丁目464番地 株式会社 明新社